

第2章 東日本大震災からの復興

第3回 地方行財政ビジョン研究会 大井 潤（総務省自治財政局財政課財政企画官）

東日本大震災からの復興



平成23年10月19日
自治財政局財政課
財政企画官 大井 潤

東日本大震災に係るこれまでの財政措置について

1 被災団体等への地方交付税の交付状況

○普通交付税

4月	4月概算交付及び6月分繰上げ交付	9,902億円 (6,317億円) (3,584億円)
6月	6月概算交付及び9月分繰上げ交付	7,781億円 (3,372億円) (4,409億円)
9月	9月定例交付及び11月分繰上げ交付	7,126億円 (2,620億円) (4,506億円)

○特別交付税

4月	第1回特例交付	762億円
9月	第2回特例交付	1,748億円

2 国費の拡充

- (1) 激甚法の適用対象団体の拡大
- (2) 国庫補助・負担率の引上げ
- (3) 対象施設・事業の拡大

(主な例)

対象施設・事業	阪神・淡路	東日本大震災
公共土木施設		
上水道等	8/10	8/10~9/10
集落排水施設	1/2	
仮庁舎	—	2/3
ガレキ処理	1/2	5/10~9/10
除塩事業(農地)	—	9/10

※ ガレキ処理については、残る地方負担を基金事業により措置し、9.5/10程度に負担率を引上げ。

3 特別交付税の1,200億円増額（1次補正）（阪神・淡路大震災 300億円増額）

4 平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税5,455億円の増額（2次補正）

(参考) 平成23年度地方交付税総額の推移

	総額	普通交付税	特別交付税
当初予算	173,734	163,309	10,424
補正予算第1号	1,200	—	1,200
補正予算第2号	5,455	884	4,571
計	180,388	164,193	16,195

(単位: 億円)

23年度補正予算(1号)の財政需要と財源

(単位:億円)

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
〔仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等〕		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
〔道路、港湾、下水道、住宅、農地等〕		周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
〔学校施設、社会福祉施設等〕		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
〔緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等〕			
合 計	40,153	合 計	40,153

23年度補正予算(第1号)における特別交付税1,200億円増額

- 特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、現段階においてすでに多額の経費が見込まれることから、特別交付税の1,200億円の増額を図る。

(特別な財政需要)	(4月特例交付)	
災害弔慰金の地方負担額	490億円	(422億円)
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	(281億円)
応援団体経費	430億円	(59億円)
計	1,200億円	(762億円)

(参考)

引き下げの延長

5%→6% 8,687億円→10,424億円(+1,737億円) 対前年度比 +286億円(+2.8%)
(対前年度補正後比 +106億円(+1.0%))

23年度補正予算（第1号）による歳出の追加に伴う地方負担額

(単位:億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	(ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他(養殖施設復旧支援対策事業等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合計		30,507	23,209	7,298	

地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

	東日本大震災	阪神・淡路 <small>(阪神・淡路財政援助法第80条)</small>	通常 <small>(災害対策基本法第102条)</small>
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率 100% 普通交付税 75% + 財政力等に応じ最大20% 特交措置	充当率 100% 特別交付税 80%(県) 75%(市) (H15~ 普通交付税)	充当率 100% 特別交付税 57%
2号 災害救助など	充当率 100% 普通交付税 95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率 100% 特別交付税 95% (H15~ 普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税(ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に災害対策債 充当率 100% 特別交付税 57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率 100% 普通交付税 100%	—	減税補てん債 充当率 100% 普通交付税 100%

※1 阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補填債等により対応(法人住民税等:減収補填債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税:減収補填債(充当率100%、資金手当債))
 ※2 東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、減収補填債等により対応。

平成23年度補正予算（第2号）の概要

- 東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上。
- 財源については、追加の国債を発行せず、平成22年度決算剰余金により賅う。

1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754 億円
(1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474 億円
○ 政府補償契約に基づく補償金支払い	1,200 億円
○ 原子力損害賠償和解仲介業務経費等	13 億円
○ 福島県 原子力被災者・子ども健康基金	962 億円
○ 除染ガイドライン作成等事業	2 億円
○ 放射能モニタリングの強化	235 億円 (注1)
○ 福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業	50 億円
○ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費	2 億円
○ 「日本ブランド」復活のための対外発信力強化	53 億円
(2) 原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費	280 億円
○ 原子力損害賠償支援機構（仮称）への出資金	70 億円
○ 交付国債償還財源に係る利子負担	200 億円
※このほか、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定（予算総則）。	
○ 東京電力に関する経営・財務調査委員会に必要な経費	10 億円

(注1) 原子力被災者・子ども健康基金との重複分を除くと192億円

2. 被災者支援関係経費	3,774 億円
(1) 二重債務問題対策	774 億円
○ 中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化	30 億円
○ 中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み	1 億円
○ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減	184 億円
○ 震災により一旦廃業した中小企業者等を対象とする融資の拡充	10 億円
○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（1次補正において155億円措置）	100 億円
○ 被災地域産業地区再整備事業（1次補正において10億円措置）	215 億円
○ 水産業共同利用施設の機器等（製氷機等）の整備の拡充（1次補正において18億円措置）	193 億円
○ 木質系震災廃棄物等の活用可能性調査	1 億円
○ 再生可能性のある医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更を推進するための（独）福祉医療機構の財務基盤強化	40 億円
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000 億円
今般の東日本大震災に限った特例措置として、既に支給した支援金を含め補助率（現行50%）を80%へ引上げ（20万世帯に対する支援金支給に必要な規模）。	
3. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000 億円
東日本大震災に係る復旧及び復興に関係する経費であって、予見し難い予算の不足に緊急に充てるためのもの。	
4. 地方交付税交付金	5,455 億円
東日本大震災に係る被災自治体等の特別な財政需要に対応。その中で東日本大震災復旧・復興予備費使用に係る地方負担、被災者生活再建支援制度の地方負担に係る積増し分等にも適切に対応。	
合 計	1兆9,988 億円

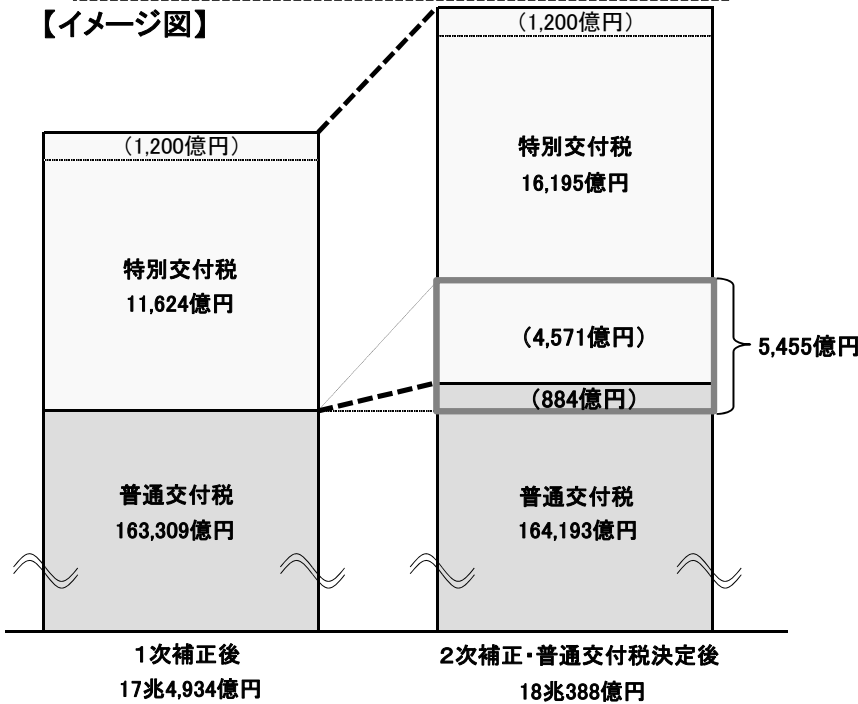
(注2) 上記合計額には、1～4の他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費（5億円）を含む。

(注3) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成23年度補正予算（第2号）における地方交付税の増

平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税の増 5,455億円

【イメージ図】



【参照条文】

地方交付税法（昭和25年法律第211号）（抄）
（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2（略）

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合には、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）÷基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

3～6（略）

※（ ）内は内数である。

補正予算（第2号）による歳出の追加に伴う地方負担額と地方財政措置

（単位：億円）

区分	事業名	金額			事業内容	今回の対応
		合計	国費	地方負担		
適債事業	原子力被災者・子ども健康基金事業	299	180	119	①校庭、園庭、都市公園等の表土改善（79億円、1/2補助） ②保育園、小中高校の空調施設設置（41億円、1/2補助） ③緑量低減化活動支援事業（61億円、10/10補助）	①補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式） ②補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置（公債費方式） （残余の20%を単位費用措置）
	災害復旧事業	204	193	11	水産業共同利用施設設備復旧支援	補助災害復旧事業債 ・充当率90%（農林漁業施設） ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式）
	表土改善事業	70	46	25	学校・保育所等の表土改善	補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式）
	輸出農産物等放射能検査対応事業	0.7	0.5	0.2	放射能検査設備整備	補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置（公債費方式） （残余の20%を単位費用措置）
	小計	574	419	155		
非適債事業	災害復旧事業（民間事業者向け補助）	149	100	50	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	特別交付税措置
	被災者生活再建支援	3,342	3,000	342	1次補正分を超える追加所要	全額特別交付税措置
	総合計	4,065	3,519	547		

※上表については、すべて普通会計分である。

東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度の特例

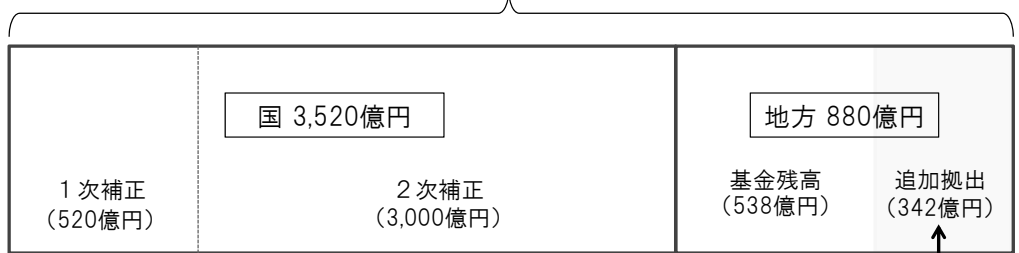
○ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給に必要な資金については、大幅な不足が見込まれる。

- ・ 支援金の総支給見込額 4,400億円(220万円(※)×20万世帯)
(※)新潟中越沖地震における1世帯当たり平均支給額
- ・ 1次補正による措置済額 1,040億円(1次補正 520億円(補助率1/2))

○ このため、東日本大震災に限り、

- ① 既に支給した支援金を含め国の補助率(現行1/2)を8/10に引き上げ
- ② これに伴う都道府県の追加拠出の全額を特別交付税措置

【参考】 支援金の総支給見込額 4,400億円



全額特別交付税
措置

※ 東日本大震災に係る支援金の支給により基金残高がゼロになるため、7月12日の全国知事会議において被災者生活再建支援基金の積戻し(538億円)を決定。

平成23年度特別交付税総額

(上段): H22当初10,138億円からの伸び率
 (下段): H22補正10,318億円からの伸び率

H23当初 (政府案)	8,687億円	(△14.3%)
		<	△15.8%	>
H23当初 (国会修正後)	10,424億円	(2.8%)
		<	1.0%	>
補正加算(第1次)	1,200億円			
補正加算(第2次)	4,571億円			
	16,195億円	(59.7%)
		<	57.0%	>

東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

（平成23年7月29日決定 同年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）

4 あらゆる力を合わせた復興支援

（1）国の総力を挙げた取組み

②使い勝手のよい交付金等

（i） 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。

（ii） 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

（3）事業規模と財源確保

①事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

②財源確保に係る基本的考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

③「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

⑤今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的な内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討にあたっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」（8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長）において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

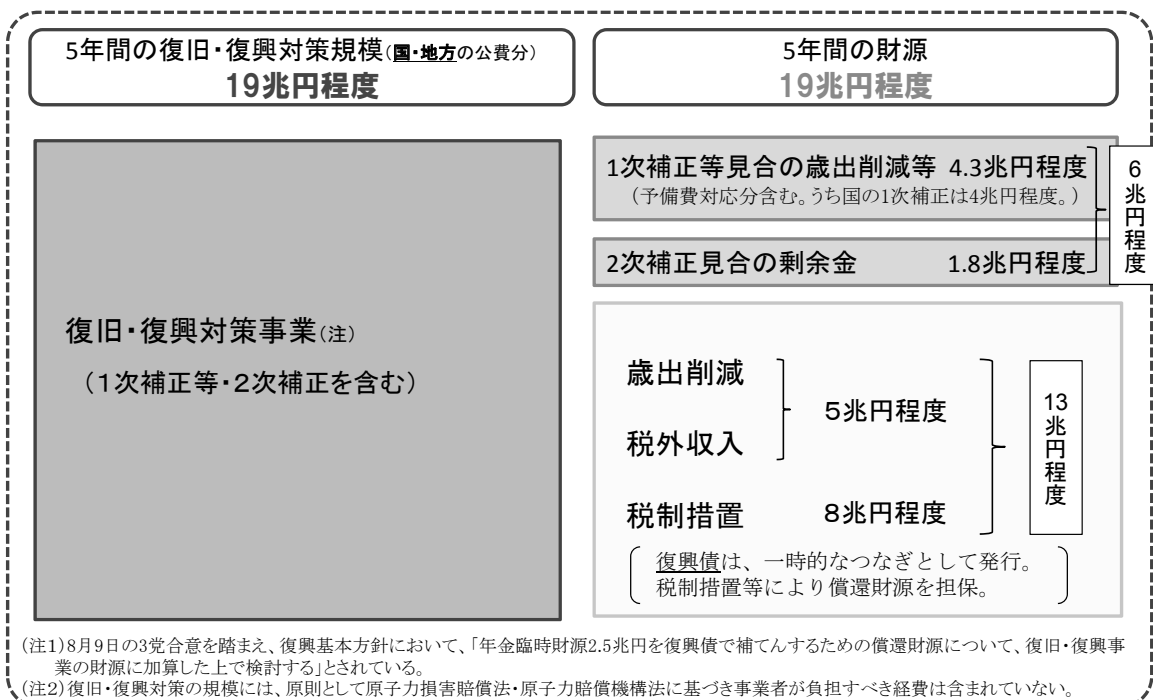
⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興にあたっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

東日本大震災復興対策本部会(第8回)(9月20日) 財務省資料

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。



中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について

（平成23年8月12日閣議決定）

地方財政関係

- 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
- 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 (注3)	71 (注3)	71 (注3)
(年金差額分以外の金額)	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 (23年度0.8)	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ α	+ α	+ α
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ β	+ β	+ β

（注3）平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

平成24年度予算の概算要求組替え基準について

（平成23年9月20日閣議決定）

地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

（参考）

概算要求枠

（付表）

所管等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

↑
地方交付税は対象外

平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針

〔平成23年10月7日
閣議決定〕

I. 平成23年度第3次補正予算について

1. 平成23年度第3次補正予算については、総額概ね12兆円程度の歳出の追加を行う。このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補てんのための経費を除く）は、概ね9兆円程度となる。

(1) 具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補てんのための経費について、東日本大震災関係経費として概ね11兆円台半ばの金額を計上する。

これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。

(2) その他の経費として、台風第12号等に係る災害復旧等事業費等について0.3兆円程度の金額を計上し、これらの歳出を賄うため、税外収入の確保及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う。

(3) 更に、B型肝炎関係経費として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金（仮称）の造成のための経費について0.05兆円程度の金額を計上し、これを賄うため、税外収入の確保等を行う。

2. 一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計予算について所要の補正を行うとともに、政府関係機関予算について所要の補正を行う。

3. 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3兆円程度を追加する。

II. 平成23年度第3次補正予算の財源を含む今後の復興財源について

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、
 - (1) JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
 - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点から踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
 - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
 - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後10年間の基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
6. 上記1.、2.、4.、及び5.については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。

7. 上記1. 及び4. については、今後10年間の基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

(参考1) 平成23年度一般会計補正予算(第3号)等の骨格について

第一 一般会計予算の補正

1. 東日本大震災関係経費	11.6兆円程度 (9.1兆円程度)
〔歳出の追加〕	
(1) 復興対策等事業費	6.1兆円程度
(2) 災害関連融資関係経費	0.6兆円程度
(3) 全国防災対策費	0.5兆円程度
(4) 除染等経費	0.2兆円程度
(5) 地方交付税の加算	1.6兆円程度
(6) 年金臨時財源の補てん	2.5兆円程度
〔財源〕	
(1) 復興債	11.4兆円程度 (8.9兆円程度)
(2) 税外収入	0.02兆円程度
(3) 復興財源となる歳出削減	0.2兆円程度
2. その他の経費	0.3兆円程度
〔歳出の追加〕	
・ 台風12号等に係る災害復旧等事業費等	0.3兆円程度
〔財源〕	
(1) 税外収入	0.1兆円程度
(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の減	0.2兆円程度

3. B型肝炎関係経費	0.05兆円程度
〔歳出の追加〕	
・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金(仮称)の造成	0.05兆円程度
〔財源〕	
・ 税外収入等	0.05兆円程度
合 計	12.0兆円程度 (9.5兆円程度)

(注) () 内の計数は、年金臨時財源の補てんを除いた計数である。
 (備考) 計数については、それぞれ精査中であり、今後異同があり得る。
 また、それぞれ四捨五入によっているため、端数において一致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

(参考) 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3兆円程度を追加する。

第三次補正予算における主な復興関連施策(概要)

1. 災害に強い地域づくり関係……………P1
2. 地域における暮らしの再生関係……………P2～P4
3. 地域経済活動の再生関係……………P5

平成23年10月7日
復興対策本部事務局

1. 災害に強い地域づくり関係

市街地整備(国土交通省)

－津波被災市街地の復興まちづくり

《考え方》土地区画整理事業や防災集団移転促進事業について事業の実施が見込まれる地域のうち、早期の立上りが見込まれる事業の全てに対応可能な額を措置

－盛土造成地の滑動崩落対策

《考え方》被災宅地において見込まれる当該事業の全てに対応可能な額を措置

－市街地液状化対策

《考え方》被害の著しい市街地を中心に、早期の立上りが見込まれる事業の全てに対応可能な額を措置

被災者の住宅の確保等(国土交通省)

－災害公営住宅等の供給等

《考え方》被害状況等を踏まえ、阪神・淡路大震災の実績も参考に、一次補正と合わせ3万戸を措置

インフラの整備等(国土交通省)

－三陸縦貫道などの復興道路・復興支援道路の整備

《考え方》三陸沿岸道路などの復興道路、復興支援道路の整備について、事業の推進を図り、逐次供用を開始しつつ、できるだけ早期にネットワークとしてつながることを目指し、所要の予算を計上

－河川、港湾等の津波対策、土砂災害対策

《考え方》(海岸の津波対策) 海岸堤防については、新たに設定される堤防高さで、国施行区間のうち仙台空港等の重要施設が背後にある区間においては、平成24年度を目途に完了を目指すなど、順次復旧を進めていくために必要な予算を措置。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す、順次復旧を進めていくために必要な予算を措置。

(河川の津波対策) 河川堤防については、平成24年度出水期(6月頃～)までに被災前と同程度の安全水準(含：地盤沈下分)まで本復旧を完成させるとともに、海岸堤防の復旧と整合を図りながら、今次津波を踏まえて必要となる高さの堤防等の整備に必要な予算を措置。

(港湾の津波対策等) 被災した港湾施設の早期復旧に加え、津波被害が想定される港湾における防波堤や耐震強化岸壁、がれきや堆積土砂の受入のための廃棄物埋立護岸の整備や港湾施設の「粘り強い構造」に関する検討等に必要な予算を措置。

(土砂災害対策) 土砂災害対策については、土砂災害危険箇所の緊急点検結果等を踏まえ、亀裂等の変状を来した箇所、被災地復興に不可欠な重要交通網等を保全する箇所の対策に着手し、逐次完了させるために必要な予算を措置。

自立・分散型エネルギー導入促進(環境省)

－防災拠点等における再生可能エネルギー導入(地域グリーンニューディール基金の拡充)

2. 地域における暮らしの再生関係①

仮設住宅等避難者に対する支援(厚生労働省)

<福祉サービス・コミュニティの再生>

— 地域支え合い体制づくり(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し)

— 地域の「絆」再生等(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し)

《考え方》地域の「絆」やつながりを再生し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるため、「社会的包摂」促進のための地域取組支援、「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援等に対して財政支援を行う。

— 障害福祉サービス事業者の支援(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し)

— 保育所等の複合化・多機能化の推進(安心子ども基金の積み増し)

<被災者の健康の確保>

— 被災者の健康支援(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し)

— 被災者の心のケア(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等)

<復旧への追加的支援>

— 生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金の確保

— 国民健康保険の保険者等への支援

2. 地域における暮らしの再生関係②

地域医療提供体制の再構築等(厚生労働省)

— 地域医療提供体制の再構築(地域医療再生基金の積み増し)

《考え方》津波等により、病院の全壊等甚大な被害を受けた地域で、新たな医療提供体制を再構築するため、県が策定する医療の復興計画に基づく、医療機関等の再整備等の事業に対し財政支援

— 被災施設の災害復旧(第1次補正の追加財政措置)

《考え方》医療施設等災害復旧を引き続き進めるため、施設整備等につき所要の追加財政措置

被災地における教育の再建(文部科学省)

— 国公立学校施設等の災害復旧等

《考え方》東日本大震災により被災した学校施設や社会教育施設の復旧等を引き続き推進。

— 被災した児童生徒の心のケア等

《考え方》児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーや進路指導・就職指導を行う指導員等の配置を促進。

— 就学支援の充実

《考え方》各学校段階において、経済的支援が必要な子どもや若者に対する就学支援を充実。

— 復旧・復興を担う専門人材の育成

《考え方》震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧復興の即戦力となる専門人材の育成及び地への定着を図るための推進体制を整備し、専門人材を育成する取組を支援。

— 学びを通じた地域コミュニティの再生

《考え方》地域教育コーディネーターの配置など学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生の取組を支援。

2. 地域における暮らしの再生関係③

復興対応のための雇用対策(厚生労働省)

- 一 被災地の本格的雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援
(「重点分野雇用創出事業」の基金の積増し)

《考え方》産業施策の観点から補助等の対象となる事業において、被災者を雇用する場合に支援を行うとともに、民間企業等への委託により、生涯現役・全員参加・世代継承型の雇用創出を推進する。

- 一 震災等の影響による失業者の雇用機会創出支援(「重点分野雇用創造事業」の基金の積増し)

《考え方》重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業を拡充して、震災等緊急雇用対応事業として実施し、震災等の影響による失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

- 一 新卒者等の就職支援(「緊急人材育成・就職支援基金」の積増し等)

《考え方》卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した事業主への奨励金について、平成25年3月末まで延長する特例措置を講じるとともに、ジョブサポーターの増員等を実施する。

- 一 職業訓練の拡充等

《考え方》復旧・復興に必要な人材育成のため、①公的職業訓練の訓練規模等の拡充、②キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げ等、③地域の産業の高度化等を担う中核人材を育成する中小企業主への助成を行う。

3. 地域経済活動の再生関係

水産業の復興(農林水産省)

- 一 漁業・養殖業の再開

《考え方》○早期の操業再開が見込まれる共同利用漁船、共同利用定置を整備するのに対応可能な額を措置。
○早期の生産再開が見込まれる養殖経営体を支援するのに対応可能な額を措置

- 一 加工流通施設の整備

《考え方》早期の経営再開が見込まれる加工流通施設を整備するのに対応可能な額を措置。

- 一 漁港機能の早期回復・強化

《考え方》全国及び地域の拠点漁港について、順次供用開始し、平成25年度末までに、漁港機能を概ね回復。その他の漁港についても、平成27年度末までに、必要な漁港機能を順次回復。これらに向けて対応可能な額を措置。

- 一 漁場のがれき処理

《考え方》早期漁業再開に向け、好漁場・主漁場等早期に対応すべき漁場のがれき撤去に対応可能な額を措置。

被災中小企業の復旧・復興支援(経済産業省)

- 一 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援(グループ補助金)(調整中)

《考え方》被災地の強いニーズを踏まえ、1次・2次補正に引き続き予算規模を大幅拡大。地域経済の中核たる中小企業等グループの再建を強力に支援し、被災地域の復興を加速化

- 一 資金繰り支援(「東日本大震災復興特別貸付」及び「東日本大震災復興緊急保証」等)

《考え方》「東日本大震災復興特別貸付」及び「東日本大震災復興緊急保証」の継続実施等、中小企業の資金繰りに万全の支援策を実施

- 一 仮設工場、仮設店舗等の整備

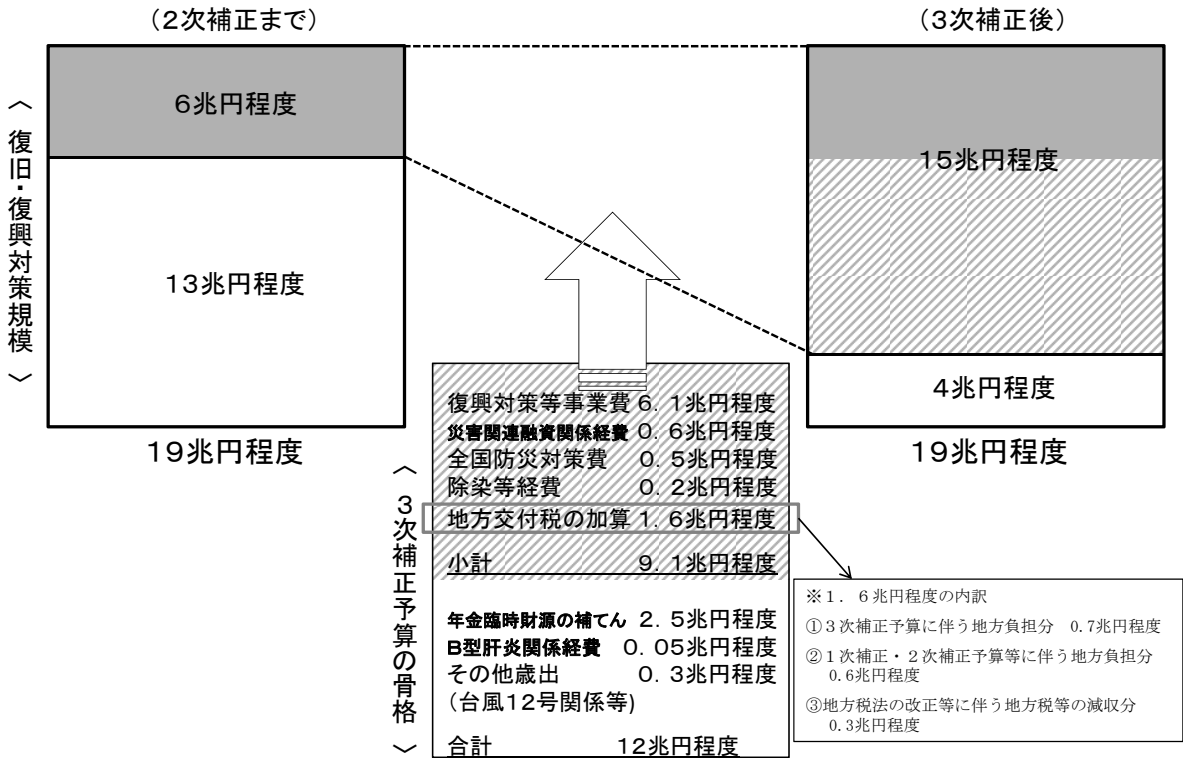
《考え方》47市町村・343件の整備要望のうち174件につき自治体と基本契約を締結済。さらに施設整備を加速化

- 一 被災中小企業に対するリース料支援

《考え方》震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助

復旧・復興対策規模と第3次補正予算の骨格（イメージ）

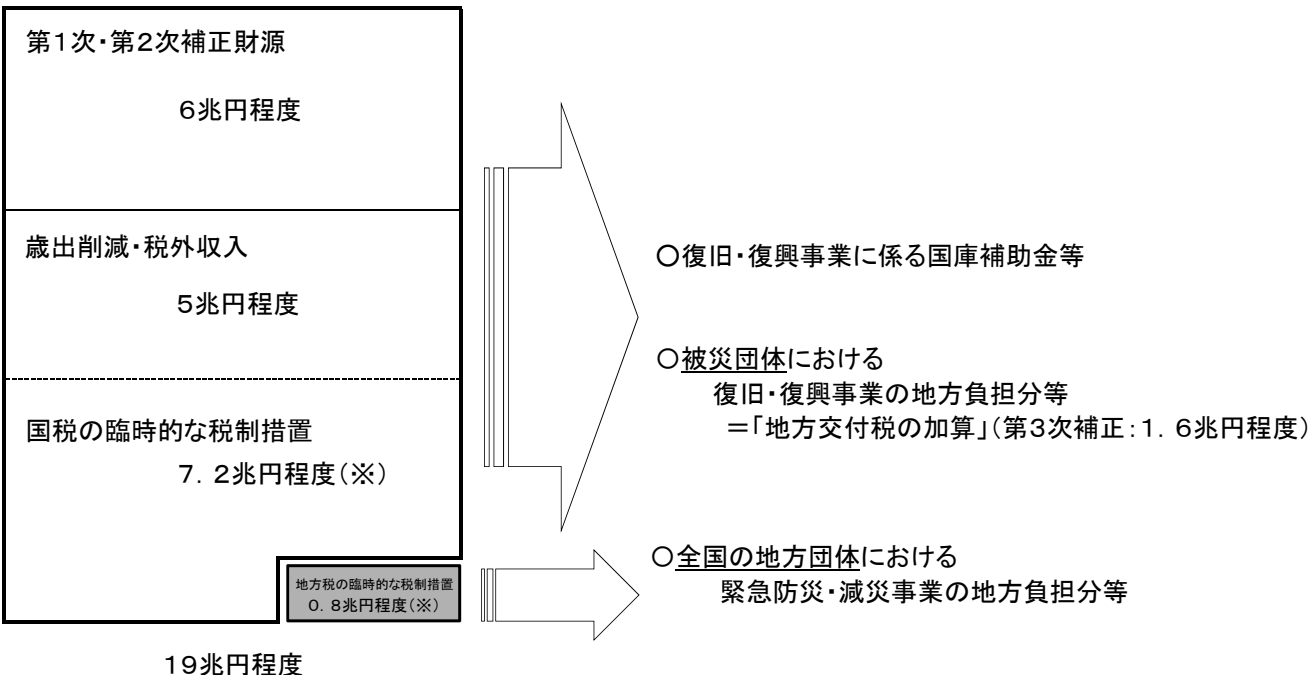
未定稿



復旧・復興対策規模（財源）と地方負担分の対応関係（イメージ）

未定稿

復旧・復興対策規模



(※) これに加え、年金臨時財源2.5兆円 + B型肝炎対策0.7兆円 = 11.2兆円程度

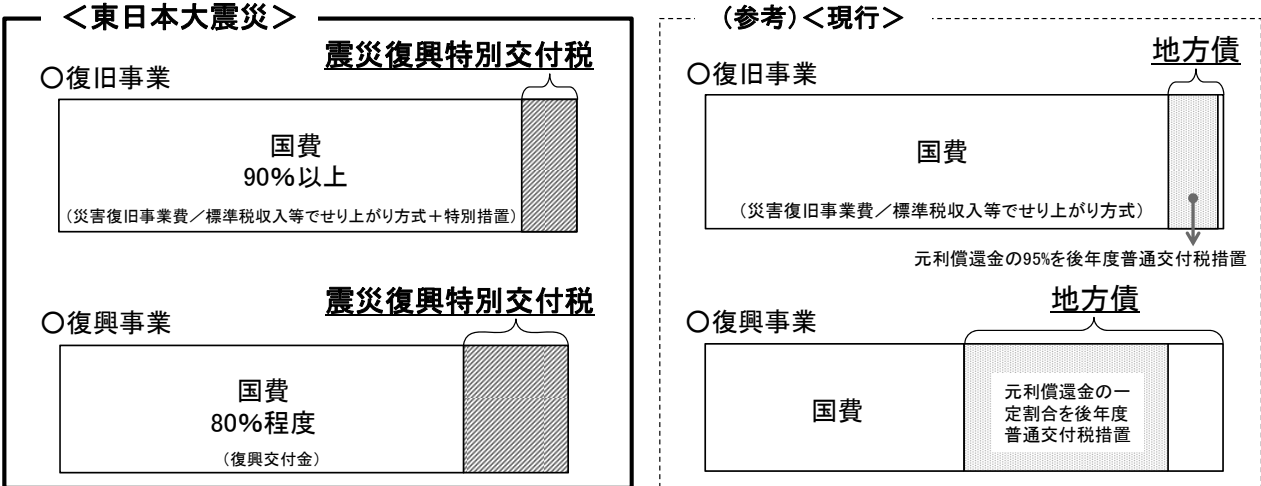
(注) 10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。(平成23年10月7日閣議決定抜粋)

地方交付税（震災復興特別交付税）の加算について（第3次補正予算）

未定稿

- 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を加算（1.6兆円程度）
- ①3次補正予算に伴う地方負担分 0.7兆円程度
 - ②1次補正・2次補正予算等に伴う地方負担分 0.6兆円程度
 - ③地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分 0.3兆円程度
- ※ 地方負担分については、全国の地方団体に予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等を除く。
- この加算分については、「震災復興特別交付税」(仮称)として、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするように、事業実施状況に合わせて決定・配分予定。

【イメージ】

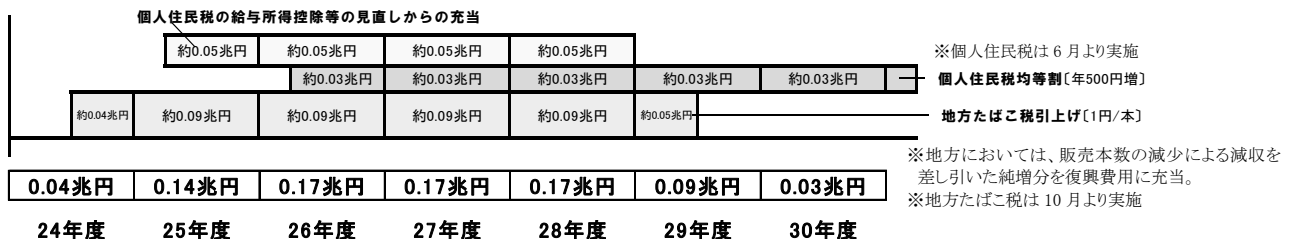


復旧・復興事業1.9兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げ及び地方たばこ税の臨時の引上げとともに23年度税制改正事項（個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

$$\begin{aligned}
 & \text{個人住民税均等割の引上げ} + \text{地方たばこ税} + \text{個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当} \\
 & \left(0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \right) + \left(0.09 \text{ 兆円/年 (1円/本)} \times 5 \text{ 年} \right) + \left(0.20 \text{ 兆円} \right) \\
 & \quad = 0.15 \text{ 兆円} \quad \quad \quad = 0.48 \text{ 兆円} \\
 & \quad = 0.8 \text{ 兆円程度}
 \end{aligned}$$

【個人住民税均等割の年500円引上げ、期間5年・地方たばこ税の引上げ、期間5年】



※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。

国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1：1となっている。

精査中

地方税の税率の設定について（案）

- 全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合(概ね1:1)に合わせ、臨時的な税制措置による増収額(純増額)の比率も概ね1:1になるよう税率を設定する。
- なお、今回の国・地方のたばこ税の臨時的な税制措置による販売本数の減少に伴う減収の影響額は、市町村の方が大きいことから、税率引上げの都道府県と市町村の割合を2:3程度に設定することで純増額が概ね1:1になると見込まれる。

1. 地方税における財源確保額

①個人住民税均等割	+	②地方たばこ税	+	③給与所得控除等の見直し (純増分)	
1,500億円程度	+	4,800億円程度	+	2,000億円程度	=0.8兆円程度
都道府県 600億円程度	+	2,750億円程度	+	800億円程度	=0.4兆円程度
市町村 900億円程度	+	2,050億円程度	+	1,200億円程度	=0.4兆円程度

2. 税率の引上げ額

- ①個人住民税均等割 都道府県200円、市町村300円
- ②地方たばこ税(1,000本あたり) 都道府県395円、市町村605円
- ③給与所得控除等の見直し 現行税率どおり(都道府県4%、市町村6%)

東日本大震災復興交付金(仮称)について

調整中

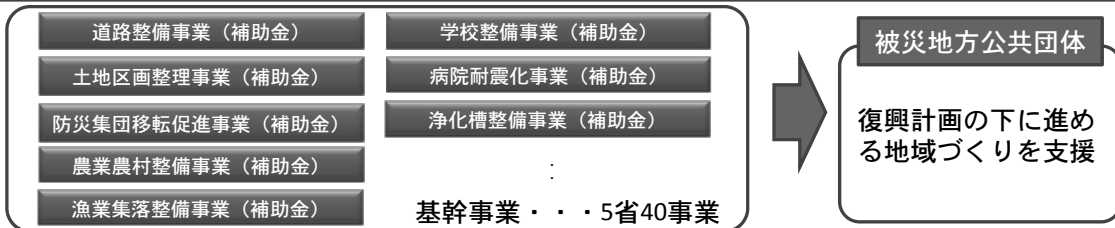
目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災地方公共団体又は特定被災区域に係る市町村及び当該市町村の存する道県が行う上記の事業

基幹事業

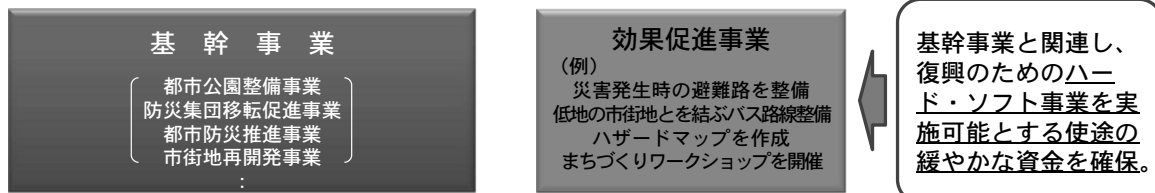
■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化



効果促進事業

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

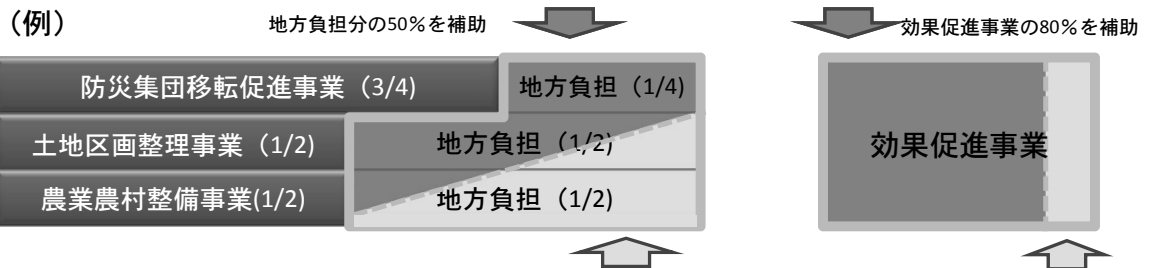
(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)



地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

平成24年度の地方財政の課題

1. 地域主権改革に沿った地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保。
- (2) 特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保し、その中で、知の蓄積・地域資源の活用等による地域経済の底上げや社会的弱者等の自立支援を行うことができるよう、必要な財源を確保。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進。

2. 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業費及びその財源の別枠での確保

震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の数入数出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保。

3. 社会保障・税一体改革の推進

社会保障・税一体改革に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理した上で、引上げ分の消費税収については、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた地方への消費税収の配分を実現し、社会保障給付に対する安定財源を確保。その際には、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」等で地方公共団体と真摯に協議。

平成24年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については17.1兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保
- 震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。
(参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H24ベース)
※ 試算額 所得税の8%相当=1兆1,277億円
- (2) 平成23年度から平成25年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(4兆1,955億円)を平成23年度同様に行う。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
17兆886億円＋事項要求 (H23 17兆3,734億円)
(H23比 △2,848億円)
- (参考)一般財源総額見込み 60兆円程度 (H23 59兆4,990億円)

※ この概算要求は仮置きの数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げ及び東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	23年度	24年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.3	21.1	△ 0.1	△ 0.7	
退職手当以外	19.1	19.0	△ 0.1	△ 0.8	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1	
一般行政経費	30.8	30.9	0.0	0.2	
補助	15.7	15.8	0.0	0.2	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.9	13.8	△ 0.1	△ 0.4	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.3	0.1	5.7	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.3	11.0	△ 0.3	△ 2.6	
直轄・補助	5.9	5.8	△ 0.2	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	5.4	5.2	△ 0.1	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
そ の 他	17.6	17.4	△ 0.2	△ 1.1	
一 般 歳 出 計	66.8	66.5	△ 0.4	△ 0.6	
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	
(歳入)					
地 方 税 等	35.6	36.0	0.4	1.2	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地 方 税	33.4	33.9	0.5	1.5	
地 方 譲 与 税	2.2	2.1	△ 0.1	△ 3.2	
地方特例交付金	0.4	0.3	△ 0.1	△ 30.2	
地方交付税	17.4	17.1	△ 0.3	△ 1.6	
国庫支出金	12.2	11.2	△ 1.0	△ 8.0	
地 方 債	11.5	11.8	0.4	3.1	
うち臨時財政対策債	6.2	6.6	0.5	7.8	
そ の 他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.5	60.0	0.5	0.9	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	59.3	0.5	0.9	(交付団体ベース)
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

平成24年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成24年度 要求額 A	平成23年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	171,581 +事項要求	163,969	7,612	4.6
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 3,695	△ 4,361	666	△ 15.3
前年度からの繰越分	0	10,126	△ 10,126	皆減
剰余金の活用	4,000	5,000	△ 1,000	△ 20.0
返還金	0	0	△ 0	皆減
計	170,886 +事項要求	173,734	△ 2,848	△ 1.6
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	2,706	3,877	△ 1,170	△ 30.2
〔うち 児童手当及び子ども手当 特例交付金〕	1,353	2,038	△ 684	△ 33.6
〔減収補填特例交付金〕	1,353	1,839	△ 486	△ 26.4
一般会計からの繰入れ 合 計	174,287 +事項要求	167,845	6,442	3.8

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- この概算要求は、「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 「剰余金の活用」は、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金について、利率等について一定の前提を置き、平成24年度に活用が可能と見込まれる額を仮に計上している。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成23年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補填特例交付金」については、平成24年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

平成24年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成24年度 当初予算額 A	平成23年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	108,275	105,103	3,172	3.0%
	所得税×32%	45,110	43,168	1,942	4.5%
	酒税×32%	4,470	4,314	157	3.6%
	法人税×34%	30,602	26,493	4,109	15.5%
	消費税×29.5%	30,247	30,087	160	0.5%
	たばこ税×25%	2,310	2,040	270	13.2%
	(小計)	112,739	106,101	6,637	6.3%
	平成19、20年度精算分等※1	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	(小計)	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	一般会計からの加算分 ②	63,306	58,866	4,440	7.5%
	法定加算等	7,602	8,062	△ 460	△5.7%
別枠の加算	13,750	12,650	1,100	8.7%	
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算(一部事項要求)※2	11,600	10,500	1,100	10.5%	
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	2,150	2,150	0	0.0%	
臨時財政対策特例加算	41,955	38,154	3,801	10.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	171,581	163,969	7,612	4.6%	
特別会計	返還金 ④	0	0	△ 0	皆減
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 3,695	△ 4,361	666	△15.3%
	剰余金の活用 ⑦	4,000	5,000	△ 1,000	△20.0%
	前年度からの繰越 ⑧	0	10,126	△ 10,126	皆減
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	△ 695	9,765	△ 10,460	△107.1%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩	170,886	173,734	△ 2,848	△1.6%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 平成23年度は平成19年度精算分、平成24年度は平成19、20年度精算分及び平成20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

※2 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

平成24年度地方債計画(案)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	19,451	19,980	△ 529	△ 2.6
2 公営住宅建設事業	1,186	1,218	△ 32	△ 2.6
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,872	3,977	△ 105	△ 2.6
5 一般単独事業	15,870	16,300	△ 430	△ 2.6
6 辺地及び過疎対策事業	3,074	3,112	△ 38	△ 1.2
7 公共用地先行取得等事業	477	490	△ 13	△ 2.6
8 行政改革推進	2,715	2,800	△ 85	△ 3.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	47,035	48,267	△ 1,232	△ 2.6
二 公営企業債				
1 水道事業	3,778	3,674	104	2.8
2 工業用水道事業	249	221	28	12.7
3 交通事業	2,403	2,357	46	2.0
4 電気事業・ガス事業	77	65	12	18.5
5 港湾整備事業	617	561	56	10.0
6 病院事業・介護サービス事業	2,949	2,844	105	3.7
7 市場事業・と畜場事業	804	224	580	258.9
8 地域開発事業	766	1,567	△ 801	△ 51.1
9 下水道事業	11,451	11,659	△ 208	△ 1.8
10 観光その他事業	106	108	△ 2	△ 1.9
計	23,200	23,280	△ 80	△ 0.3
三公営企業借換債	300	300	0	0.0
四 臨時財政対策債	66,397	61,593	4,804	7.8
五 退職手当債	3,900	3,900	0	0.0
六 国の予算等貸付金債	(1,135)	(1,165)	(△ 30)	(△ 2.6)
総 計	(1,135)	(1,165)	(△ 30)	(△ 2.6)
内 訳	140,832	137,340	3,492	2.5
普通会計分	118,353	114,772	3,581	3.1
公営企業会計等分	22,479	22,568	△ 89	△ 0.4
資金区分				
公 的 資 金	57,900	56,240	1,660	3.0
財 政 融 資 資 金	38,400	37,310	1,090	2.9
地方公共団体金融機構資金	19,500	18,930	570	3.0
(国の予算等貸付金)	(1,135)	(1,165)	(△ 30)	(△ 2.6)
民 間 等 資 金	82,932	81,100	1,832	2.3
市 場 公 募	43,200	42,000	1,200	2.9
銀 行 等 引 受	39,732	39,100	632	1.6

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 東日本大震災に係る復旧・復興事業に対する地方債については、今後の財政措置に応じて、本計画（案）について所要の修正を行うこととしている。
- 2 財政融資資金の償還期限については、下水道事業等所要の事業について改善を図るものとする。
- 3 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 4 表示単位未満を四捨五入しており、増減率が一致しない場合がある。

第3章 震災復興に係る財政フレームについて

池田 達雄（総務省大臣官房参事官）



震災復興に係る財政フレームについて

平成24年1月27日

東日本大震災復興基本法の概要（平成23年6月24日公布・施行）

<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none">○活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策○一人一人の人間が災害を乗り越えてゆく復興○新たな地域社会の構築、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現を推進○多様な国民の意見の反映（女性、子ども、障害者等）○国民一人一人の連帯・協力○エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策○地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会○原発被災地域の復興についての配慮	<p>東日本大震災復興対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">○総理が本部長、全閣僚等で構成○東日本大震災復興基本方針を策定 <p>現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none">○副大臣等を長とし、岩手、宮城、福島の三県に設置 <p>東日本大震災復興構想会議</p> <p>原発事故被災地の復興に関する特別の審議機関</p>
<p>国等の責務</p> <ul style="list-style-type: none">○国は、東日本大震災復興基本方針を定める。	
<p>基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none">○国及び自治体が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行○歳出の削減、財政投融资資金・民間資金の活用等による復興資金の確保○別に法律で定めるところにより、復興債を発行するとともに、償還の道筋を明らかにする○復興に係る国の資金の流れの透明化○「復興特区制度」についての法制上の措置	<p>復興庁設置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">○内閣に、期間を限って設置（別に法律で定める）○主体的かつ一体的に行うべき復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務をつかさどる○本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁に引き継ぐ○復興庁はできるだけ早期に設置

東日本大震災復興基本法（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

（資金の確保のための措置）

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

（復興債の発行等）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

- 2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

復旧・復興対策規模の考え方

計数精査中

□ 集中復興期間(5年間)の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)全体の推計 **19兆円程度**

事 項	規模(国・地方の公費分)
①救助・復旧事業に係る規模 ・災害救助、生活再建等 ・ガレキ処理、インフラの復旧等	10兆円程度 4兆円程度 6兆円程度
②復興に向けた事業に係る規模 ・「地域づくり」等のインフラ投資・ソフト事業 ・全国的な緊急防災・減災事業	少なくとも9兆円程度 8兆円程度 1兆円程度
合 計	少なくとも19兆円程度

□ **10年間の復旧・復興対策の規模については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。**

（注）復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

○阪神・淡路大震災との比較(前期5年間の比較)

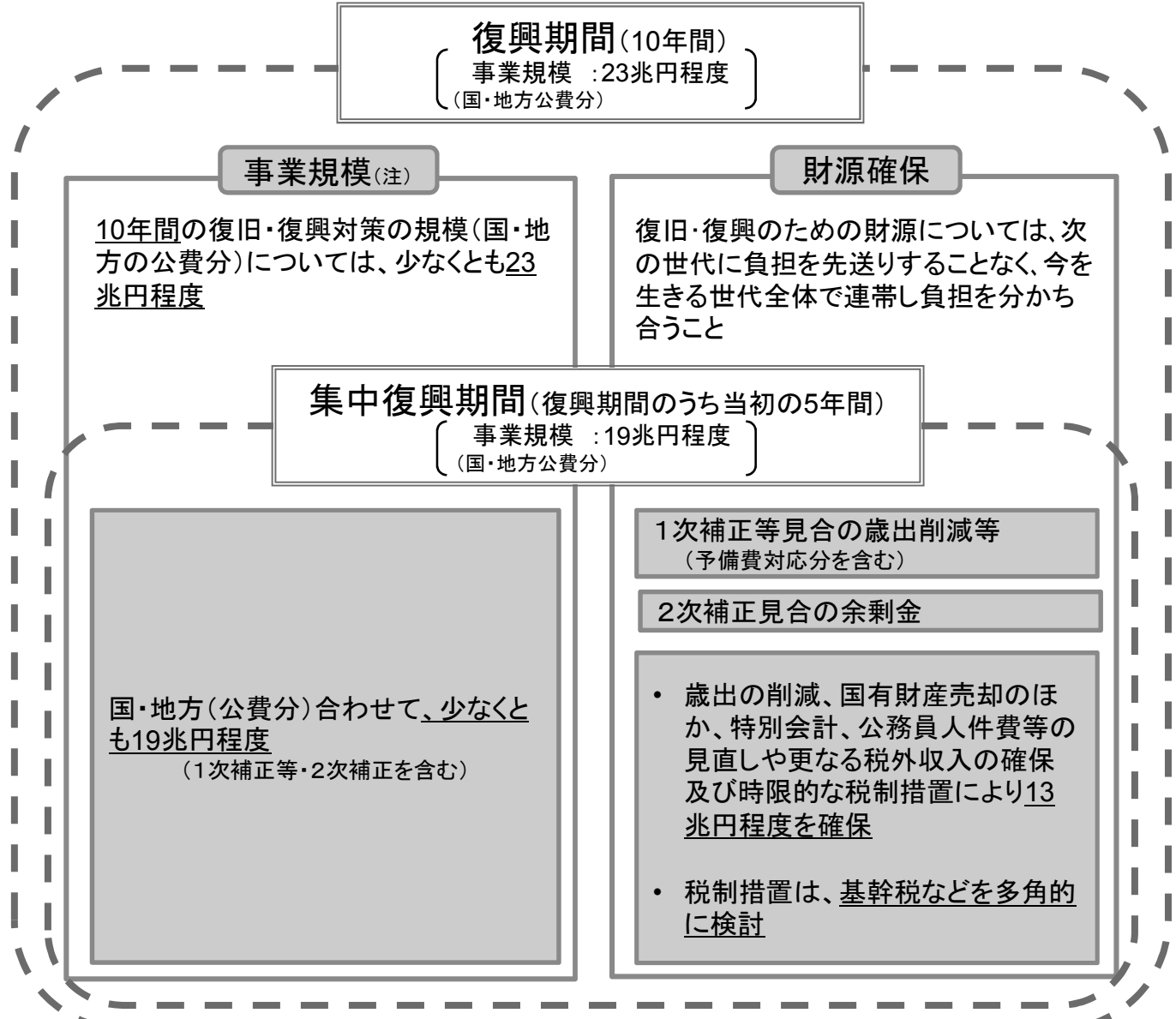
	被害額	復旧・復興のための費用 (国費及び地方費)	うち	
			応急・復旧	復興
阪神・淡路大震災	9.9兆円 (兵庫県推計)	9.2兆円(推計)	4.7兆円(推計)	4.5兆円(推計)
東日本大震災	16.9兆円 (内閣府推計)	少なくとも19兆円程度	10兆円程度	少なくとも9兆円程度

(参考)阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
マグニチュード	7.3	9.0
震度6弱以上県数	1県	8県
津波	数10cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
死者・行方不明者	死者6,434名。行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,769名、行方不明者4,227名 (平成23年9月6日現在)
住家被害(全壊)	104,906戸	114,995戸(平成23年9月6日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県を含む)

Ⅲ.東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日復興対策本部決定)

平成23年7月29日、政府の復興対策本部で復興基本方針を決定し、10年間の復興期間のうち当初の5年間の集中復興期間に少なくとも19兆円の財政措置を講じることとしました。この方針をベースに、平成23年度第3次補正予算案の編成など復興への取り組みを本格化させることとしています。(※事業規模については決定時点での見込みであり、今後の議論等を踏まえ変更となる可能性があります。)



(注)規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、<u>従来の国債とは区分して管理</u>。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討。 ・ <u>時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理する。</u>
地方の復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

○ 一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。

中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について

（平成23年8月12日閣議決定）

地方財政関係

- 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
- 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>
（年金差額分以外の金額）	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 <small>（23年度0.8）</small>	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ α	+ α	+ α
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ β	+ β	+ β

（注3）平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

平成24年度予算の概算要求組替え基準について

（平成23年9月20日閣議決定）

地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

（参考）

概算要求枠

（付表）

所管等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

↑
地方交付税は対象外

平成23年9月28日

政府・与党合意

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、
 - (1) JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
 - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点から踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
 - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
 - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、

今後10年間を基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。

6. 上記1.、2.、4.、及び5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。
7. 上記1. 及び4. については、今後10年間を基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針(抄)

〔平成23年10月7日
閣議決定〕

- II. 平成23年度第3次補正予算の財源を含む今後の復興財源について
1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
 2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源(復興の財源フレーム)については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
 3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
 4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、
(1)JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
(2)エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点の踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
 5. また、
(1)日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
(2)上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後10年間で基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
 6. 上記1.、2.、4.、及び5.については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律(仮称)に規定する。
 7. 上記1.及び4.については、今後10年間で基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

H23. 10. 11 政府税制調査会資料

1. 復興基本法・復興の基本方針、B型肝炎対策の基本方針における考え方

- 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする。(復興の基本方針)
- B型肝炎対策のための財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合うこととする。(B型肝炎対策の基本方針)
- 復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。(復興基本法)

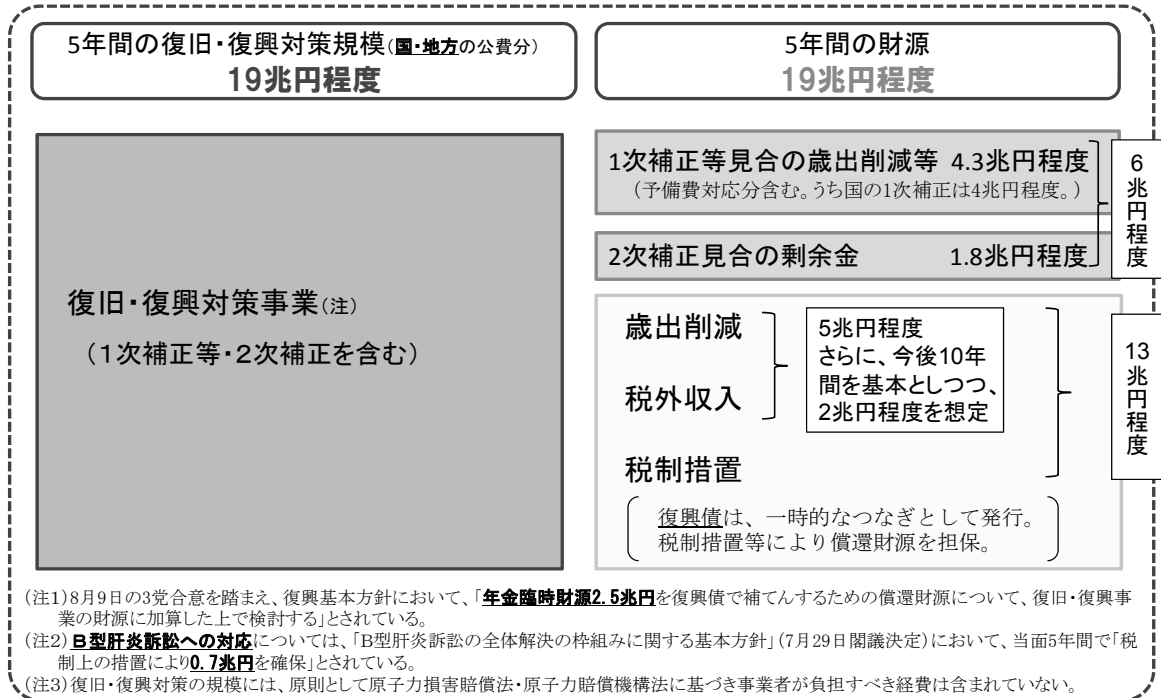
2. 財源フレーム

復旧・復興対策事業 (1次、2次補正含む)	19兆円	1次・2次補正財源	6兆円程度
		歳出削減・税外収入	5兆円程度
		残余の額に対応する税制措置	8兆円程度
		・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源	2.5兆円
		・B型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額	0.7兆円
合計			11.2兆円程度

(注) 10年間でトータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円程度となる。(政府・与党合意参照)

集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

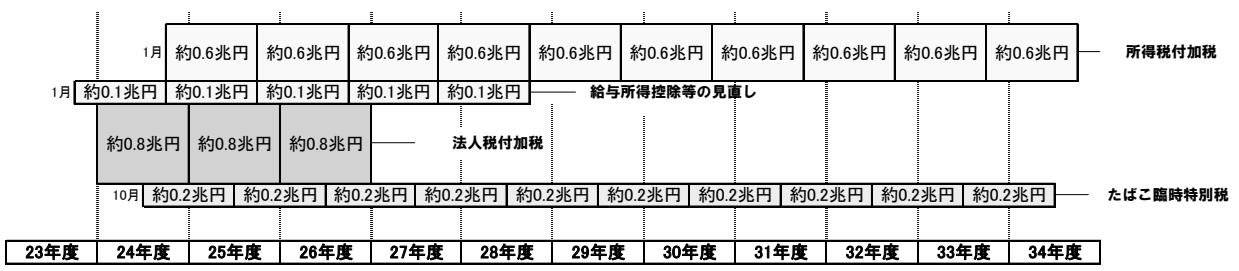


H23. 10. 11 政府税制調査会資料

3. 税制措置の概要
(1) 国税

- ・平成 23 年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。
- ・所得税・法人税の付加税を中心に、たばこ税についても臨時の特別税を課す。

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{c} \text{給与所得控除等の見直し} \\ 0.1 \text{兆円/年} \times 5 \text{年} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{法人税付加税} \\ 0.8 \text{兆円/年} (10\%) \times 3 \text{年} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{所得税付加税} \\ 0.6 \text{兆円/年} (4.0\%) \times 10 \text{年} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{たばこ臨時特別税} \\ 0.2 \text{兆円/年} (1 \text{円/本}) \times 10 \text{年} \end{array} \right] \\
 & = 0.7 \text{兆} + 2.4 \text{兆} + 5.5 \text{兆} + 1.7 \text{兆} = \mathbf{10.4 \text{兆円程度}}
 \end{aligned}$$



(注) 所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称は、「復興特別所得税（仮称）」、「復興特別法人税（仮称）」、「復興特別たばこ税（仮称）」とする。

(2) 地方税

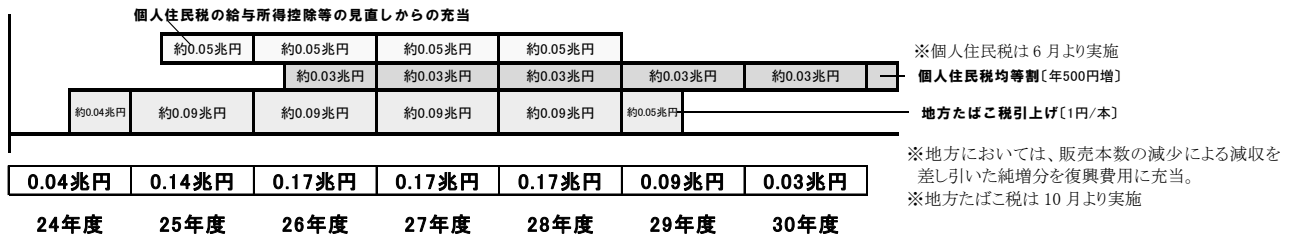
H23. 10. 11 政府税制調査会資料

復旧・復興事業19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等(0.8兆円程度(推計))については、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ及び地方たばこ税の臨時的な引上げとともに23年度税制改正事項(個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円(平年度ベース))を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ $\left(0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \right) = 0.15 \text{ 兆円}$	+	地方たばこ税 $\left(0.09 \text{ 兆円/年 (1 円/本)} \times 5 \text{ 年} \right) = 0.48 \text{ 兆円}$	+	個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当 $\left(0.20 \text{ 兆円} \right)$
=0.8兆円程度				

【個人住民税均等割の年500円引上げ、期間5年・地方たばこ税の引上げ、期間5年】

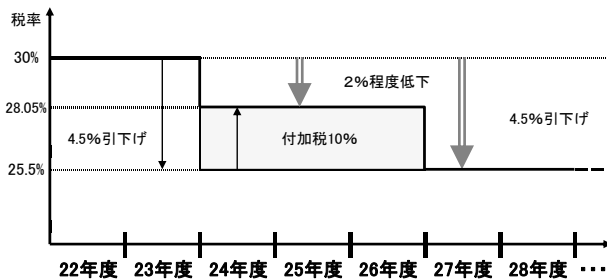


※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。
 国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1:1となっている。

(参考) 経済への配慮

H23. 10. 11 政府税制調査会資料

- 23年度税制改正(所得控除等の見直し)を活用することで、臨時増税の規模を抑制。
- 個人住民税均等割の標準税率引上げは、個人負担増の激変緩和の観点等から26年6月からとする。
- 法人税については、
 - ・23年度税制改正法案の恒久減税(法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大)の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。



- ・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間(3年間)の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。
 - 3年後の姿を示すことで、企業の予測可能性を確保。

(注) 相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

※23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復旧・復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。

税制措置の概要

(1) 国税

・ 基幹税である所得税と法人税に時限的に付加税を課す。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{復興特別法人税}} \\ \left(0.8 \text{兆円/年} (10\%) \times 3 \text{年} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{復興特別所得税}} \\ \left(0.3 \text{兆円/年} (2.1\%) \times 25 \text{年} \right) \end{array} = \underline{\underline{9.7 \text{兆円程度}}}$$

復興特別所得税														
1月	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	復興特別法人税											
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	...	49年度	

(2) 地方税

復旧・復興事業 1.9 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等 (0.8 兆円程度 (推計)) については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保する。

・ 個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げとともに 23 年度税制改正事項 (個人住民税の退職所得 10% 税額控除廃止による増収額約 0.02 兆円 (平年度ベース)) を復興財源に充当。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{個人住民税均等割の引上げ}} \\ \left(0.06 \text{兆円/年} (\text{年} 1,000 \text{円}) \times 10 \text{年} \right. \\ \left. = 0.6 \text{兆円} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{個人住民税の退職所得 10\% 税額控除廃止からの充当}} \\ \left(0.02 \text{兆円/年} \times 10 \text{年} = 0.17 \text{兆円} \right) \end{array} = \underline{\underline{0.8 \text{兆円程度}}}$$

個人住民税の退職所得10%税額控除廃止からの充当										個人住民税均等割〔年1,000円増〕				
約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.05兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円
0.02兆円	0.07兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.06兆円			
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度		

※個人住民税均等割の引上げ 年1,000円の内訳は、都道府県 年500円、市町村 年500円

※個人住民税均等割の引上げは平成26年6月より実施

※個人住民税の退職所得10%税額控除の廃止は平成25年1月より実施

平成23年度補正予算（第3号）フレーム

(単位 億円)

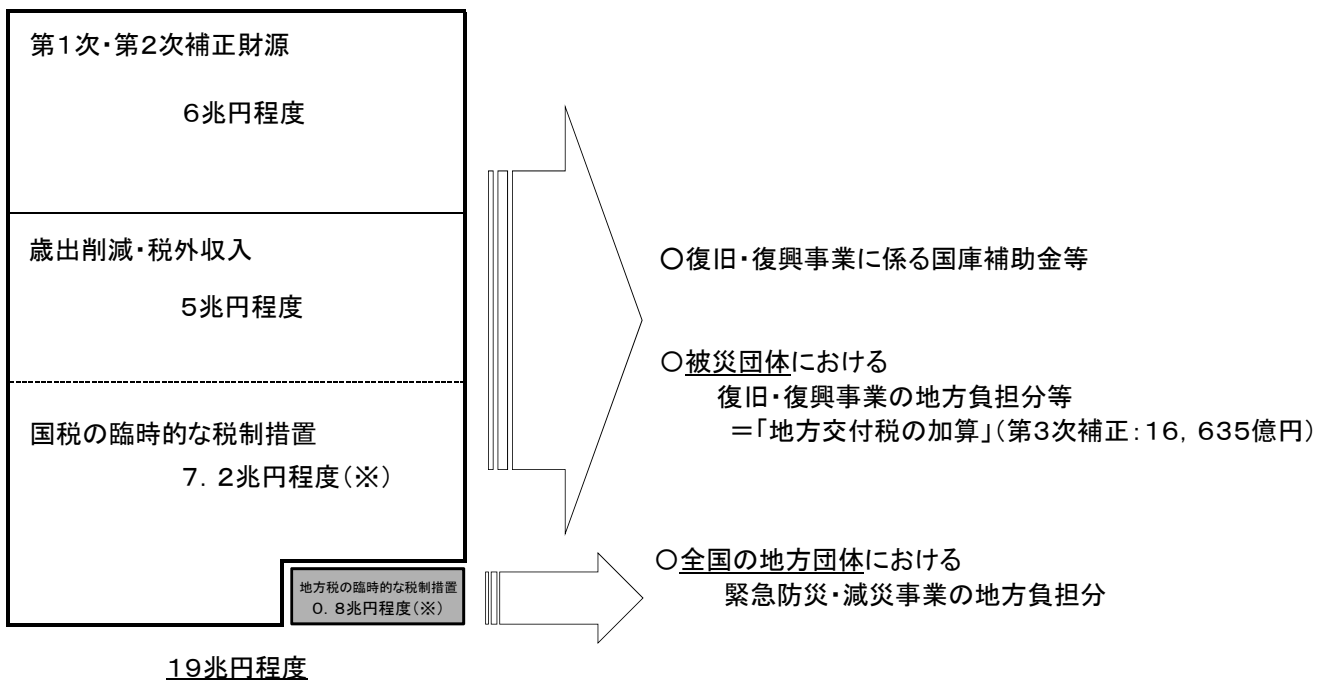
財政需要		財源	
1	東日本大震災関係経費 117,335億円		
(1)	災害救助等関係経費 941億円	1-1	復興債 115,500億円
(2)	災害廃棄物処理事業費 3,860億円		
(3)	公共事業等の追加 14,734億円	1-2	税外収入 187億円
①	災害復旧等事業費 8,706億円		
②	一般公共事業関係費 1,990億円		
③	施設費等 4,038億円	1-3	復興財源となる歳出削減 1,648億円
(4)	災害関連融資関係経費 6,716億円		
(5)	地方交付税交付金 16,635億円		
(6)	東日本大震災復興交付金 15,612億円		
(7)	原子力災害復興関係経費 3,558億円		
(8)	全国防災対策費 5,752億円		
(9)	その他の東日本大震災関係経費 24,631億円		
	立地補助金 5,000億円		
	雇用関係(重点分野雇用創造事業の積み増し等) 3,780億円		
	節電エコ補助金等 2,324億円		
	住宅エコポイント 1,446億円等		
(10)	年金臨時財源の補てん 24,897億円		
2	その他の経費 3,210億円	2-1	税外収入 867億円
(1)	災害対策費 3,203億円	2-2	東日本大震災復旧・復興予備費の減額 2,343億円
(2)	その他 7億円		
3	B型肝炎関係経費 480億円	3	税外収入等 480億円
合 計	121,025億円	合 計	121,025億円

(参考) 財政投融资計画

- 株式会社日本政策金融公庫等に対し、13,421億円を追加する。
 (注1) 8月9日の3党幹事長確認書を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされたところ、年金臨時財源の補てん以外の「東日本大震災関係経費」は、9兆2,438億円となる。
 (注2) 為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行うようするため、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き上げる。
 (注3) このほか、特別会計予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円へと引き上げる。
 (注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

復旧・復興対策規模（財源）と地方負担分の対応関係（イメージ）

復旧・復興対策規模



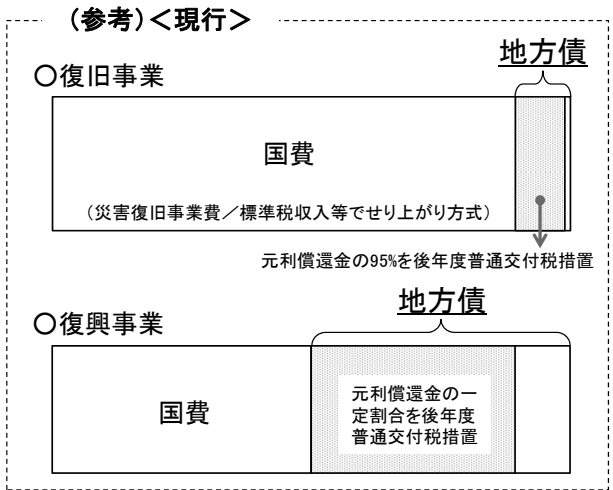
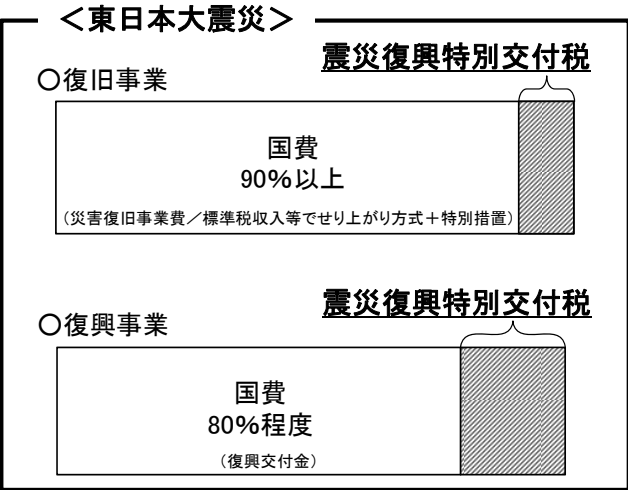
(※) これに加え、年金臨時財源2.5兆円 + B型肝炎対策0.7兆円 = 11.2兆円程度

(注) 10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。(平成23年10月7日閣議決定抜粋)

地方交付税（震災復興特別交付税）の増額について（第3次補正予算）

- 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を増額(16,635億円)
 - ①3次補正予算に伴う地方負担分 7,322億円
 - ②1次補正・2次補正予算等に伴う地方負担分 6,313億円
 - ③地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分 3,000億円
- ※ 地方負担分については、全国の地方団
体で予定されている緊急防災・減災事業
の地方負担分等を除く。
- この増額分については、「震災復興特別交付税」として、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災
団体における負担をゼロとするように、事業実施状況に合わせて決定・配分予定。

【イメージ】



平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

総務省

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度分の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額する等の改正を行う。

(具体的な内容)

- (1) 平成23年度分の地方交付税の総額に、震災復興特別交付税の額1兆6,635億円を加算する。
- (2) 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特別交付税とは異なる特例を設ける。
- (3) 震災復興特別交付税の額のうち、復興事業等の実施状況を勘案して定める額については、平成23年度に交付しないで、平成24年度に交付できることとする。
- (4) その他上記の改正に伴う規定の整備を行う。

<参考>東日本大震災からの復興の基本方針(抄)

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

平成23年7月29日
東日本大震災復興対策本部決定

施行期日 公布の日

23年度補正予算（第1号）による歳出の追加に伴う地方負担額

23年度補正予算(第1号)成立時の整理

(単位: 億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	(ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	} 特別交付税措置等
	その他(利子補給、職業転換給付金、警察費補助等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合計		30,507	23,209	7,298	

補正予算（第2号）による歳出の追加に伴う地方負担額と地方財政措置

23年度補正予算(第2号)成立時の整理

(単位: 億円)

区分	事業名	金額			事業内容	今回の対応
		合計	国費	地方負担		
適債事業	原子力被災者・子ども健康基金事業	299	180	119	①校庭、園庭、都市公園等の表土改善 (79億円、1/2補助) ②保育園、小中高校の空調施設設置 (41億円、1/2補助) ③線量低減化活動支援事業 (61億円、10/10補助)	①補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式) ②補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	災害復旧事業	204	193	11	水産業共同利用施設設備復旧支援	補助災害復旧事業債 ・充当率90%(農林漁業施設) ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式)
	表土改善事業	70	46	25	学校・保育所等の表土改善	補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式)
	輸出農産物等放射能検査対応事業	0.7	0.5	0.2	放射能検査設備整備	補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	574	419	155		
非適債事業	災害復旧事業(民間事業者向け補助)	149	100	50	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	特別交付税措置
	被災者生活再建支援	3,342	3,000	342	1次補正分を超える追加所要	全額特別交付税措置
総合計		4,065	3,519	547		

※ 上表については、すべて普通会計分である。

東日本大震災に係る地方税等の減収に対する財政措置について

○ 平成23年度における地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分は、震災復興特別交付税(第3次補正)により対応

1 地方税法の改正

地震・津波対策(第1弾)		原子力災害対策(第2弾)		復興支援対策(第3弾)	
主な項目	税目	主な項目	税目	主な項目	税目
雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の特例	個人住民税	警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除	固定資産税 都市計画税	住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例	個人住民税
被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合の課税の特例	法人住民税 法人事業税	警戒区域内住宅用地・家屋・償却資産に係る代替住宅用地等の特例		復興特別区域制度に係る税制上の措置	法人住民税 法人事業税
被災事業用資産の損失の特例	個人事業税	警戒区域内家屋に係る代替家屋・代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例	不動産取得税	津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等	固定資産税 都市計画税
津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除	固定資産税 都市計画税	警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税	自動車取得税	警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等	
被災住宅用地の特例、被災代替住宅用地・家屋・償却資産の特例		警戒区域内自動車に係る特例、警戒区域内自動車の代替自動車に係る非課税	自動車税 軽自動車税	被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る特例	
被災代替家屋・家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例	不動産取得税			被災農地に代わる農地に係る特例、被災事業者用の仮施設設置準備事業に係る非課税措置	不動産取得税
被災代替自動車の取得の非課税	自動車取得税				
被災代替自動車に係る非課税	自動車税 軽自動車税				

2 条例減免

東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額(特別財政援助法8条関係)

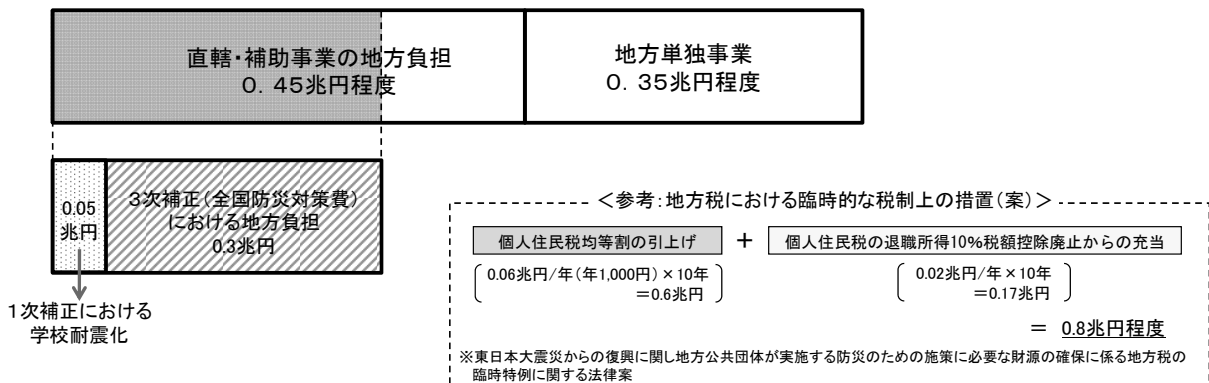
(参考)復興特区制度に係る減収補填(注)は0

復興産業集積区域における事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の、当該地方公共団体の減収額(特区法43条関係)

緊急防災・減災事業について

- 復旧・復興対策規模19兆円程度のうち、緊急防災・減災事業の地方負担分(0.8兆円程度(推計))については、地方税において臨時的な税制上の措置を講じる。
- 事業実施時期と地方税の増収時期との調整や地方団体ごとの地方負担額と増収額との調整が必要なため、まずは、地方債により措置することとし、後年度その元利償還金に対し普通交付税により措置。

1. 緊急防災・減災事業の地方負担分



2. 地方財政措置

項目	地方債充当率	交付税措置率
直轄・補助事業の地方負担分	100%	80%
地方単独事業	100%	70%

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

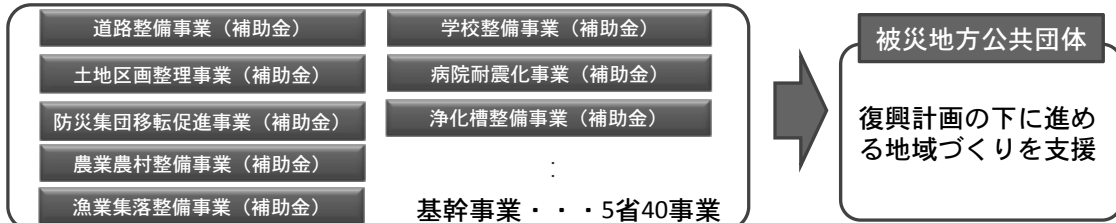
(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

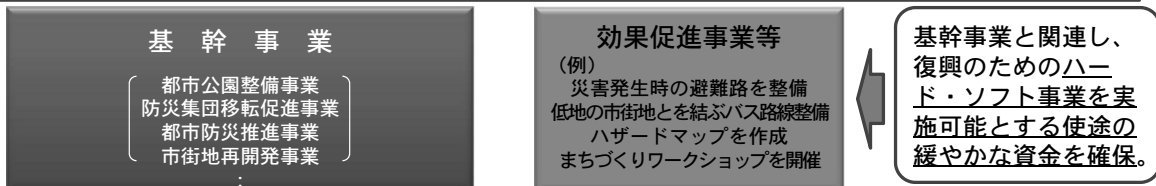
(事業費1兆4,302億円)



基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等）

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

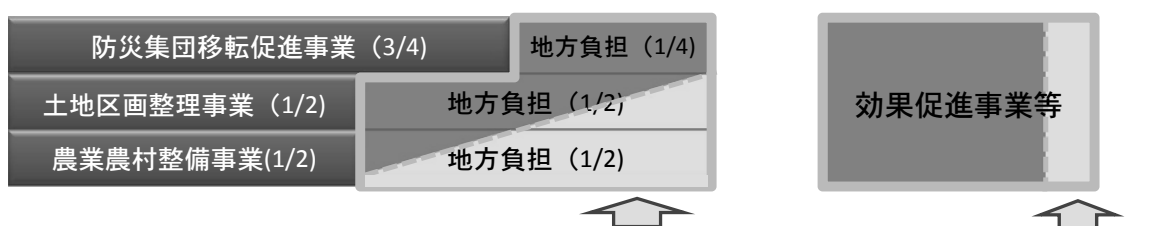


地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等の80%を国庫補助

(例)



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

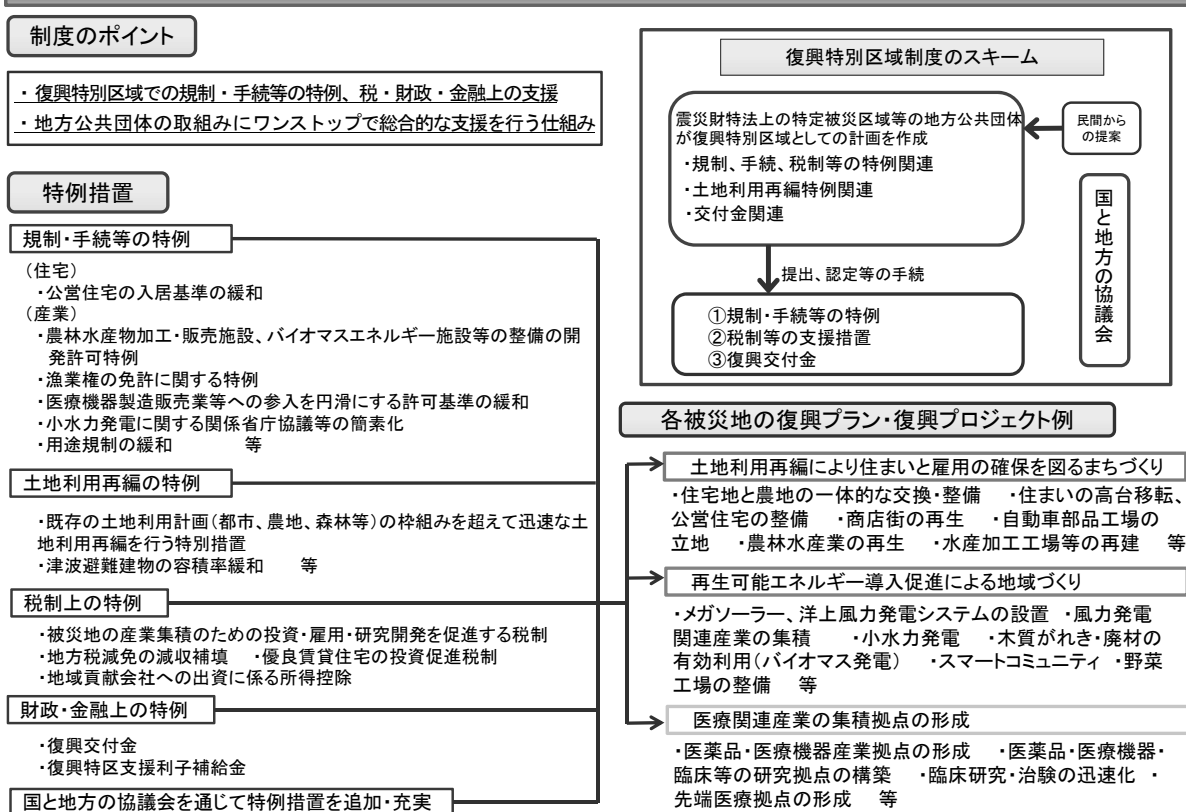
内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。各府省と協力して事業実施。

基幹事業における対象事業(5省40事業)

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		18	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業	22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
厚生労働省		23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
5	医療施設耐震化事業	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
農林水産省		27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	31	津波地域復興拠点市街地整備事業【新規】
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	32	市街地再開発事業
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
国土交通省		37	下水道事業
17	道路事業(市街地相互の接続道路)	38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
		環境省	
		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

復興特区制度のイメージ



復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／ 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		選択適用	機械装置	15%
選択適用	建物・構築物	25%		←	建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除(※2)**

(※2 法人税額の20%が限度)

新規立地促進税制

新規立地新設企業(※3)を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**
(指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合の**即時償却**
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

研究開発税制

開発研究用資産について**即時償却**

+

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除(通常8～10%)**

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%)

(※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

2. 復興特区支援利子補給金制度

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について

1 取崩し型復興基金の創設

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置(基金の規模)

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位: 億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を予定。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

地震による被害と復興基金の概要

災 害		H7 阪神・淡路	H16 中越	H19 中越沖	H19 能登半島
死者・行方不明者		6,437人	68人	15人	1人
住 家 被 害 (全壊・半壊)		249,180棟	16,985棟	7,040棟	2,426棟
基 金 の 規 模		9,000億 (当初分6,000億)	3,000億	1,200億	500億
運 用 率		4.5% (当初分) 3.0% (追加分)	2.0%	1.5%	1.5%
交 付 税 措 置	対 象	(当初分) 5/6 (5,000億分) (追加分のうちはじめの5年間) 2/3 (2,000億分) (追加分のうち後の4年間) 1/2 (1,500億分)	5/6 (2,500億分)	5/6 (1,000億分)	5/6 (417億分)
	内 容	利息の95%を 普通交付税措置	利息の95%を 普通交付税措置	利息の80%を 特別交付税措置	利息の80%を 特別交付税措置
総 事 業 費 等		(10年分) 総事業費 3,540億 うち交付税 2,730億	(10年分) 総事業費 600億 うち交付税 475億	(5年分) 総事業費 90億 うち交付税 60億	(5年分) 総事業費 37.5億 うち交付税 25億

※阪神・淡路大震災復興基金(9,000億円)には、兵庫県が6,000億円、神戸市が3,000億円拠出。(その他の基金は県のみが拠出)

阪神・淡路大震災復興基金事業の主な事業

【生活対策】

- 被災者の生活、自立を支援するボランティア活動の支援
- 地域コミュニティ再生に向けた集会所等の拠点施設の復旧支援
- 被災した障がい者や外国人など災害弱者に対する支援(小規模作業所の事業再開支援、生活相談等)
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助 など

【産業対策】

- 被災した商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援等
- 中高年齢層を中心とした被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 観光対策としての各種PR事業への支援や会議・大会等の誘致 など

【住宅対策】

- 融資を受けられない高齢者の住宅購入費等に対する支援
- 公営住宅等に入居するまでの間の家賃補助
- 被災宅地の二次災害防止のための応急工事への支援
- 市街地復興計画の策定等住民主体のまちづくりへの支援など

【制度融資への利子補給】

- 二重ローンを抱える被災者に対する利子補給
- 政府系中小企業金融機関からの借入れに対する利子補給
- 被災者向け住宅資金融資を受けた被災者に対する利子補給 など

【教育文化対策】

- 私立学校・外国人学校の災害復旧に対する支援
- 文化財や歴史的建造物等の所有者が行う修繕・修理の支援
- 私立博物館の災害復旧に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【その他】

- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 記録の伝承や展示、住まいや生活などの復興に関する情報提供や被災者支援活動の運営補助 など

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除く。

第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題

第1章 社会保障・税一体改革について

吉田 学（内閣官房社会保障改革担当室参事官）

社会保障・税一体改革について

平成23年7月20日

内閣官房社会保障改革担当室
参事官 吉田 学

社会保障・税一体改革の概要（議論の経緯）

<平成20年>

社会保障国民会議（最終報告・H20.12）

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム(H20.12)

21年度税制改正(H21.3)

[21年度税制改正関連法附則104条]

経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

<平成21年>

安心社会実現会議（報告・H21.6）

<平成22年>

政府・与党社会保障改革検討本部(H22.10)

民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理(H22.12)

社会保障改革に関する有識者検討会報告(H22.12)

社会保障改革の推進について(H22.12.14閣議決定)

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、**23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。**

<平成23年>

社会保障改革に関する集中検討会議

- ・社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
- ・平成23年2月5日 第1回開催 ⇒ 第6回(5月12日)「厚生労働省案」⇒ 第10回(6月2日)「社会保障改革案」

「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党 社会保障と税の抜本改革調査会(H23.5))

「国と地方の協議の場」(6月13日)等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部 成案決定会合

- ・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
- ・第1回を6月8日に開催。以降、第5回(6月30日)まで開催。

「社会保障・税一体改革成案」(H23.6.30政府・与党社会保障改革検討本部決定) ⇒ 7月1日 閣議報告

社会保障・税一体改革の概要（成案のポイント）

I 社会保障改革の全体像

- 「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指すという社会保障改革の基本的考え方
- 子ども・子育て、医療・介護等、年金等の個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容等
- 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

II 社会保障費用の推計

- Iの社会保障改革に係る費用を推計 ⇒ 追加所要額(公費)は、約2.7兆円程度(2015年度)
- 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計 ⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

III 社会保障・税一体改革の基本的姿勢

- 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
 - 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
 - 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
 - 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の用途の明確化(社会保障財源化)
 - 引上げ分の消費税収(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
 - 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ
- 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成
 - 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

IV 税制全体の抜本改革

- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

- 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
- 社会保障改革は、工程表に従って実施
- 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
 - ・経済状況の好転は、総合的に判断
 - ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
 - ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
- 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

社会保障・税一体改革の概要（社会保障改革の主な項目）

I 子ども・子育て

- 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

所要額(公費)2015年
0.7兆円
※ 税制抜本改革以外の財源も含めて
1兆円超程度の措置を今後検討

II 医療・介護等

- 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
 - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防
- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。
 - a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
 - b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
 - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
 - c) 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化
 - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討（病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討）。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。
 - d) その他
 - ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
 - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
 - ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）

所要額(公費)2015年
～0.6兆円程度

所要額(公費)2015年
～1兆円弱程度

III 年金^(注)

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

所要額(公費)2015年
～0.6兆円程度

(注)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

2015年度の上記の所要額（公費）合計 = 約2.7兆円程度

IV 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。
- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

V I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)、障害者施策の充実、難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示
- ・ 社会保障制度改革と併せた教育環境整備や教育の質と機会均等を確保するための方策

VI 地方単独事業

- 地域の実情に応じた社会保障関係の地方単独事業の実施

※ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障・税一体改革の概要（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る

(2) 消費税収の用途の明確化

- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その用途を明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

- 現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分
- 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、税制抜本改革において地方税制の改革などを実施

(4) 消費税率の段階的引上げ

- まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保

社会保障・税一体改革の概要（社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成）

- 今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持—制度の持続可能性の確保」であり、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。

- このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

- 具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、

- ・「機能強化」にかかる費用
 - ・高齢化の進行等により増大する費用
 - ・基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用
 - ・後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用
 - ・消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用
- を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。

- これらの取り組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

社会保障・税一体改革の概要（税制全体の抜本改革）

(1) 個人所得課税

- 各種控除の見直しや税率構造の改革を実施。
- 給付付き税額控除については、番号制度等を前提に、社会保障制度の見直しと併せて検討。
- 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

- 課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ(中小法人に対する軽減税率についても同様)。

(3) 消費課税

- 消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要な場合には、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討。
- 一層の課税の適正化のほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討。
- エネルギー起源CO2排出抑制等を図るための税を導入。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域で総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討。車体課税については、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で検討。

(4) 資産課税

- 相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化及び贈与税の軽減等。

(5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

(6) その他

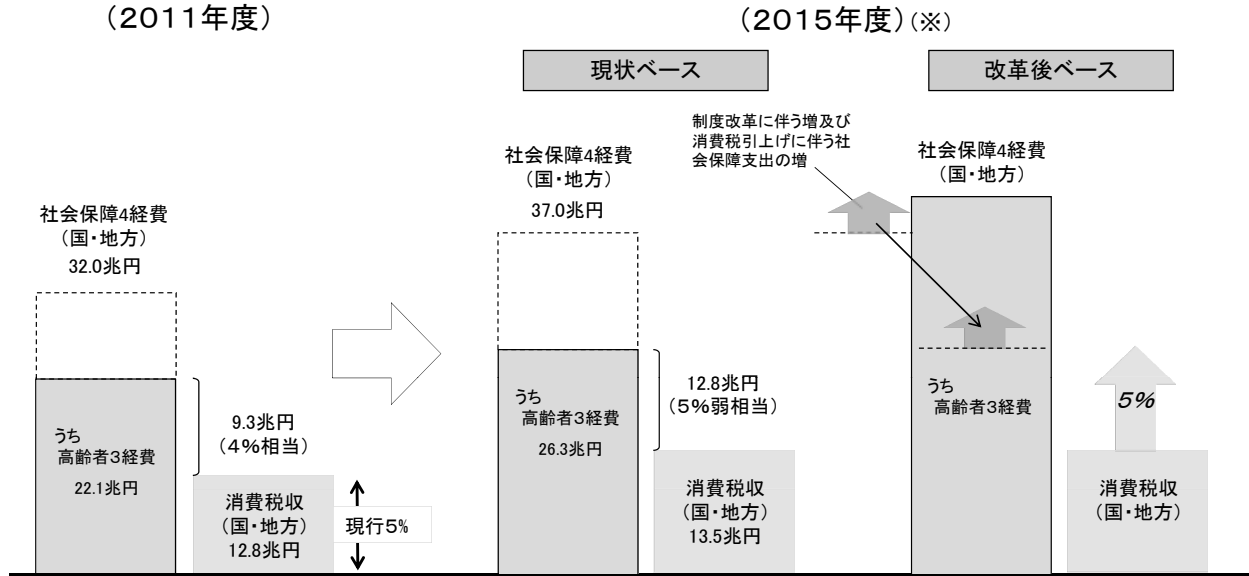
- 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等。

なお、平成22年度・23年度改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会で審議されている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

社会保障・税一体改革の概要（社会保障・税一体改革のスケジュール）

- 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。
- 社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。
- 税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
- 「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。
- 以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

別紙（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

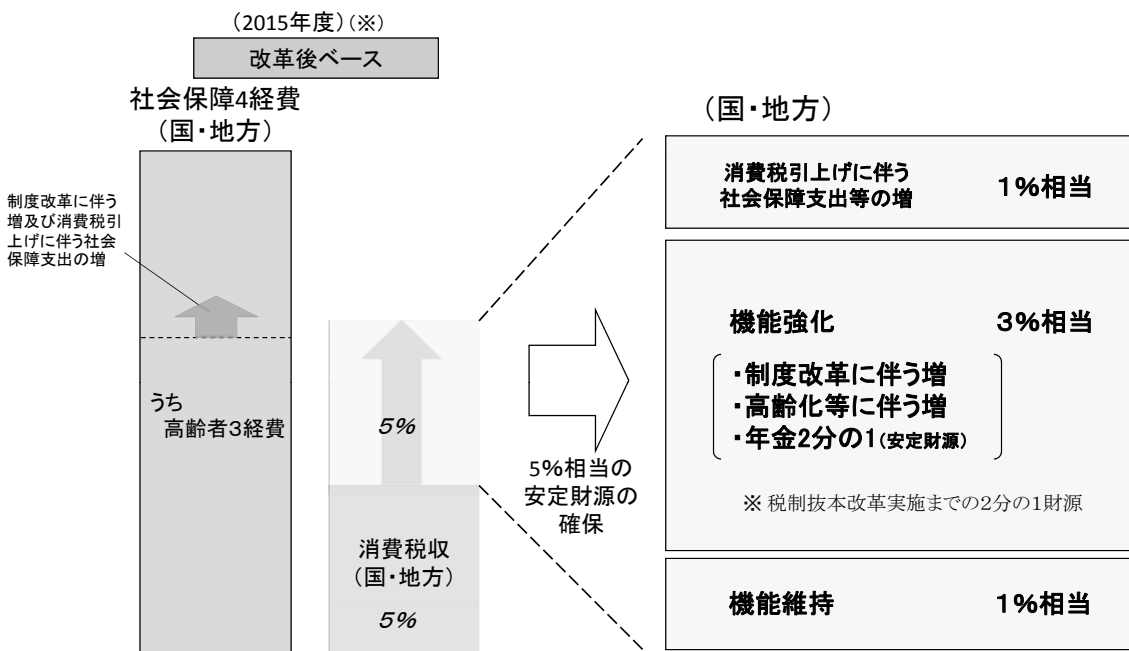
(注1) 消費税込収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税込収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税込収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

別紙（社会保障改革の安定財源の確保）



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

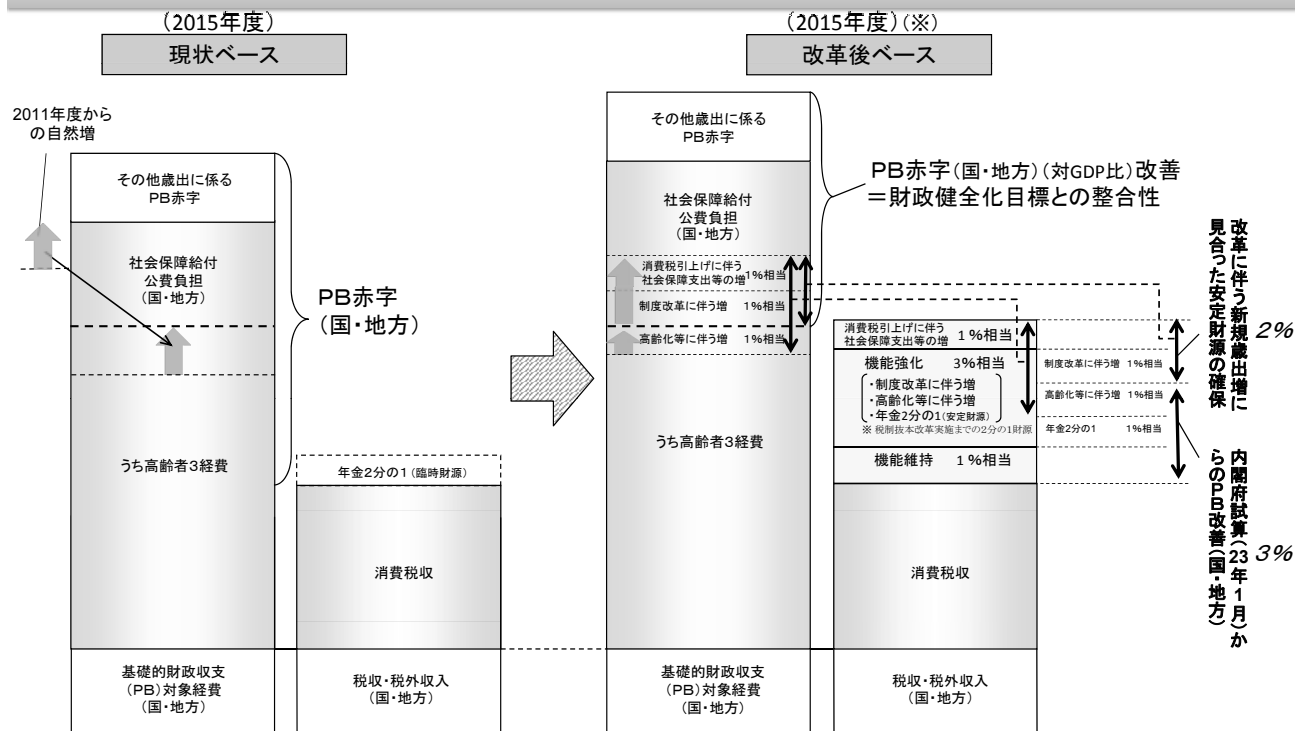
(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚生省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

別紙 (社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。
 (注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。
 (注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。
 (注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障改革の推進について

〔平成22年12月14日〕
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

別紙2

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども・子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) ・ 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 ・ 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> ・ 社会的養護の充実 <p>○ 女性の就業率の向上 ☆</p> <p>○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ <p>質を確保するための基準と併せて質の改善を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 ・ 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	子ども子育て計	<p>充実計(2015年) 0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計(2015年) -</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年		
II 医療・介護等 ①	<p>○ 地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化</p> <p>～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携(急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等) ・ 在宅医療の充実等(診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等) <p>→ 高度急性期の職員等: 2025年に現行ベースより2倍増</p> <p>一般急性期の職員等: 2025年に現行ベースより6割程度増</p> <p>在宅医療等: 2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度) <p>→ 平均在院日数: 2011年 19～20日程度 → 2025年 高度急性期: 15～16日程度 一般急性期: 9日程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病床数: 概ね現状水準 ○ 精神医療: 2025年に在院日数1割程度減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し ・ 基盤整備のための一括的な法整備: 2012年目途に法案提出 ・ 2025年頃までに医療・介護サービスのあるべき姿を実現 	<p>0.4兆円程度</p> <p>△0.1兆円程度</p>	<p>1.3兆円程度</p> <p>△0.6兆円程度</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実 等 ・ 施設のユニット化 (2,500億円程度) <p>→ GH、小規模多機能: 2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日</p> <p>居住系・在宅介護: 2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・重度化予防 ・ 介護施設の重点化(在宅への移行) <p>→ 要介護認定者数: 2025年に現行ベースより3%程度減少</p>				<p>0.1兆円程度</p>	<p>1.2兆円程度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆ (2,400億円程度) <p>→ 医療介護従事者: 2011年 462万人 → 2025年 704～739万人 (1.6倍程度)</p>					<p>0.2兆円程度</p>	<p>0.4兆円程度</p>
	<p>充実計(2015年) ~1.4兆円程度</p>	<p>重点化・効率化計(2015年) ~0.7兆円程度</p>				<p>(上記の機能分化等が全て実現する場合の試算)</p> <p>~0.6兆円程度</p>	<p>~2.3兆円程度</p>

第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年	
II 医療・介護等	<p>○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策</p> <p>a 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 (＝完全実施の場合▲1,600億円) 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度)) <p>※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動</p>		<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	～0.3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討	—	
	<p>b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円) 介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,600億円) 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化 <p>※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動</p>			～0.1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討	—	
	<p>c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度) 受診時定額負担等(高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円)ただし、低所得者に配慮。 <p>※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動</p>			<p>総合合算制度：2015年の番号制度以降導入</p> <p>〔 総合合算制度 〕 〔 ～0.4兆円程度 〕</p>	～1兆円弱程度	—
	<p>d その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提) 低所得者対策・逆進性対策等の検討 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し(医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す) 国保組合の国庫補助の見直し 高齢者医療制度の見直し(高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど) 				～1.6兆円弱程度	～2.3兆円程度
医療・介護②小計	充実計 (2015年) 1兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年) ～0.5兆円程度 (改革の内容により変動)		～1兆円弱程度	—	
医療・介護計	充実計 (2015年) ～2.4兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年) ～1.2兆円程度 (改革の内容により変動)		～1.6兆円弱程度	～2.3兆円程度	

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
III 年金	<p>【新しい年金制度の創設】</p> <p>「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ 所得比例年金(社会保険方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) 納付した保険料を記録し積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 <p>○ 最低保障年金(税財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低保障年金の満額は7万円(現在価額) 生涯平均年収ベース(＝保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを越えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする 		<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p> <p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	～0.6兆円程度	～0.7兆円程度
	<p>【現行制度の改善】</p> <p>○ 最低保障機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得者への加算 障害基礎年金への加算 受給資格期間の短縮 <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>			<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	～0.6兆円程度

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
III 年金 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 ● 第3号被保険者制度の見直し ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 ● 在職老齢年金の見直し ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 ● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化 (●は公費への影響なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マクロ経済スライド ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ 支給開始年齢引上げ ・先進諸国(欧米)の平均寿命・支給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● 標準報酬上限の引上げ ・健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p>2012年以降速やかに法案提出</p> <p>⇓</p> <p>順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>		
年金計	充実計 0.6兆円程度 (2015年) (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 影響額は改革の内容により変動 (2015年)		~0.6兆円程度	~0.7兆円程度

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化~▲1.2兆円程度を一つの目途)

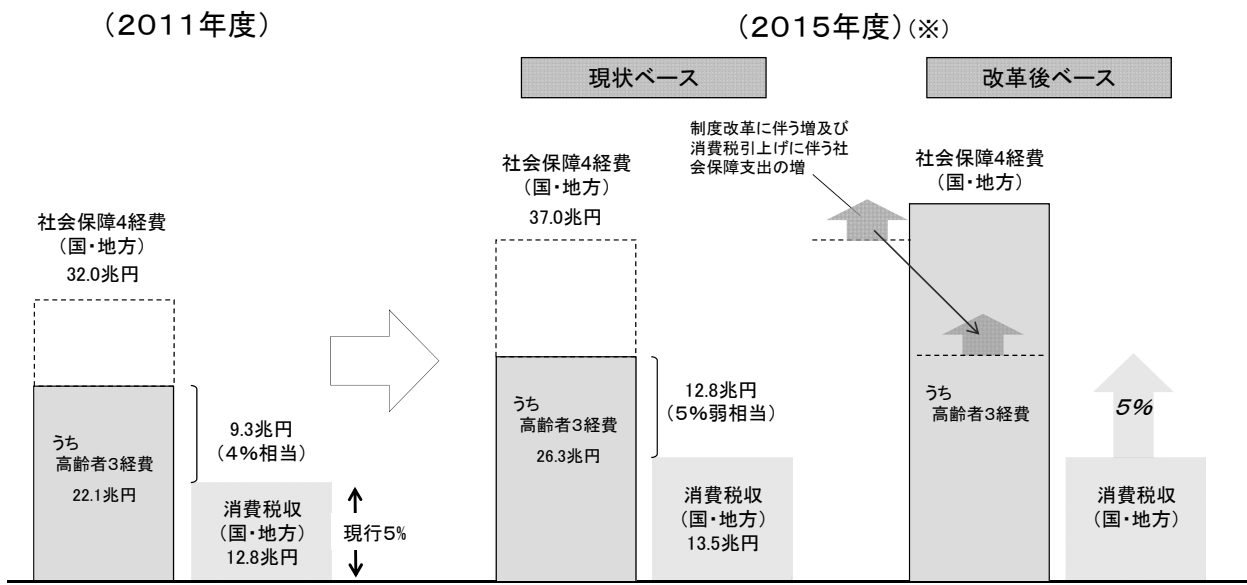
	充実、重点化・効率化	工程
IV 就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全員参加型社会の実現 ☆ ・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保 ・女性の就業率のM字カーブの解消 ・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり ・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進 ・地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進施策の総合的実施 ○ ディセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現 ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保 ○ 雇用保険・求職者支援制度の財源の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労促進策の継続的推進 ・就業率 2009年 75% → 2020年 80% (若者: 74% → 77%) (女性(25~44歳): 66% → 73%) (高齢者: 57% → 63%) ・ジョブ・カード取得者 300万人(2020年) ・障害者の実雇用率 1.8%(2020年) ○ 総合的ビジョン: 2011年に策定 ○ 法制度整備: 2011年度 労働政策審議会で結論、所要の見直し措置 ○ 労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討 ○ 雇用保険法、求職者支援法の規定(注3)を踏まえ検討
I 〜 IV 以外の 充実、 重点化・ 効率化 項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス基盤の整備 ・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備 ○ 医療イノベーションの推進 ☆ ・国際水準の臨床研究中核病院等の創設 ・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援 ・独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化 ・保険償還価格の設定における医療経済的観点から踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討 ○ 第2のセーフティネットの構築 ・求職者支援制度の創設 ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保 ・生活保護受給者等に対する就労支援 → フロア参加者数及び就労・増収者の増加 ・複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進) ・住宅支援の仕組みの検討 ○ 生活保護の見直し ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・客観的データに基づく生活保護基準の検討 ○ 障害者施策 ・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討 ○ 難病対策 ・長期高額医療の高額療養費の見直し(再掲)など難病医療費の支拂のあり方の検討 ○ 震災復興 ・新たな安心地域モデルの提示 ○ 次世代を担う子ども・若者の育成 ・雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備 ・教育の質と機会均等の確保(特に生計困難でありながら好成绩を修めた学生等への支援の強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的・集中的基盤整備 ○ 臨床研究中核病院等: 2011年度から3年間で15か所程度創設 ○ 臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分 ○ PMDAの審査体制等の強化: 2013年度末までに常勤数を751名に増員(2011年4月1日現在648名)。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討 ○ 先進医療制度の申請・審査手続きの効率化: 2011年度からの実施に向け検討 ○ 求職者支援制度: 2011年度創設 ○ 引き続き総合的に推進 ○ 事業の継続実施 ○ ワンストップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置(順次設置) ○ 関連制度の改革と併せ検討 ○ 生活保護基準: 基準部会(2011年4月開始)において、2012年末までに検討を実施 ○ 生保基準以外: 国と地方の協議の開催(2011年5月開始) → 必要に応じて法案提出 ○ 障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法(仮称)の2012年法案提出 ○ 引き続き制度的に検討 ○ 震災復興の検討の中で対応 ○ 引き続き総合的に検討

(注1)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方向性と具体策」(平成23年5月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する集中検討会議での提案も盛り込んで機械的に試算したものである。
(注2)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制技術改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。
(注3)雇用保険法・雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定的財源を確保した上で、国庫負担に関する暫定措置を廃止する。
求職者支援法: 法施行後3年を目途とした特定求職者の就職に関する支援策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援策に関する費用負担の在り方について速やかに検討する。

(再掲) 貧困・格差対策の重層的なセーフティネットの構築	A 充実 (金額は公費(2015年))	D 所要額(公費) 2015年
	<p>1. 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス</p> <p>2. 社会保険の適用拡大</p> <p> a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大</p> <p> b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</p> <p> ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(完全実施の場合△1,600億円)</p> <p>3. 社会保険制度における低所得者対策の強化</p> <p> a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))</p> <p> ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動</p> <p> b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化</p> <p> ・1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円)</p> <p> ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p> c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化</p> <p> ・長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度)</p> <p> ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p> d 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)</p> <p> e 年金制度の最低保障機能の強化</p> <p> ・低所得者への加算</p> <p> ・障害基礎年金への加算 } (0.6兆円程度)</p> <p> ・支給資格期間の短縮</p> <p> ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p> ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p> <p>4. 第2のセーフティネットの構築</p> <p> a 求職者支援制度の創設(費用負担の在り方の検討を含む)</p> <p> b 複合的困難を抱える者への伴走型支援</p> <p> c 生活保護受給者等に対する就労支援</p> <p> d 住宅支援の仕組みの検討</p> <p>5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)</p> <p> ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化</p> <p> ・子どもの貧困連鎖の防止</p> <p> ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底</p> <p> ・客観的データに基づく生活保護基準の検討</p>	<p>～0.3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討</p> <p>～0.1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討</p> <p>総合合算制度 ～0.4兆円程度</p> <p>～0.6兆円程度 …高所得者の年金給付の見直しと併せて検討</p> <p>～1.4兆円程度</p>

社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

別紙3



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

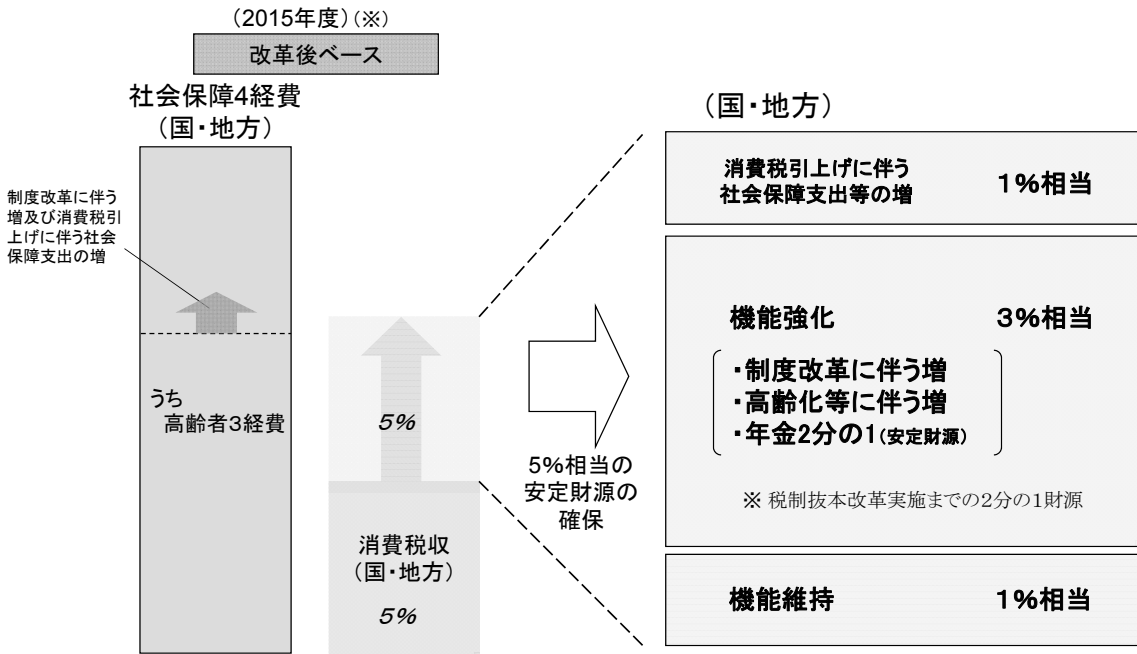
(注1) 消費税率は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税率(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税率は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

社会保障改革の安定財源の確保



(※) 成案においては、「2010年代前半までに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

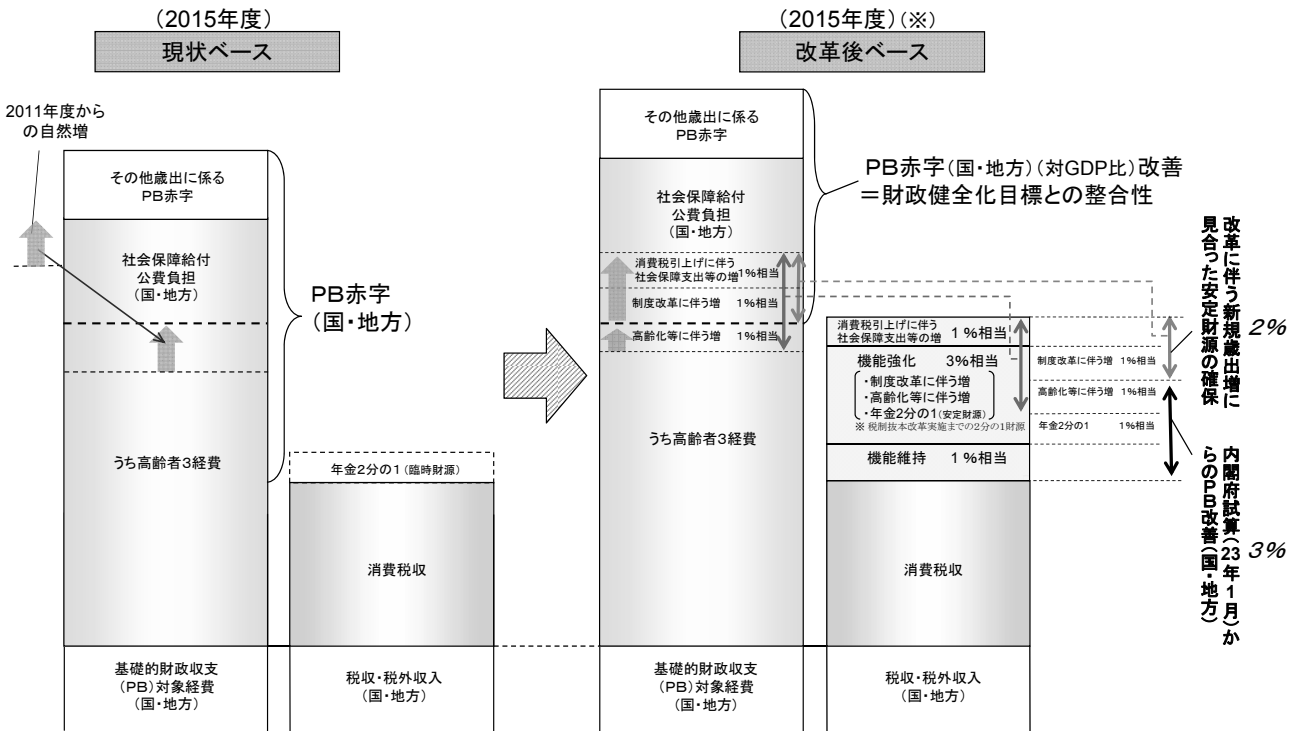
(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)、機能強化の具体的な内容は、別紙2のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度」として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成



(※) 成案においては、「2010年代前半までに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

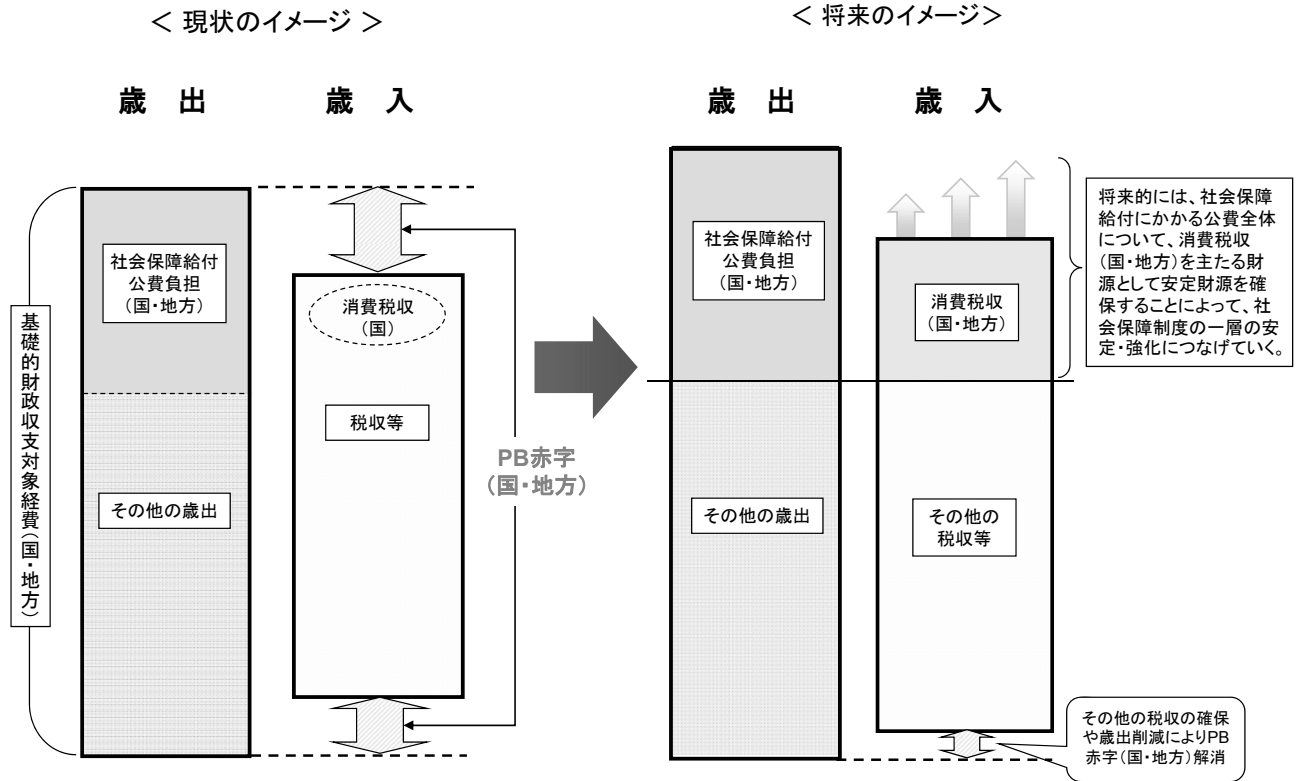
(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

消費税込（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

（参考）



社会保障・税一体改革成案について

〔平成23年7月1日〕
閣議報告

社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）を別紙のとおり報告する。

税・社会保障・地方分権 —いくつかの論点—

高端正幸

（新潟県立大学）

「・・・セーフティネットから抜け落ちていた人を含め、すべての人が社会保障の受益者であることを実感できるようにしていく。制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会を目指す。」

（「社会保障・税一体改革成案」p.2）

「・・・社会的断層が現れた以上、人々の間に利益対立が生じていることは否めない。問題なのは、これまでの政治が、利益対立を調整するよりも、そこにある緊張関係を政治的に利用し、動員してきたことである。日本社会にあるさまざまな「特権」集団や過剰に「保護」された人々が糾弾され、「特権」や「保護」を剥奪することでさまざまな格差が縮小するかのよう論じられた。しかし、冷静に考えれば分かるように、それだけではむしろ亀裂を拡大することにしかない。」

（宮本 2009:26）

1 社会保障改革構想の（現状での）方向性

- 1 年金・医療保険制度における「仕切られた社会保障」(宮本)
- 2 対人社会サービスにおける事実上の選別性



「男性稼ぎ主モデル」「家族主義」に立脚した制度体系が生む
「セーフティネットのほころび」への対応

⇨ 社会保障政策の「(広義の)普遍主義」(universalism)への接近
(e.g. 年金一元化・適用拡大、介護・保育の強化など)

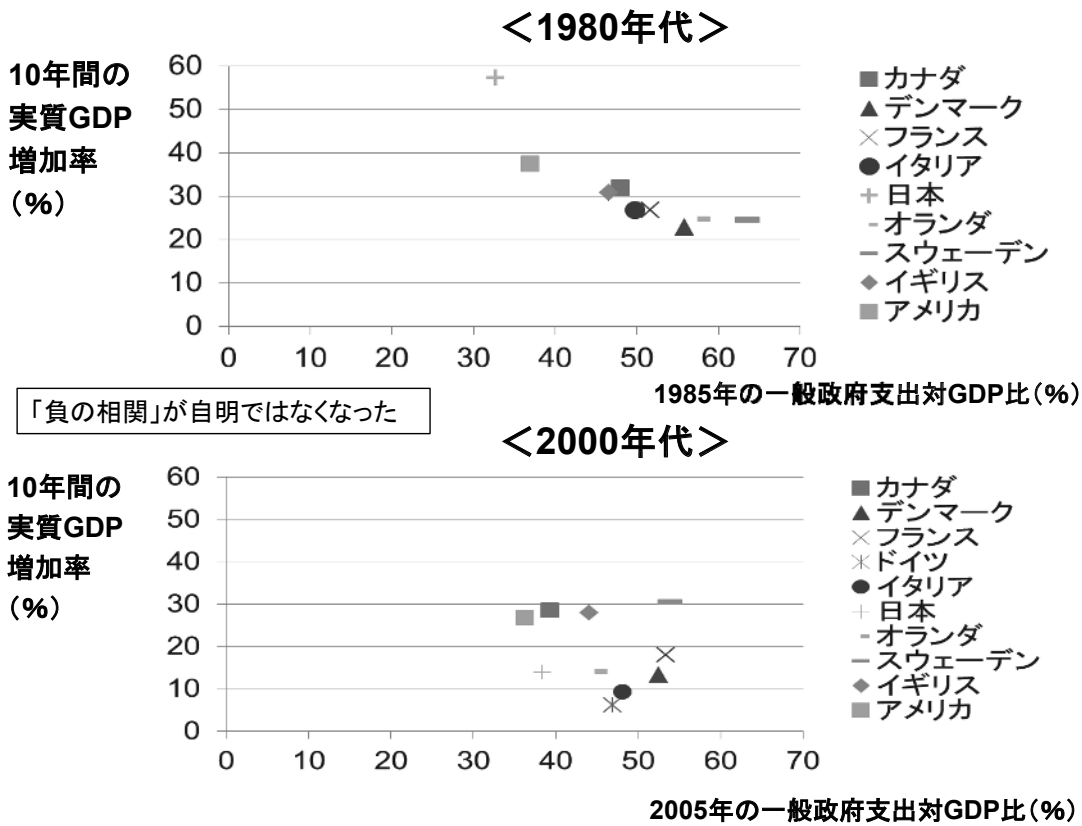


背景：「社会的信頼」「政府への信頼」と
社会保障政策の「型」との関係に着目する研究の発展

2 「社会的信頼」論の背景

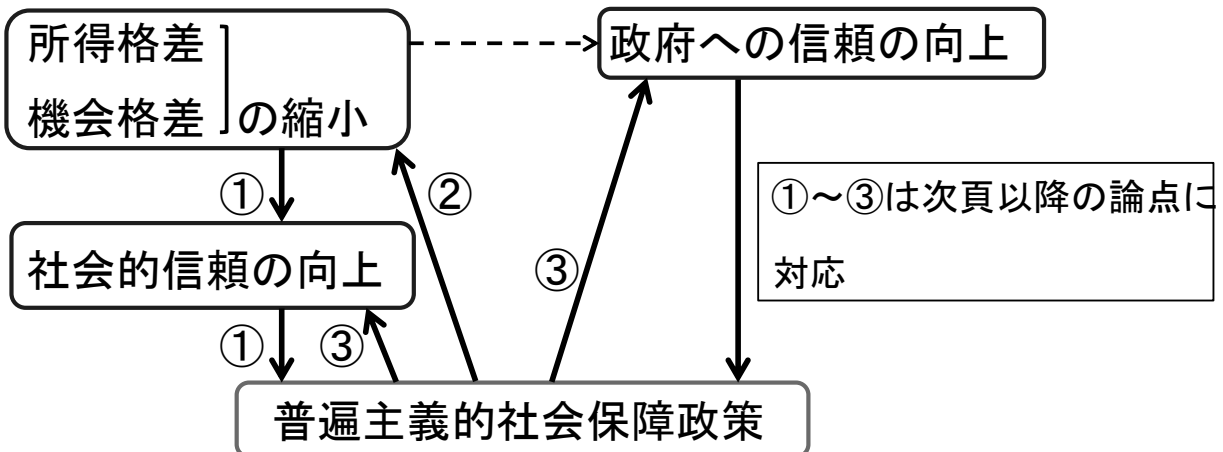
- 1 グローバル化による「福祉国家の限界」論の限界
 - ・ 貿易・資本移動の自由化と社会保障政策の変化との直接的な論理的連関は確認困難：グローバル化と社会保障政策との関係をより複雑なものと認識する必要 (Hay 2001, Swank 2005等)
- 2 政府の大きさと経済成長との関係に関する認識の深まり
 - ・ 計量分析の「おおよそのコンセンサス」：
GDP比で約10%の租税・支出増⇒年率1～1.5%の成長率低下
 - ・ 因果関係は確定困難で、国毎の相違の原因も十分に解明されていない：租税・支出政策と成長の関係を具体的に問う必要
(Bergh & Henrekson 2011)
- 3 ソーシャル・キャピタル論の隆盛 (Putnam 1993, 2000等)

【続】 2 「社会的信頼」論の背景



3 普遍主義的社会保障と信頼

【Rothstein & Uslaner 2005】



★ある社会における社会的信頼(他者への信頼)の高/低を左右する最大の要因は、所得・機会の格差の小/大

★普遍主義的政策は、高い社会的信頼/政府への信頼により実現・維持され、かつ社会的信頼/政府への信頼を向上させる

4 論点①所得・機会格差、信頼、普遍主義

- ・ 個人の絶対的所得水準より、むしろ他者との比較における相対的所得水準が個人の幸福感・安心感を左右する
- ・ 他者への共感・同質感：「同じく機会が与えられている」「等しく扱われている」という認識と密接に関係
⇒所得分配/機会の格差が小さいほど、社会的信頼は高まる
※当然、人種・性別・居住地域・宗教等の差異に起因する社会的分断も社会的信頼を左右
- ・ 高い社会的信頼 ⇒「生活リスクの社会化」、
「他者のための負担」への同意
⇒普遍主義的社会保障政策を下支え

5 論点②普遍主義・選別主義と所得格差

【Korpi & Palme 1998】「再分配のパラドクス」

社会保障給付の選別性を高め(貧困層に重点的に給付)、
最小限の資源を用いて最大限の所得再分配効果を得よ
うとすればするほど、貧困・格差の削減は困難になる

、、、なぜ? 選別的社会保障

→ [中間層以上:私的保障に依拠⇒格差拡大
中間層以上の租税抵抗⇔貧困層からのラディカルな
再分配要求 ⇒社会保障財源に関する合意形成の困難

⇒選別主義より普遍主義の方が(中長期的には)

効果的に所得格差を縮小させる

※ただし、支出規模は大きくなる→負担への合意調達がカギ

6 論点③ 普遍主義的社会保障と信頼の向上

1 普遍主義的社会保障と社会的信頼

- ・ 所得/機会格差の縮小による同質感の向上
- ・ ミーンズテストによるスティグマを生まない

⇒「福祉依存層」の「排除」、社会的分断の回避

★社会的信頼の高さ：初期条件としての性格が強い

(Bergh & Bjornskov 2009)

2 普遍主義的社会保障と政府への信頼

- ・ 人々を等しく扱う
- ・ 受給者の不正行為や行政の裁量の余地が少ない

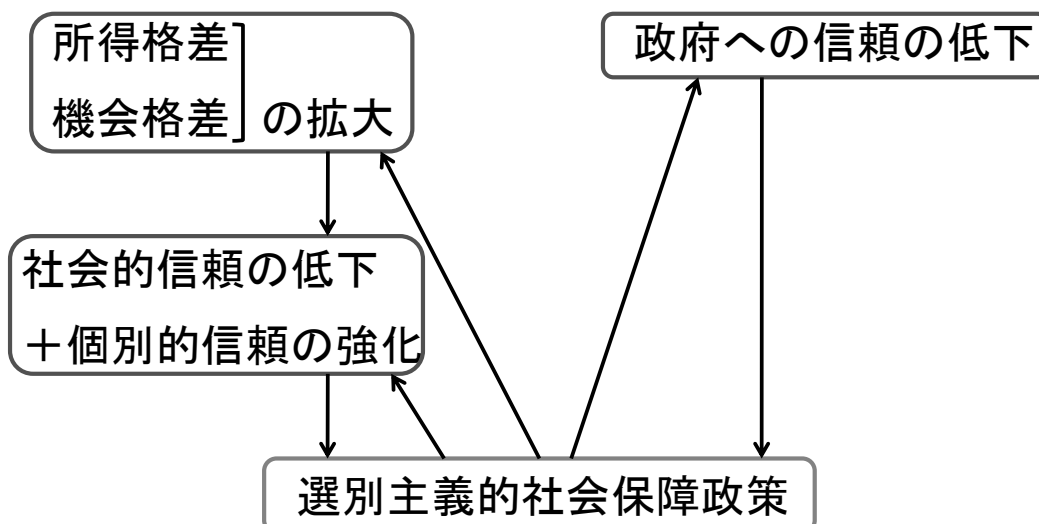
⇒広範な層へ受益感・公正感を与える (Rothstein & Stolle 2008)

★政治的信頼：容易に低下するが、向上は容易でない

(Rothstein & Uslaner 2005)

7 「選別主義の罠」

【Rothstein & Uslaner 2005】



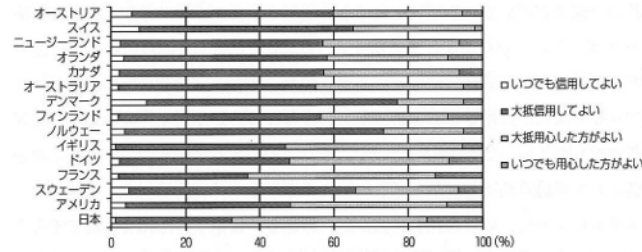
(「生活リスクの社会化」への合意調達の困難)

★大きな所得/機会格差を初期条件とした場合、普遍主義的社会保障政策を支える社会的信頼の醸成は困難である可能性が高い

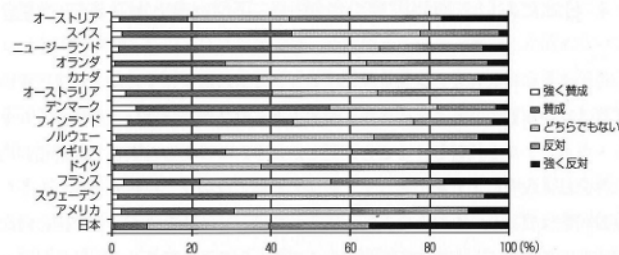
★政府への信頼が低い場合も同様に、負の循環を生む

8 日本の現状

日本では、社会的信頼・政府への信頼ともに著しく低い
増税への同意は「財政危機」という「脅し」に依存



図表 3.2 他人と接するとき、相手を信頼できるか、用心した方がよいか？
 出所) International Social Survey Program, "Citizenship 2004" より作成。



図表 3.3 大よそ政府の人びとは信頼できる？
 出所) International Social Survey Program, "Citizenship 2004" より作成。

(井手 2011:90より引用)

9 何を起点に変えてゆけるのか

1 政策

- ・ 誰もが利益をうける ・ 機会の公平を向上させる
 - 1) 教育(就学前教育を含む全般、ただし特に中等・高等教育)
 - 2) 医療
 - 3) 老齢年金 のユニバーサル化
- ・ 雇用(同一労働同一賃金 & セーフティネット)

2 政治制度

- ・ 「多数派による統治を志向する多数決型政治は不平等や対立を促進する傾向をもつものに対して、『できるだけ多くの人々による』統治を理念とする合意形成型政治はそれらを緩和する方向へ作用する」(Lijphart 1999, 西岡 2011)
- ⇒ 合意形成型・包摂型政治への転換は可能か？

【続】 9 何を起点に変えてゆけるのか

3 言説

- ・ 「退職世代⇔現役世代」「都市⇔農村」「政府⇔民間」
「正社員⇔派遣さん、パートさん」「勝ち組⇔負け組」
⇒ 社会を切り刻む言説の影響力を認識する必要

4 社会・地域

- ・ 他者との関わりの中(職場、学校、、、)における「等しく扱われている」実感、意思決定への参加と熟議を通じた包摂
(個別的信頼の蓄積から社会的信頼へ)
- ・ 地域レベルの公共的意思決定への参加、議会制民主主義の機能回復(対人社会サービスを一手に担う自治体レベルでの合意形成・政治的包摂の強化)

《文献リスト》

- ・ Bergh, A. and C. Bjornskov [2009] *Historical Trust Levels Predict Current Welfare State Design*, Ratio Institute Working Paper Series 144.
- ・ Bergh, A. and M. Henrekson [2011] *Government Size and Growth: A Survey and Interpretation of the Evidence*, Research Institute of Industrial Economics, Working Paper No. 858.
- ・ Hay, C. [2001] “Globalization, Economic Change and the Welfare State: The ‘Vexatious Inquisition of Taxation’?”, Sykes, R., Palier B. and P. M. Prior (eds.), *Globalization and European Welfare States: Challenges and Change*, Palgrave Macmillan.
- ・ Korpi, W. and J. Palme [1998] “The Paradox of Redistribution and Strategies of Equality: Welfare State Institutions, Inequality, and Poverty in the Western Countries” *American Sociological Review* 63, pp. 661-687.
- ・ Lijphart, A. [1999] *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. Yale University Press.
- ・ Putnam, R. [1993] *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.
- ・ Putnam, R. [2000] *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon and Schuster.
- ・ Rothstein, B. and D. Stolle [2008] “The State and Social Capital: An Institutional Theory of Generalized Trust” *Comparative Politics* 40 (4), pp. 441-459.
- ・ Rothstein, B. and E. M. Uslaner [2005] “All for All: Equality, Corruption, and Social Trust” *World Politics* 58, pp. 41-72.
- ・ Swank, D. [2005] “Globalisation, Domestic Politics, and Welfare State Retrenchment in Capitalist Democracies” *Social Policy & Society* 4 (2), pp. 183-195.
- ・ 井手英策 [2011] 「調和のとれた社会と財政—ソーシャル・キャピタル理論の財政分析への応用」井手英策他編『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版、pp. 74-108。
- ・ 西岡晋 [2011] 「「多様な資本主義」と政治・福祉・労働」宮本太郎編『働く—雇用と社会保障の政治学(政治の発見2)』風行社、pp.149-179。
- ・ 宮本太郎 [2009] 『生活保障—排除しない社会へ』岩波書店。

第3章 さいたま市国民健康保険の現状と課題

藤原陽一郎（さいたま市国民健康保険課長）

さいたま市国民健康保険の 現状と課題

資料

平成23年8月24日(水)
総務省中央合同庁舎2号館 第601会議室

さいたま市保健福祉局
福祉部国民健康保険課
藤原陽一郎

目 次

組織図

平成21年度末年齢階層別人口及び被保険者数

人口と被保険者の動向

平成22年度決算見込み

国保特別会計歳入歳出動向

一人当たり医療費の推移

調整交付金・保険財政共同安定化事業の推移

国保税21年度決算の政令市比較

国保税率の変遷

所得階層別世帯数、収納状況等

短期証、資格者証の発行数

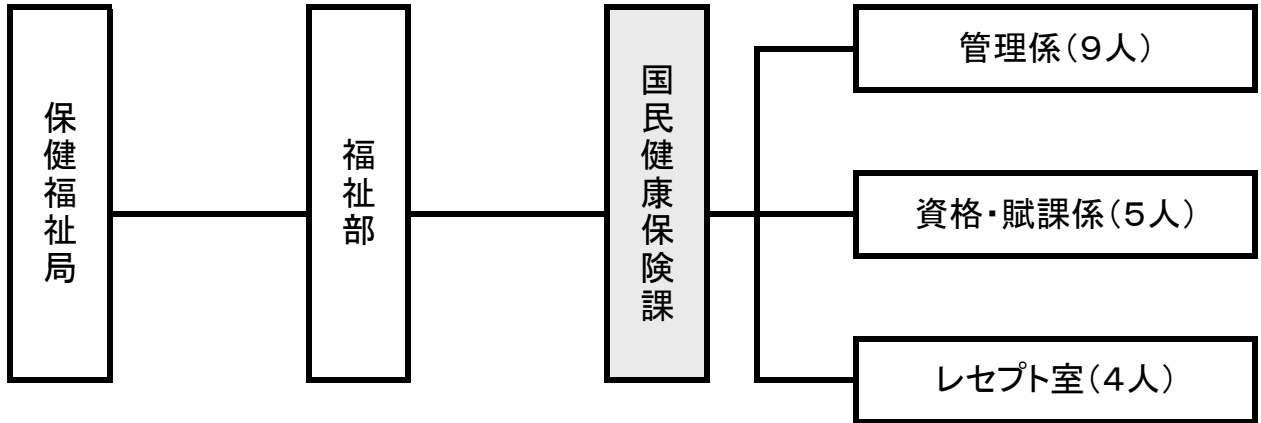
国保税の調定額、収納額、収納率の推移

特定健康診査・特定保健指導の政令市比較

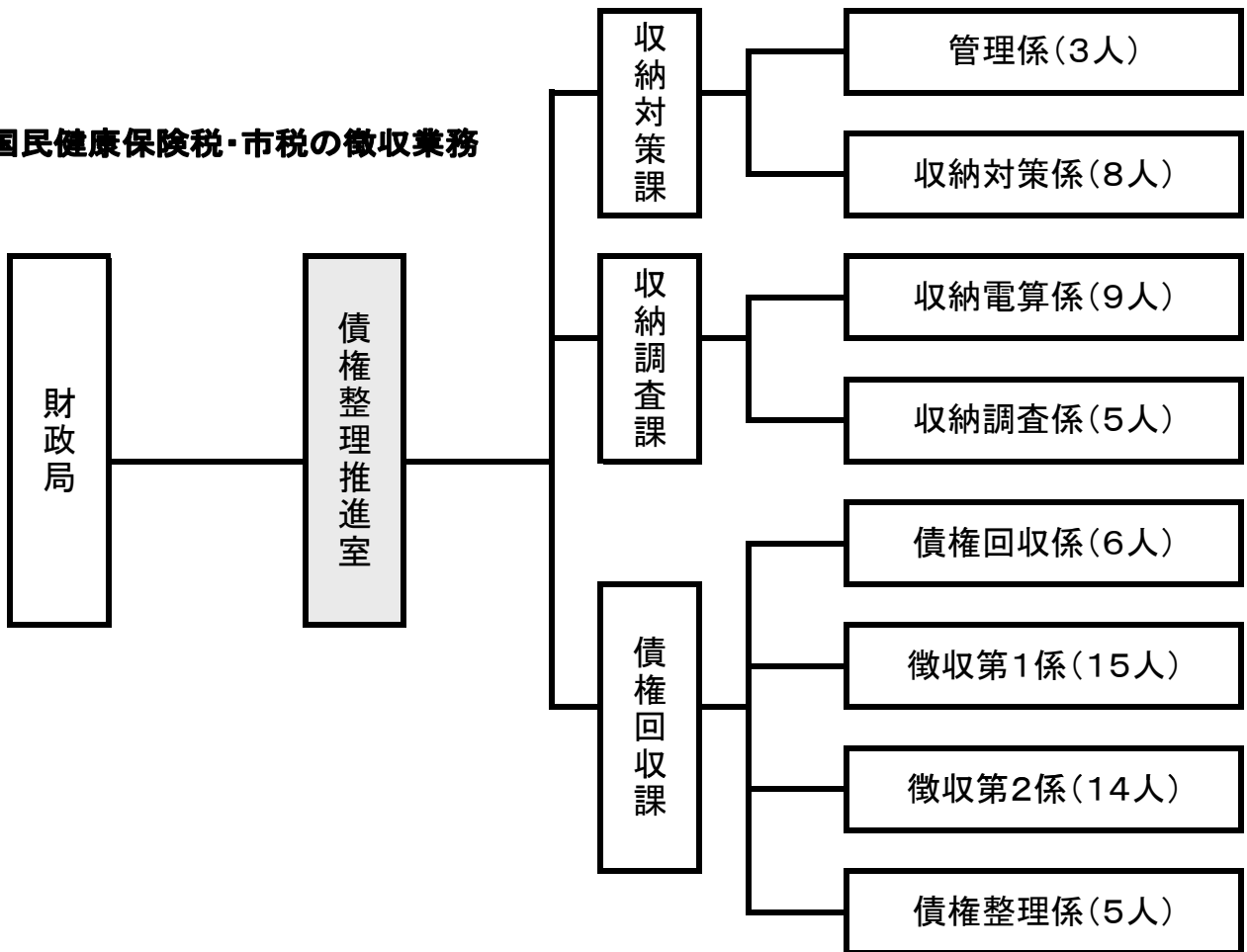
不正請求について

組織図

国民健康保険の資格・賦課・給付・保健事業・管理・レセプト関連業務等

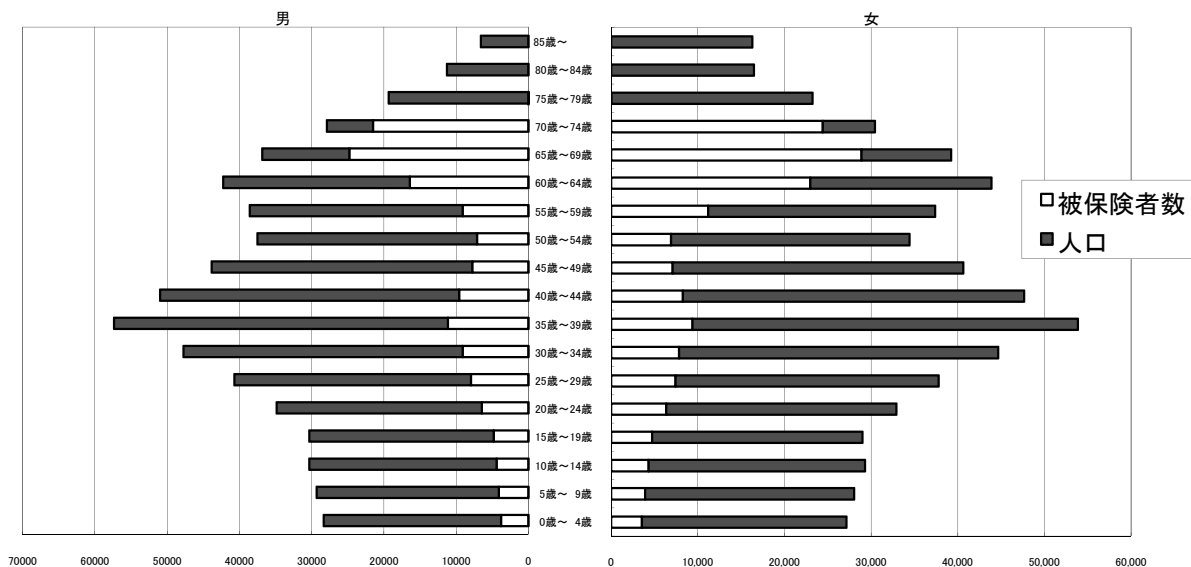


国民健康保険税・市税の徴収業務

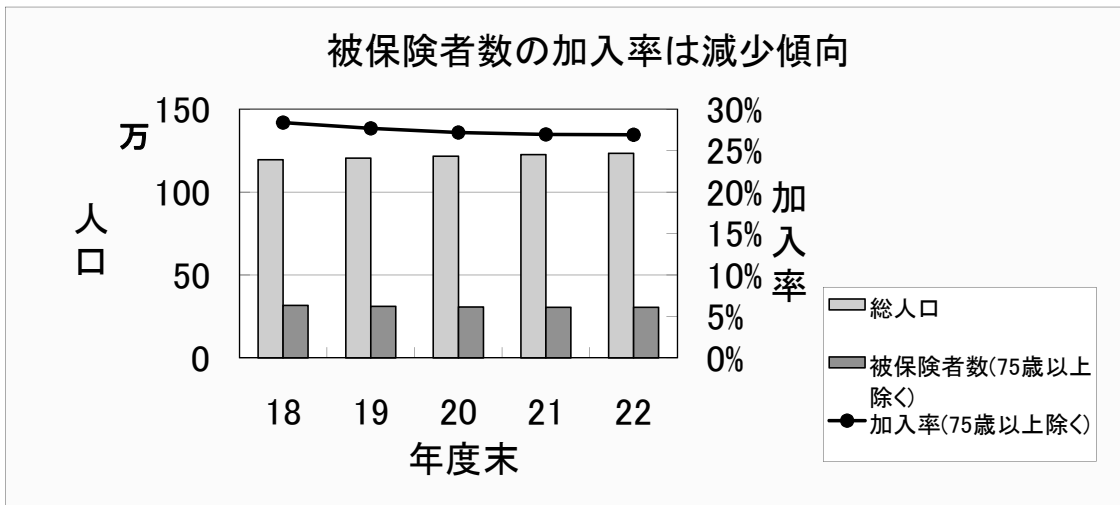


平成21年度末 年齢階層別人口及び被保険者

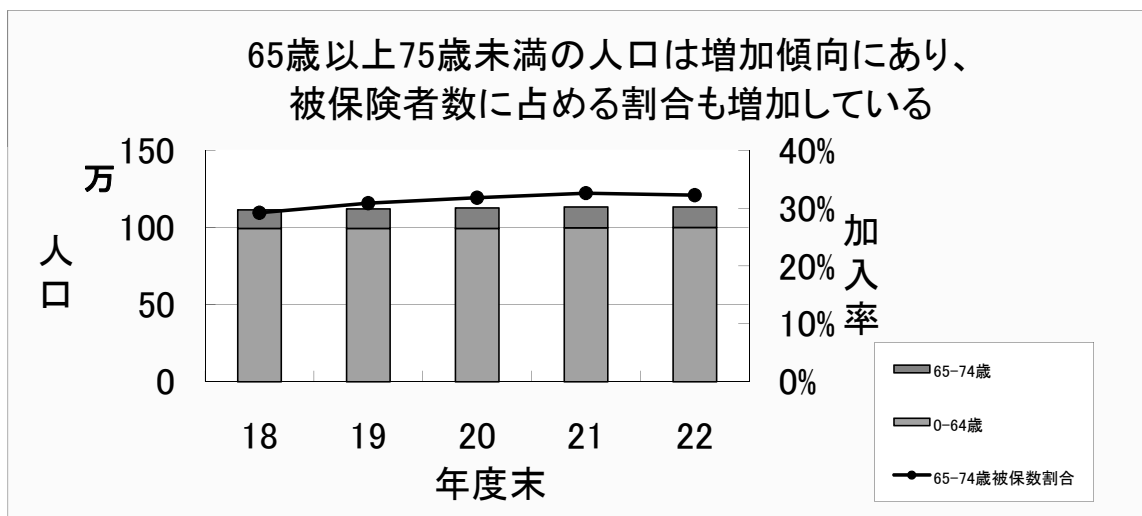
年 齢	人 口			被 保 険 者				
	男	女	計	男	女	計	加入率(%)	構成比(%)
0歳～4歳	28,340	27,132	55,472	3,811	3,559	7,370	13.29	2.41
5歳～9歳	29,347	28,038	57,385	4,120	3,928	8,048	14.02	2.63
10歳～14歳	30,367	29,295	59,662	4,428	4,322	8,750	14.67	2.86
15歳～19歳	30,355	28,979	59,334	4,817	4,733	9,550	16.10	3.13
20歳～24歳	34,877	32,884	67,761	6,467	6,341	12,808	18.90	4.19
25歳～29歳	40,710	37,786	78,496	7,990	7,425	15,415	19.64	5.04
30歳～34歳	47,757	44,646	92,403	9,115	7,839	16,954	18.35	5.55
35歳～39歳	57,376	53,839	111,215	11,153	9,361	20,514	18.45	6.71
40歳～44歳	51,009	47,620	98,629	9,615	8,282	17,897	18.15	5.86
45歳～49歳	43,870	40,613	84,483	7,773	7,078	14,851	17.58	4.86
50歳～54歳	37,515	34,411	71,926	7,126	6,920	14,046	19.53	4.60
55歳～59歳	38,571	37,374	75,945	9,110	11,193	20,303	26.73	6.64
60歳～64歳	42,280	43,857	86,137	16,421	22,964	39,385	45.72	12.89
65歳～69歳	36,844	39,235	76,079	24,826	28,868	53,694	70.58	17.57
70歳～74歳	27,903	30,427	58,330	21,541	24,421	45,962	78.80	15.04
75歳～79歳	19,358	23,243	42,601	18	29	47	0.11	0.02
80歳～84歳	11,292	16,486	27,778	0	0	0	0.00	0.00
85歳～	6,584	16,267	22,851	0	0	0	0.00	0.00
計	614,355	612,132	1,226,487	148,331	157,263	305,594	24.92	100.00



被保険者の総人口に占める割合及び65歳以上の被保険者の動向

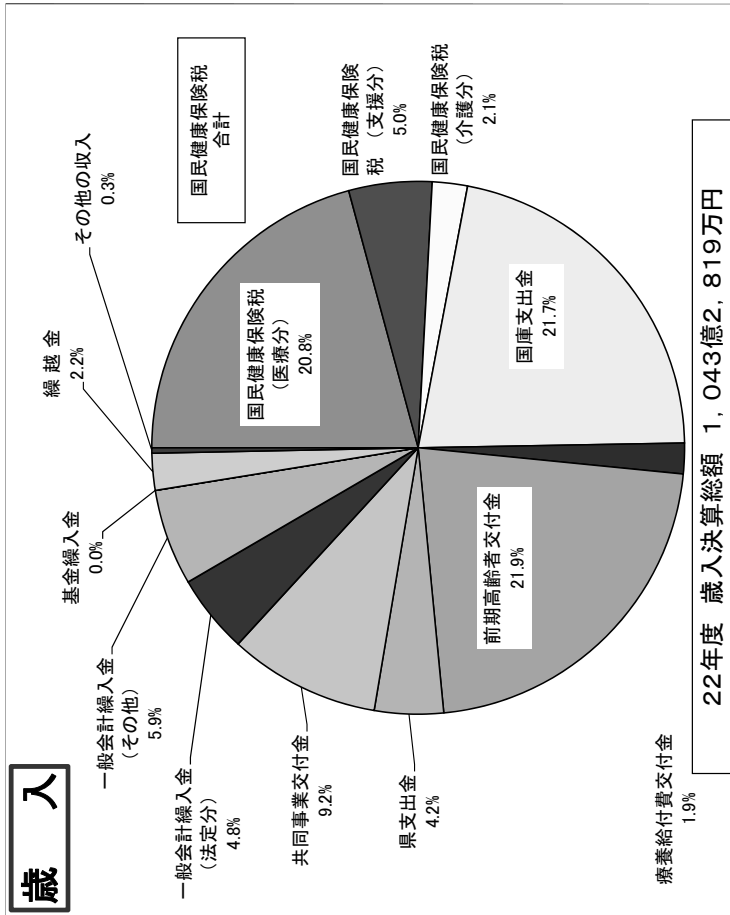


年度	18	19	20	21	22
総人口	1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274
被保険者数(75歳以上除く)	316,880	310,111	306,379	305,594	305,439
加入率(75歳以上除く)	26.5%	25.7%	25.2%	24.9%	24.7%



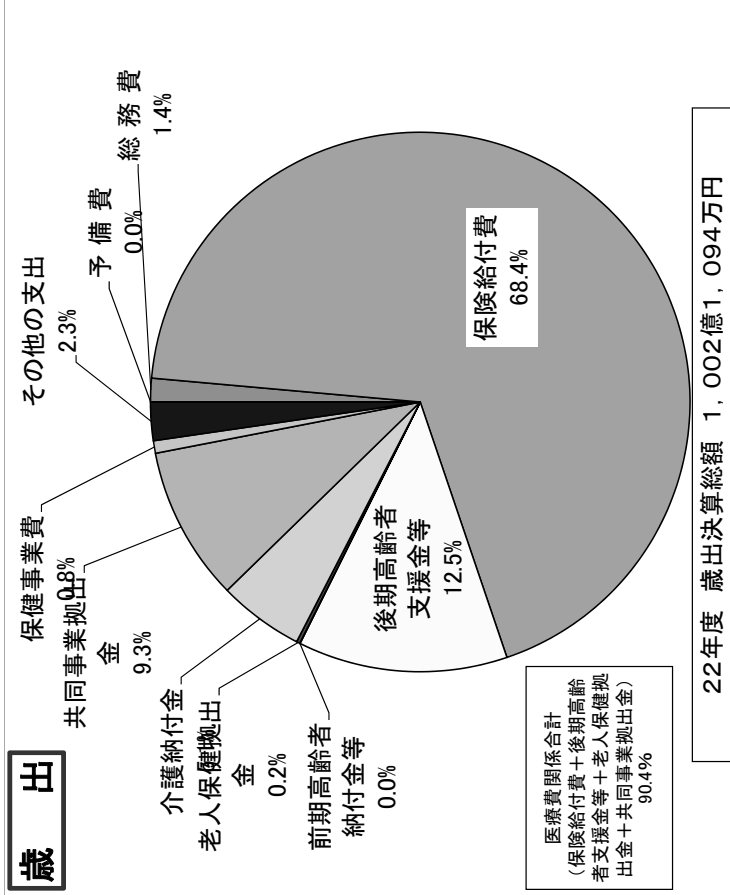
年度	18	19	20	21	22
総人口	1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274
0-64歳	995,213	994,992	996,011	998,848	1,001,972
65-74歳	120,861	125,812	131,619	134,409	133,148
65-74歳被保数	92,583	95,709	97,570	99,703	98,597
65-74歳被保数割合	29.2%	30.9%	31.8%	32.6%	32.3%

平成22年度国民健康保険事業特別会計 決算見込み



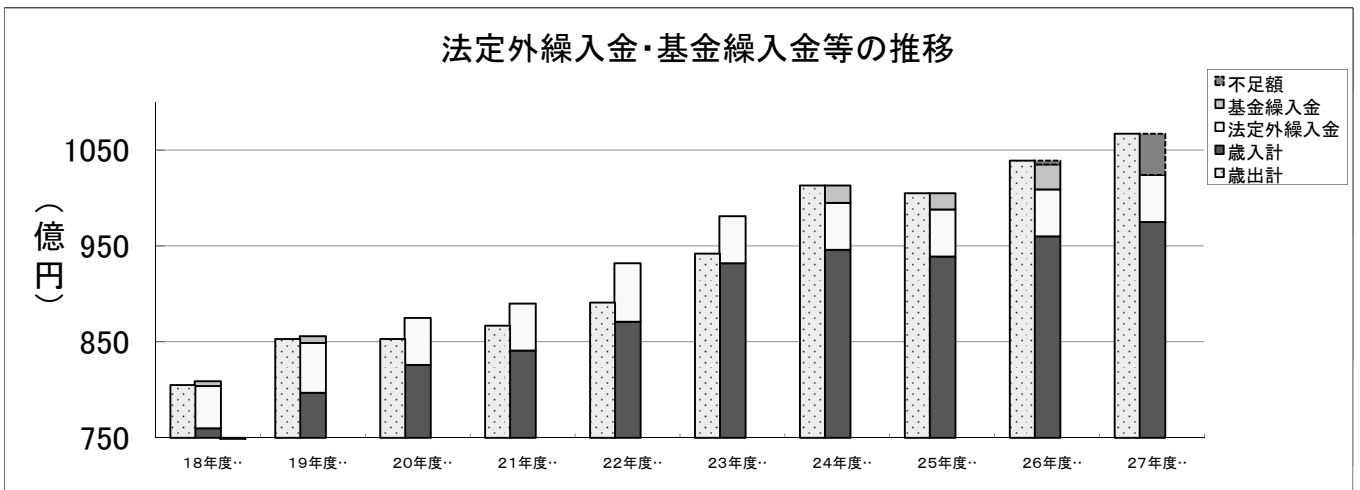
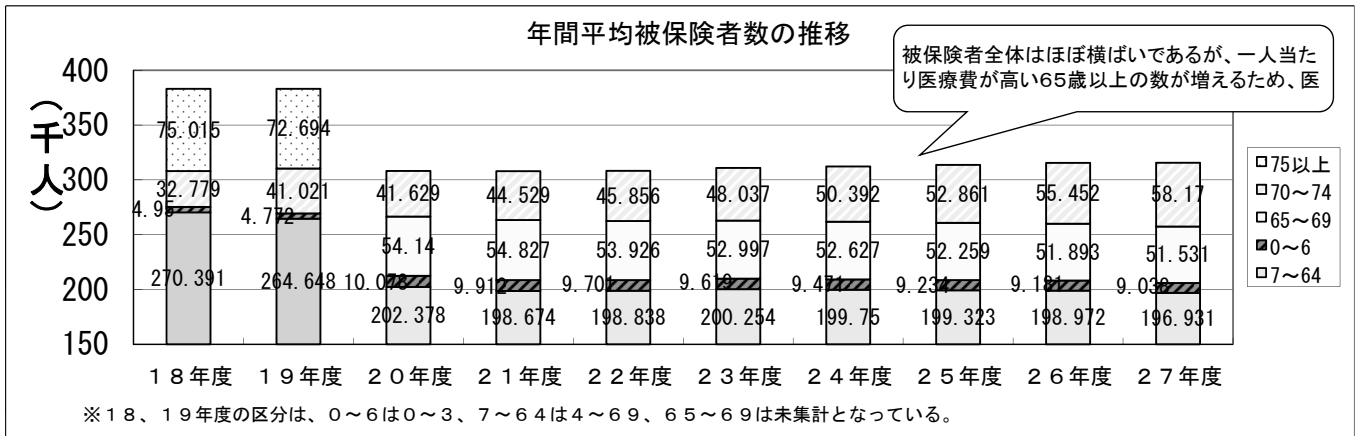
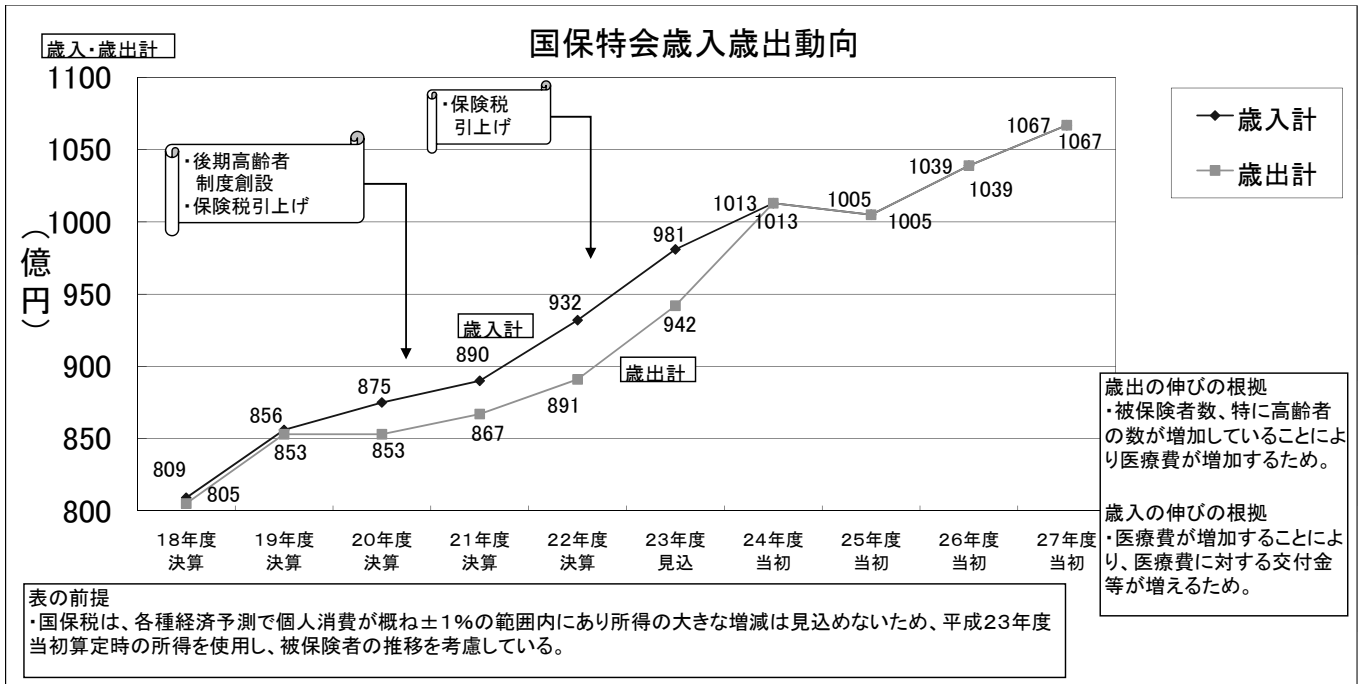
< 歳入 >

	平成22年度 決算①	平成22年度 最終予算②	平成21年度 決算③	前年比 ①/③	対補正比 ①/②
ア 国民健康保険税 (医療分)	21,697,202	22,447,436	21,152,648	△ 2.57	△ 3.34
イ 国民健康保険税 (支援分)	5,264,221	5,385,062	5,497,033	△ 4.24	△ 2.24
ウ 国民健康保険税 (介護分)	2,221,432	2,285,333	2,201,613	0.90	△ 2.80
エ 国庫支出金	22,681,708	21,338,864	22,470,729	0.94	6.29
オ 療養給付費交付金	1,941,296	1,888,624	3,599,171	△ 46.06	2.79
カ 前期高齢者交付金	22,839,342	22,809,547	20,195,168	13.09	0.13
キ 県支出金	4,361,338	4,036,365	3,920,981	11.23	8.05
ク 共同事業交付金	9,571,364	10,933,115	10,639,228	△ 10.04	△ 12.46
ケ 一般会計繰入金 (法定分)	4,981,914	5,089,843	4,091,040	21.78	△ 2.12
コ 一般会計繰入金 (その他)	6,100,000	6,100,000	4,895,687	24.60	0.00
サ 基金繰入金	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
シ 繰越金	2,330,391	2,330,390	2,183,726	6.72	0.00
ス その他の収入	337,982	222,775	313,069	7.96	51.71
合計	104,328,190	104,867,354	101,160,093	3.13	△ 0.51



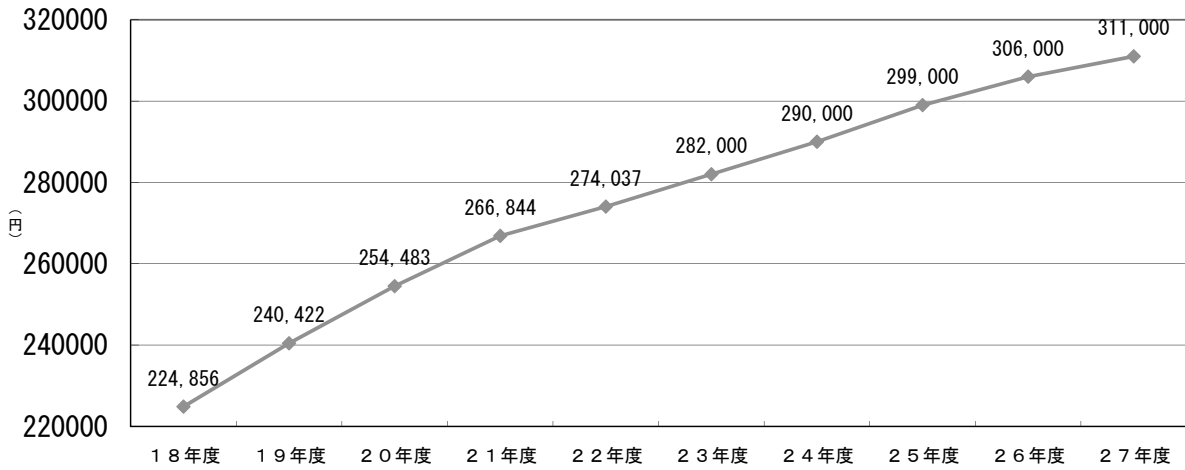
< 歳出 >

	平成22年度 決算①	平成22年度 最終予算②	平成21年度 決算③	前年比 ①/③	対補正比 ①/②
① 総務費	1,417,753	1,635,164	1,369,230	3.54	△ 13.30
② 保険給付費	68,520,824	70,436,200	66,489,073	3.06	△ 2.72
③ 後期高齢者支援金等	12,589,420	12,589,667	13,335,543	△ 5.59	△ 0.00
④ 前期高齢者納付金等	21,729	21,793	37,918	△ 42.69	△ 0.29
⑤ 老人保健拠出金	201,031	201,178	808,205	△ 75.13	△ 0.07
⑥ 介護納付金	5,135,216	5,135,216	4,896,836	4.87	0.00
⑦ 共同事業拠出金	9,270,872	11,432,113	10,097,450	△ 8.19	△ 18.91
⑧ 予備費	5	1,069,353	709,185	6.02	△ 29.89
⑨ その他の支出	2,302,233	2,308,960	1,086,262	111.94	△ 0.29
⑩ 予備費	0	37,710	0	-	-
合計	100,210,940	104,867,354	98,829,702	1.40	△ 4.44



	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 見込	24年度 当初	25年度 当初	26年度 当初	27年度 当初
歳出計	805	853	853	867	891	942	1,013	1,005	1,039	1,067
歳入計	760	797	826	841	871	932	946	939	960	975
法定外繰入金	44	52	49	49	61	49	49	49	49	49
基金繰入金	5	7	0	0	0	0	18	17	26	0
不足額	8	1	3	13	30	53	74	57	31	31
年度末基金残高	8	1	3	13	30	53	74	57	31	31

一人当たり医療費の実績と推計

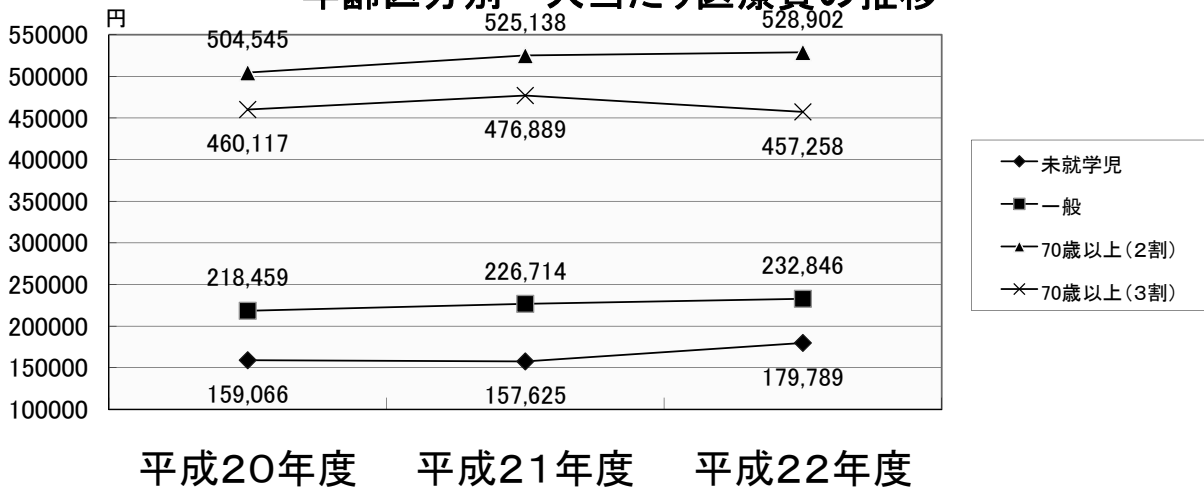


※平成22年度までが実績、23年度以降が推計

単位:円

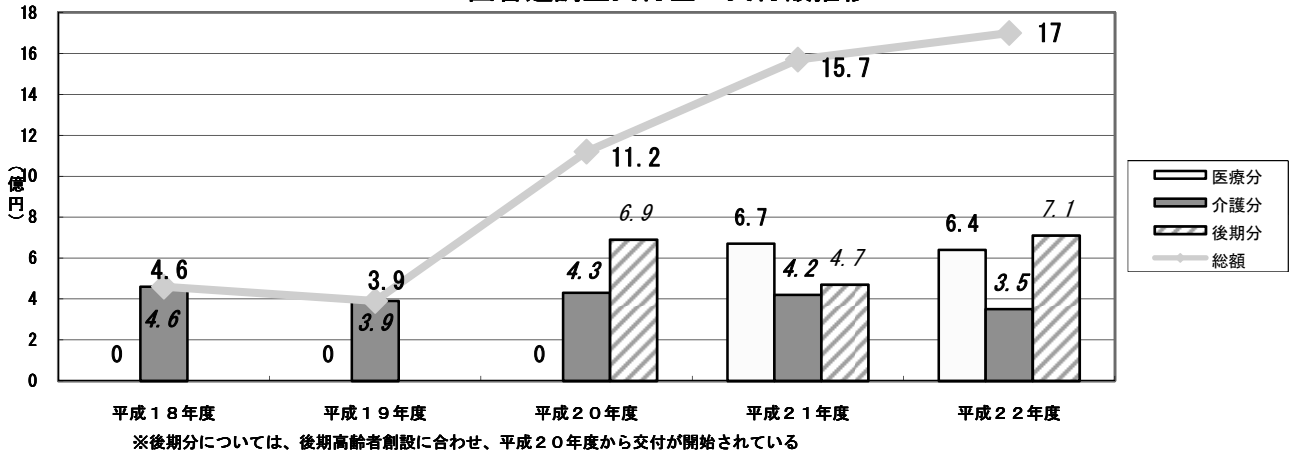
一人当たり医療費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	224,856	240,422	254,483	266,844	274,037	282,000	290,000	299,000	306,000	311,000

年齢区分別一人当たり医療費の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度
未就学児	159,066	157,625	179,789
一般	218,459	226,714	232,846
70歳以上(2割)	504,545	525,138	528,902
70歳以上(3割)	460,117	476,889	457,258

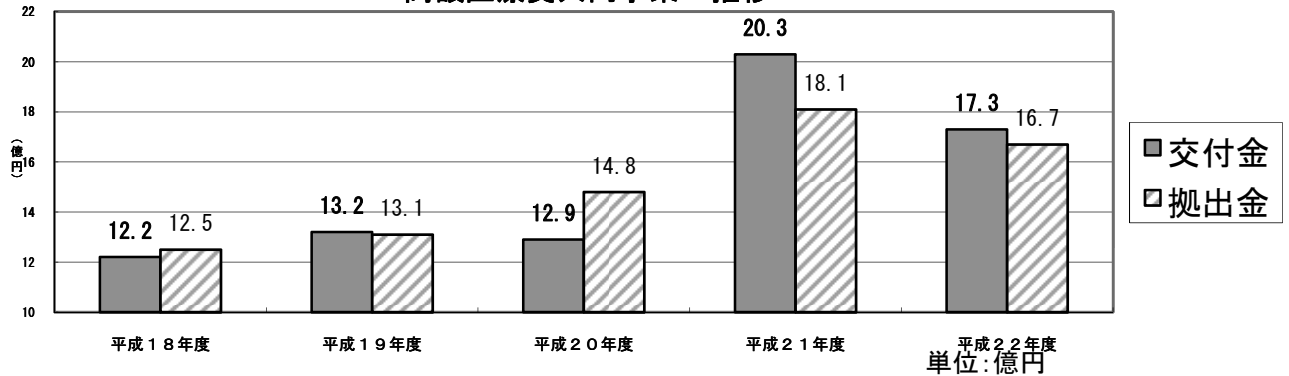
国普通調整交付金 交付額推移



単位:億円

普通調整交付金		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
再掲	医療分	0	0	0	6.7	6.4
	介護分	4.6	3.9	4.3	4.2	3.5
	後期分	0	0	6.9	4.7	7.1
	合計	4.6	3.9	11.2	15.7	17

高額医療費共同事業 推移

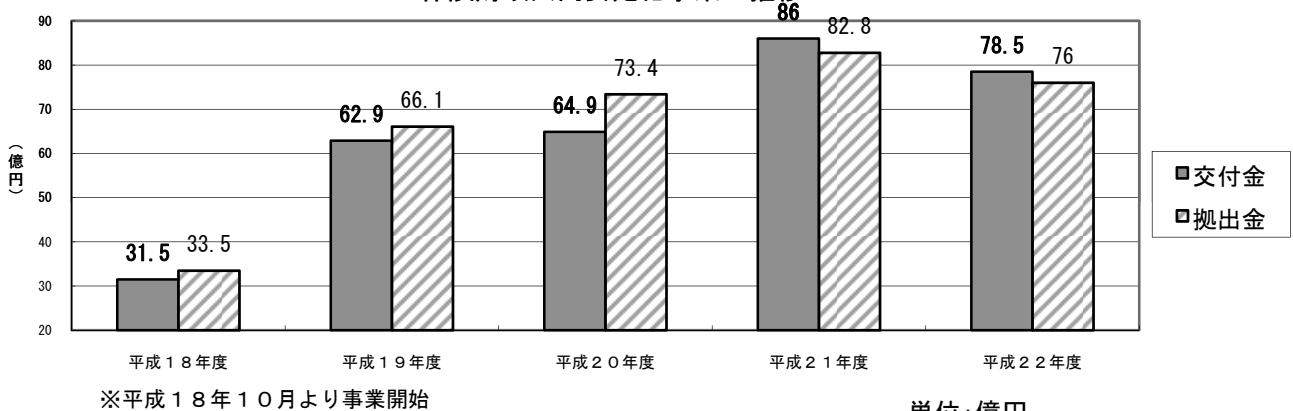


単位:億円

高額医療費共同事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金	12.2	13.2	12.9	20.3	17.3
拠出金	12.5	13.1	14.8	18.1	16.7

保険財政共同安定化事業 推移

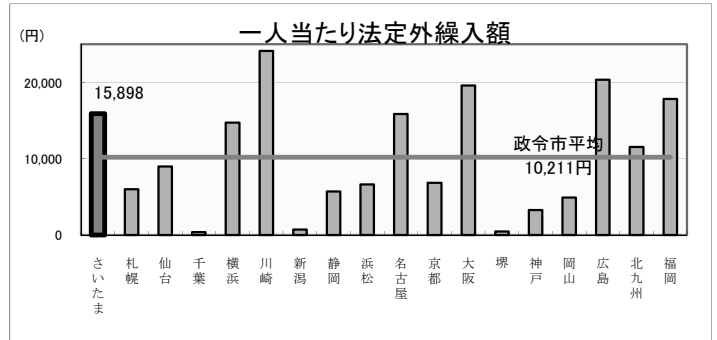
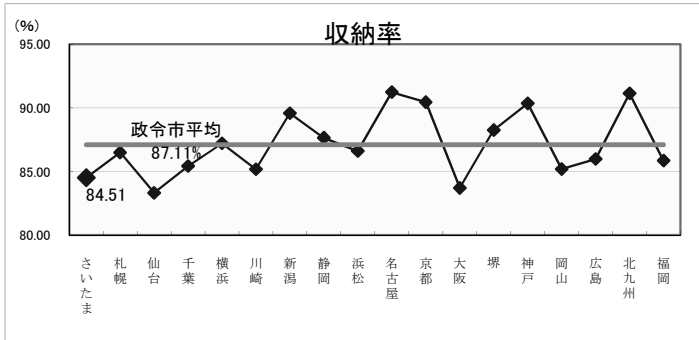
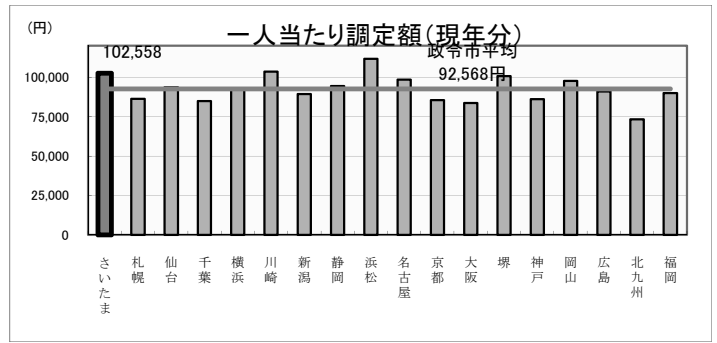
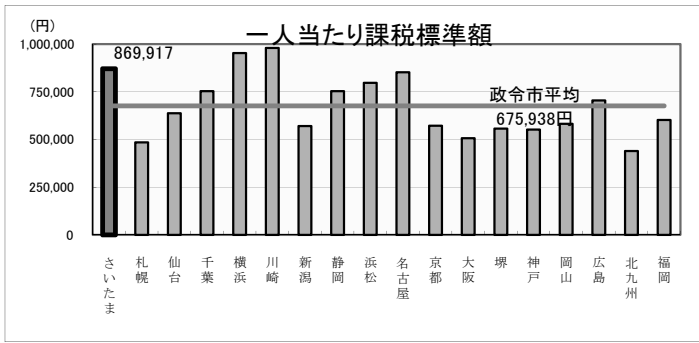


単位:億円

保険財政共同安定化事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金	31.5	62.9	64.9	86	78.5
拠出金	33.5	66.1	73.4	82.8	76

平成21年度決算 政令市比較



国民健康保険事業状況報告書より作成 (課税標準所得額は国保実態調査より作成)

	被保険者(3-2月平均)一人当り							
	課税標準所得額 (円)	順位	調定額(現年分) (円)	順位	現年収納率※ (%)	順位	法定外繰入額 (円)	順位
さいたま	869,917	3	102,558	3	84.51	16	15,898	5
札幌	485,441	17	86,422	13	86.48	10	5,990	12
仙台	637,103	9	93,615	8	83.31	18	8,991	9
千葉	753,816	6	84,975	16	85.42	13	377	18
横浜	952,166	2	92,755	9	87.21	8	14,723	7
川崎	979,695	1	103,552	2	85.17	15	24,139	1
新潟	570,005	13	89,433	12	89.57	5	718	16
静岡	752,495	7	94,545	7	87.64	7	5,711	13
浜松	796,881	5	111,806	1	86.60	9	6,612	11
名古屋	852,939	4	98,615	5	91.23	1	15,878	6
京都	572,077	12	85,467	15	90.44	3	6,847	10
大阪	507,357	16	83,632	17	83.70	17	19,603	3
堺	556,240	14	100,716	4	88.25	6	450	17
神戸	551,634	15	86,082	14	90.35	4	3,264	15
岡山	582,105	11	97,735	6	85.18	14	4,900	14
広島	705,325	8	90,905	10	85.97	11	20,350	2
北九州	438,754	18	73,356	18	91.13	2	11,530	8
福岡	602,938	10	90,059	11	85.85	12	17,817	4

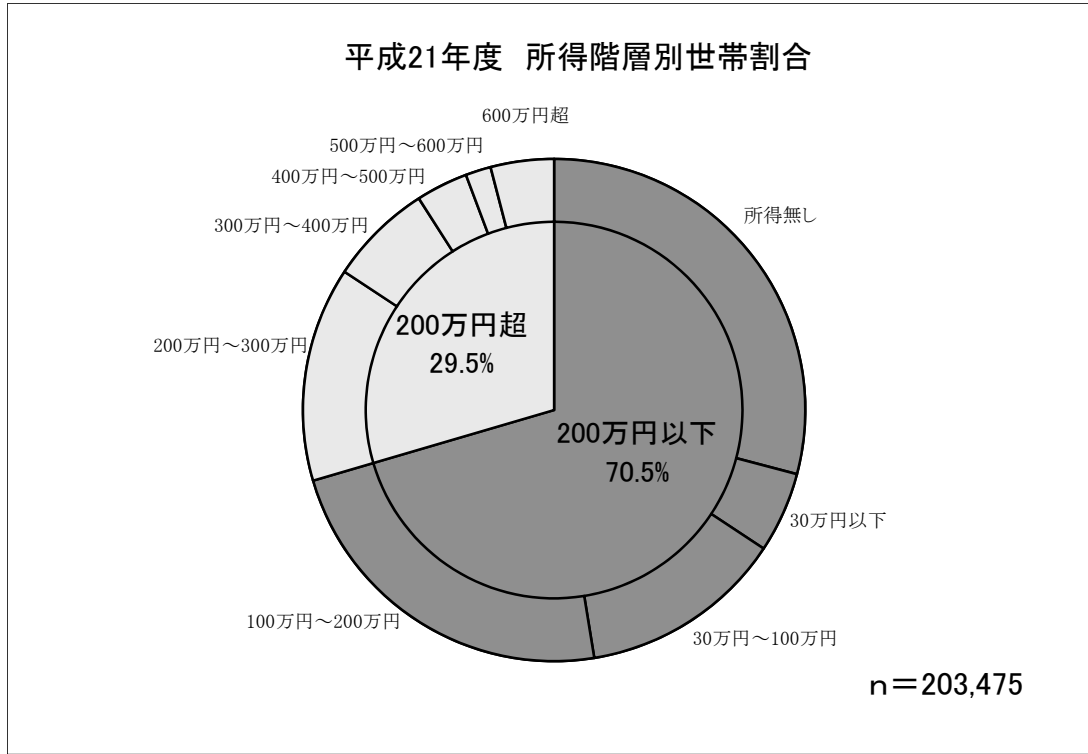
※現年収納率は居所不明者の調定額ならびに還付未済分を含めない

さいたま市国民健康保険税の変遷

	医療分			介護分			支援分			均等割 軽減割合	応能応益 割合
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額		
平成14年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成15年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成16年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成17年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成18年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成19年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成20年度	7.20%	24,000	470,000	2.10%	8,000	90,000	2.10%	6,500	120,000	6・4	70:30
平成21年度	7.20%	24,000	470,000	2.10%	8,000	90,000	2.10%	6,500	120,000	6・4	70:30
平成22年度	7.49%	29,200	500,000	1.90%	8,900	100,000	1.90%	7,400	130,000	7・5・2	64:36

賦課方式	旧ただし書き方式
	所得割と均等割による2方式

国民健康保険税 現年分所得階層別世帯数、収納状況(平成21年度)



所得	課税対象世帯数		調定額	収入済額 (還付未済額含む)		収納率
		構成比			構成比	
所得無し	59,230	29.1%	1,544,186,835	1,152,718,933	4.3%	74.6%
30万円以下	10,551	5.2%	263,227,255	223,866,453	0.8%	85.0%
30万円～100万円	26,757	13.2%	1,818,146,892	1,508,910,803	5.6%	83.0%
100万円～200万円	46,840	23.0%	6,928,402,093	5,763,796,017	21.5%	83.2%
200万円～300万円	28,115	13.8%	6,646,089,617	5,406,089,080	20.2%	81.3%
300万円～400万円	13,564	6.7%	4,578,961,484	3,831,677,004	14.3%	83.7%
400万円～500万円	6,802	3.3%	2,963,974,781	2,558,819,369	9.6%	86.3%
500万円～600万円	3,328	1.6%	1,756,927,996	1,549,272,509	5.8%	88.2%
600万円超	8,288	4.1%	5,081,994,347	4,755,156,609	17.8%	93.6%
合計	203,475	100.0%	31,581,911,300	26,750,306,777	100.0%	84.7%

国民健康保険税 滞納繰越分(平成21年度)

調定額	収納額(還付未済額含む)	収納率 (%)	収入未済額	還付未済額(再掲)	不納欠損額
a	b	c=b/a	d=a-b+e-f	e	f
18,398,408,617	2,100,987,104	11.42%	13,762,080,957	896,600	2,536,237,156

差押状況

	平成20年度		平成21年度	
	世帯数	税額	世帯数	税額
不動産	2	2,819,000	4	6,063,000
電話債権等	0	0	0	0
債権	46	47,673,500	118	79,499,389
参加不動産	0	0	5	1,779,300
その他	1	580,700	0	0
計	49	51,073,200	127	87,341,689

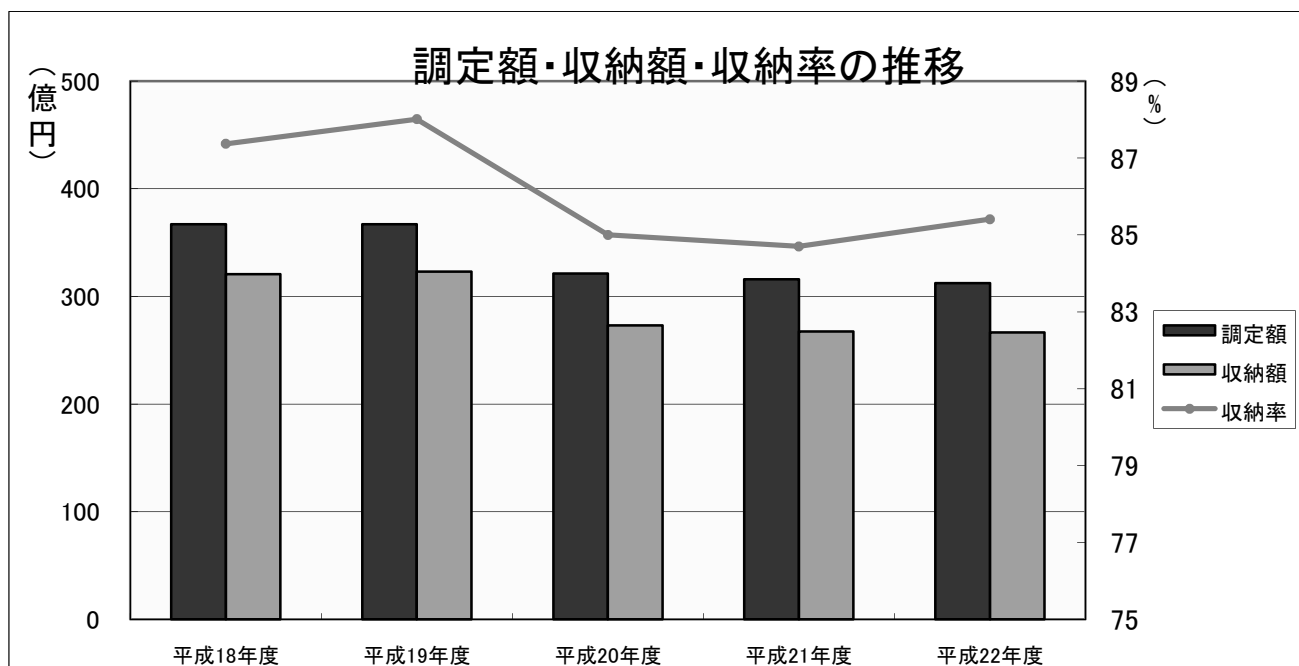
短期証発行件数

	発行件数 a	窓口・郵送等交付済 b	返戻分 c	未更新(留置) $d = a - b - c$
H20.12末	12,213	4,049	2,096	6,068
H21.12末	14,123	4,907	1,265	7,951
H22.12末	14,023	8,535	1,746	3,742

資格証発行件数

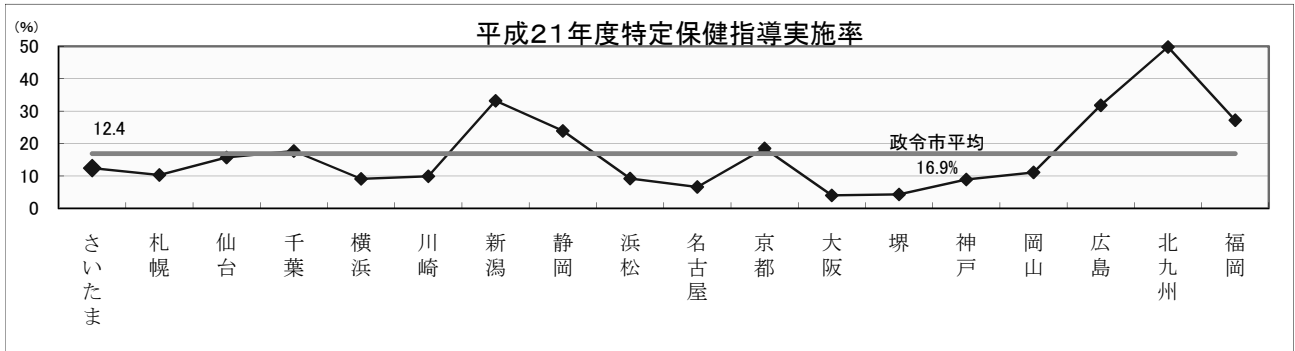
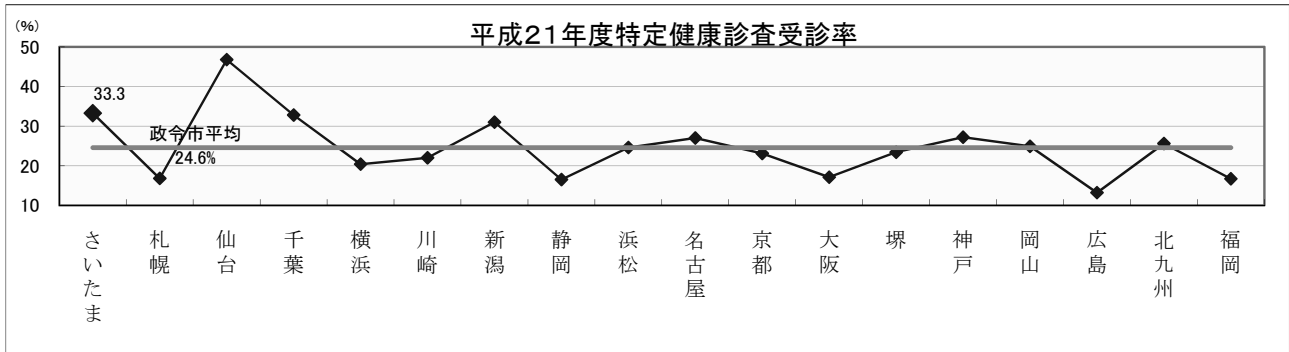
	発行件数 a	解除件数 b	年度末件数 $c = a - b$
H20年度	0	0	0
H21年度	0	0	0
H22年度	2	1	1

国民健康保険税 現年度課税の調定額・収納額・収納率の推移



年度	調定額	伸率(%)	収納額 (還付未済額含む)	伸率(%)	収納率(%)	還付未済額 (再掲)
平成18年度	36,698,985,000	2.02	32,064,660,407	2.25	87.37	22,536,760
平成19年度	36,721,678,600	0.06	32,317,378,619	0.79	88.01	28,133,020
平成20年度	32,135,440,500	▲ 12.49	27,314,832,100	▲ 15.48	85.00	30,604,750
平成21年度	31,581,911,300	▲ 1.72	26,750,306,777	▲ 2.07	84.70	30,604,750
平成22年度	31,223,940,600	▲ 1.13	26,668,621,737	▲ 0.31	85.41	39,442,950

※平成22年度には不能欠損12,190,800円あり。



法定報告の数字から作成

	特定健康診査受診率 (%)		特定保健指導実施率 (%)	
	値	順位	値	順位
さいたま	33.3	2	12.4	9
札幌	16.8	15	10.3	11
仙台	46.8	1	15.7	8
千葉	32.8	3	17.7	7
横浜	20.4	13	9.1	14
川崎	22.0	12	9.9	12
新潟	31.0	4	33.2	2
静岡	16.5	17	23.9	5
浜松	24.6	9	9.2	13
名古屋	27.0	6	6.6	16
京都	23.1	11	18.5	6
大阪	17.1	14	4.0	18
堺	23.4	10	4.3	17
神戸	27.2	5	8.9	15
岡山	24.9	8	11.1	10
広島	13.2	18	31.8	3
北九州	25.6	7	49.8	1
福岡	16.7	16	27.2	4

【埼玉新聞】

2011年(平成23年)8月4日(木曜日)

社会

(18)

8100万円不正請求か

詐欺容疑 柔道整復師を逮捕 大宮署

施術をしていない患者の療養費をさいたま市に請求してだまし取ったとして、大宮署は3日、有印私文書偽造・同行使と詐欺容疑で、長崎県島原市下川尻町、柔道整復師元村啓道容疑者(54)を逮捕した。不正請求の被害総額は約8100万円に上るとみて、同署で裏付け捜査を進める。

逮捕容疑は、昨年4月下旬ごろ、当時営業していた同市大宮区大成町3丁目の「向仙堂整骨院」で施術していない患者の療養費を請求しようとして、4月分の国民健康保険療養費支給申込書7通を偽造し、同年7月8日ごろ、同市に提出。同年8月16日、同市から指定口座に現金約8万9千円を振り込ませて、だまし取った疑い。同署によると、元村容疑者は「心当たりがない」と容疑を否認している。

市が提出した被害届によると、被害は2005年2月から昨年5月にかけて、1555人分で約8186万円に上るとい

う。市が昨年8月31日付で医療費通知を送った市民から「覚えがない」と問い合わせが相次ぎ、発覚した。

同整骨院は1994年6月に共同開業、2005年4月から同容疑者1人で営業していたが、昨年10月に廃業した。同市が昨年秋ごろ、事情を聴いた際には、不正請求を認めていたとっ

埼玉県市町村国保広域化等支援方針

1 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項

- (1) 「広域化等支援方針」策定のねらい
- (2) 策定の根拠規定
- (3) 策定年月日
- (4) 対象期間

2 国保の現況

- (1) 被保険者
- (2) 保険者の医療費
- (3) 保険税
- (4) 保険者の財政状況

3 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に対し県が果たす役割

4 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化を図るための具体的な施策

- (1) 県内の標準の設定
 - ① 目標収納率
 - ② 賦課方式、保険税算定方式及び応能・応益割合
 - ③ 保険税の賦課限度額
 - ④ 保険税の軽減割合
- (2) 財政運営の広域化
 - ① 保険財政共同安定化事業の拡充
 - ② 県調整交付金の活用
 - ③ 広域化等支援基金の活用
- (3) 事業運営の広域化

5 市町村相互間の連絡調整

1 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項

(1) 「広域化等支援方針」策定のねらい

- 国保事業は社会保障としての機能を有し、将来的には、ナショナルミニマムとして、国による一元的な運営が行われるべきです。
- 急速な高齢化の進展や低所得者層の増加、経済状況の悪化に伴い、市町村国保財政は危機的な状況にあります。
- そこで、運営主体の如何に関わらず、当面は市町村国保において適正な保険税を確保し、保険財政を安定化する必要があります。
- 県内200万被保険者による相扶共済の理念の下、県内どこに住んでも「同じ所得なら同じ保険税」を目指します。
- まずは、本県で15億円に達している国の調整交付金の減額措置を解除するため、平成22年12月に支援方針を定め、公表するものです。

市町村国保の広域化に係る検討経緯等

- 本県では平成18年6月、県、市町村、国保連合会をはじめとする関係者が、県単位を軸とした国保の再編を視野に入れた協議を行うため「国保の広域化に関する研究会」を設置。
 - ・平成21年3月、同研究会から①国保の広域化を早期に実現する、②実施主体は市町村を構成員とする広域連合が適当とする内容の報告書が埼玉県知事に提出された。
 - ・保険税については、その平準化を図るため、保険税の賦課方式は所得割と均等割の2方式とすることが適当とされた。
- しかし、平成21年度途中の政府の方針変更により、後期高齢者医療制度が廃止されることとなり、あわせて国保の広域化の環境整備が進められることとなった。
- 平成22年1月には、当時の県内67の市町村の連名により、知事に対し、国保の被保険者を都道府県とすべく法制度の改正を国に求めるよう要望された。
- 同年5月、国民健康保険法が改正施行され、都道府県が「広域化等支援方針」を策定することができることとなった。
 - ・国からは、支援方針の策定促進策として、目標収納率を明記することにより、収納率の低い市町村に対する国の調整交付金の減額措置を解除する方針が示された。

(2) 策定の根拠規定

本方針は、埼玉県が市町村の意見を聴いた上で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき策定するものです。

なお、同条の2第6項において、市町村は市町村国保の運営に当たって、本方針を尊重するよう努めるものとされています。

(3) 策定年月日

平成22年12月22日

(4) 対象期間

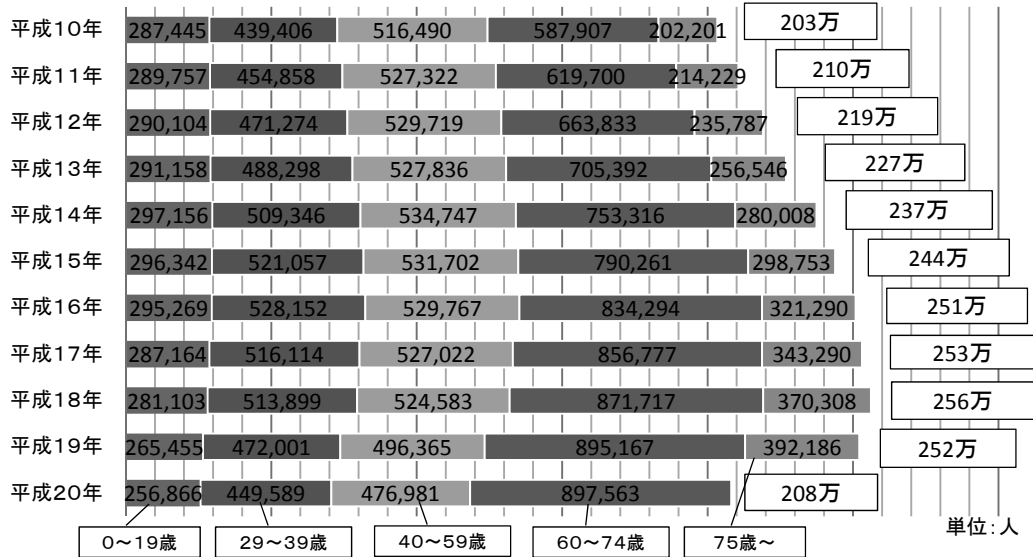
本方針の対象とする期間は、平成22年12月22日から平成25年3月31日までを基本とします。ただし、国における制度見直しの検討状況等を踏まえ、必要に応じ本方針の見直しを行うこととします。

2 国保の現況

(1) 被保険者

◆ 埼玉県の市町村国保被保険者の年齢構成の推移

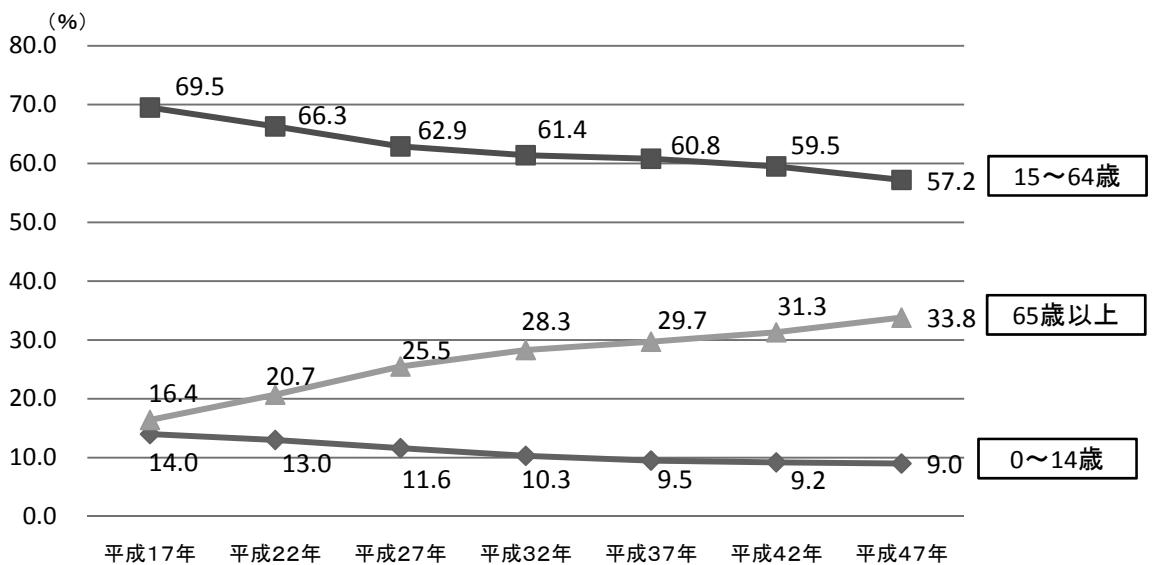
被保険者の年齢構成は、60歳未満が減少し、60歳以上が増加しています。



※出典：国民健康保険実態調査報告

(参考) 埼玉県の年齢構成の将来推計

全人口に占める65歳以上の人口の割合は、平成17年度の16.4%から、平成27年度には10ポイント近く上昇して25.5%になると見込まれています。

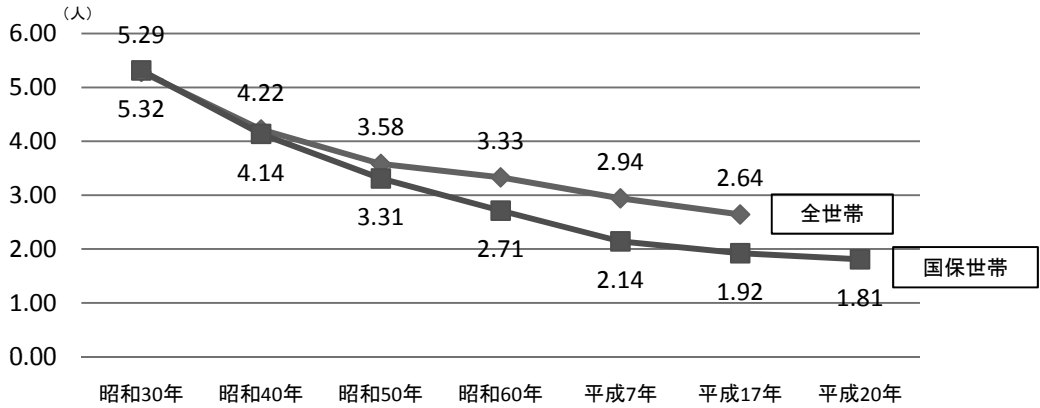


※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

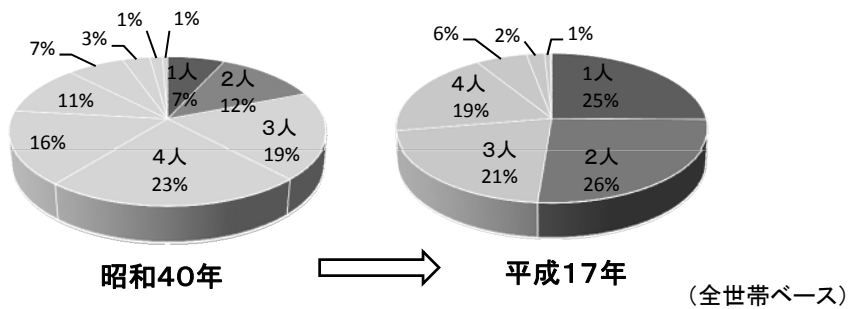
◆埼玉県世帯当たり人員数の推移

3人以下の世帯が約4分の3を占めています。国保世帯では1.81人まで減少しています。

(平均世帯人員数の推移)



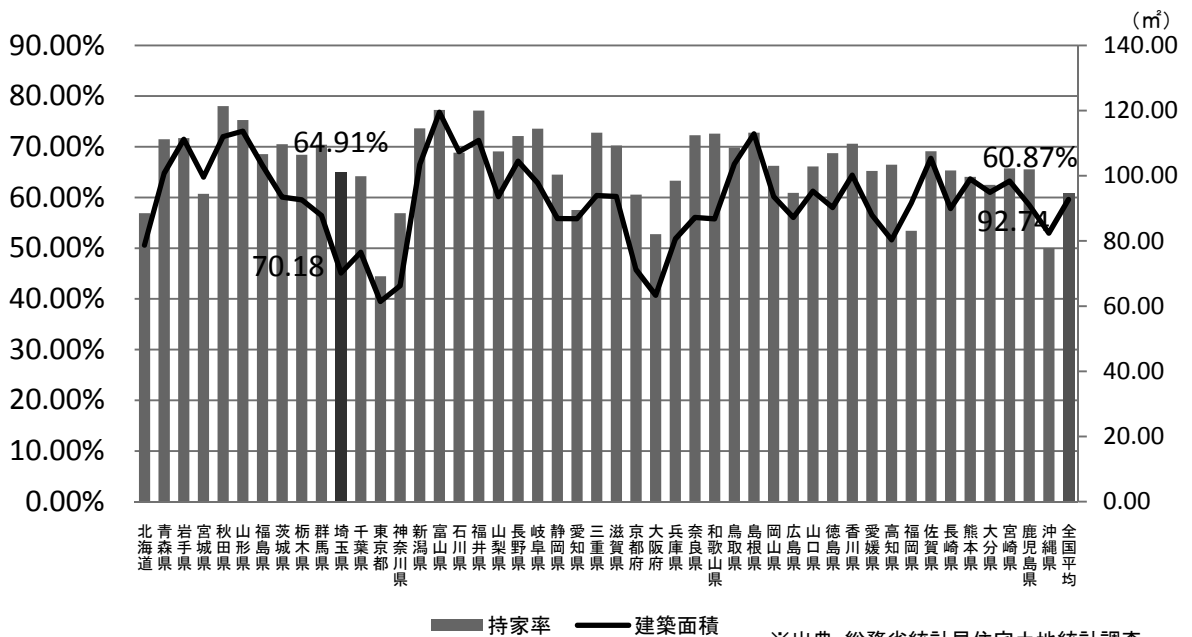
(世帯人員数の内訳の推移)



† ※出典：総務省統計局「国勢調査」、埼玉県「国民健康保険事業年報」

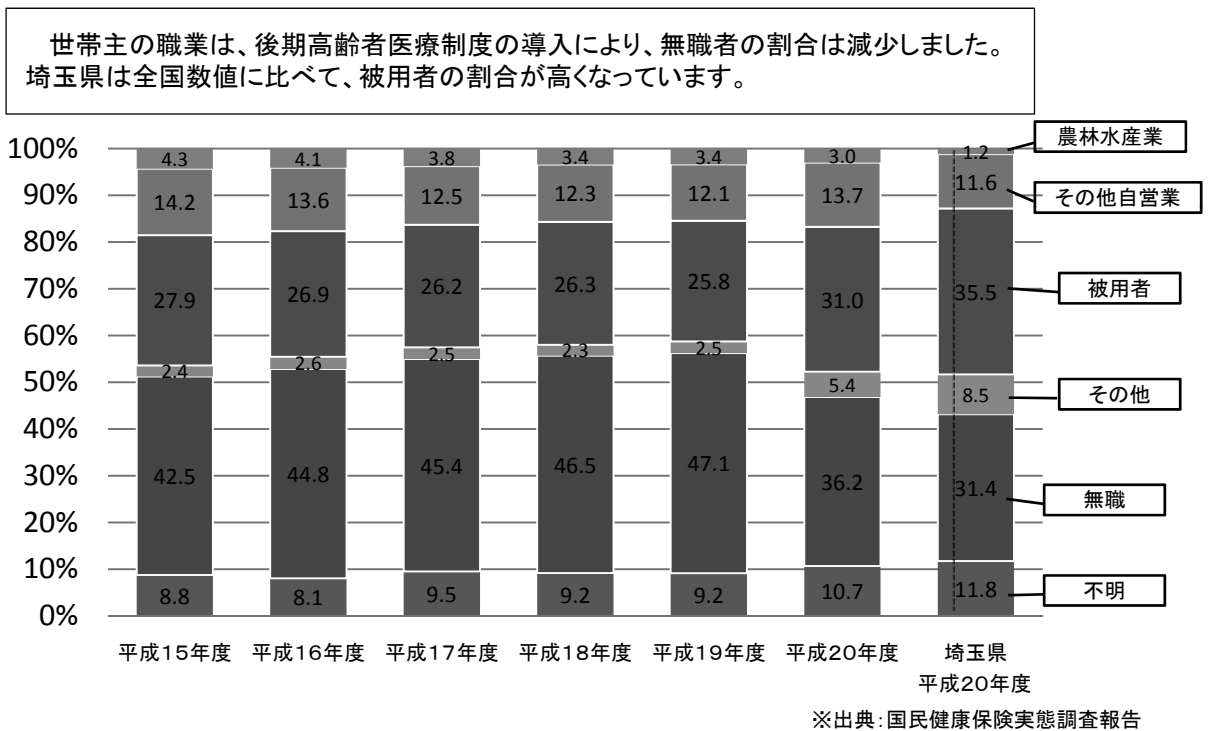
◆平成20年度都道府県持家率一覧

本県の持ち家比率は首都圏及び大阪圏に比べ高いが、建築面積は小さくなっています。



※出典：総務省統計局住宅土地統計調査

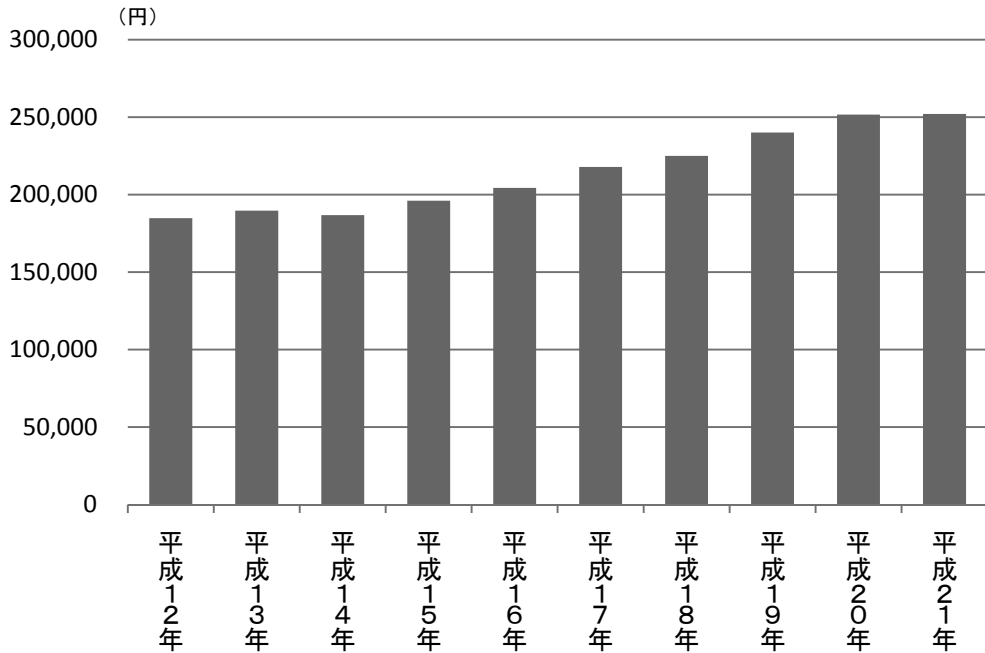
(参考) 市町村国保の世帯主職業の変化(全国)



(2) 保険者の医療費

◆ 埼玉県の人当たり医療費の推移(一般・退職)

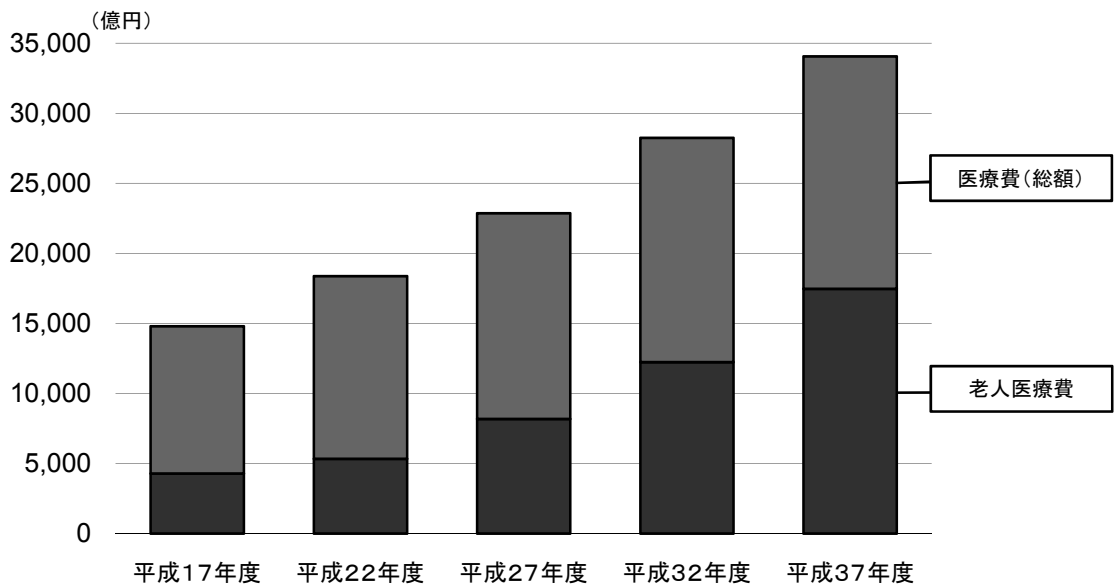
高齢化の影響や医療の高度化等により医療費は増加傾向が続いており、10年前に比べて4割近く増加しています。



※出典: 国民健康保険事業状況

(参考) 埼玉県の医療費の将来推計

平成37年度の本県の医療費(総額)は平成17年度の約2.3倍、老人医療費(75歳以上)は約4倍になると見込まれています。

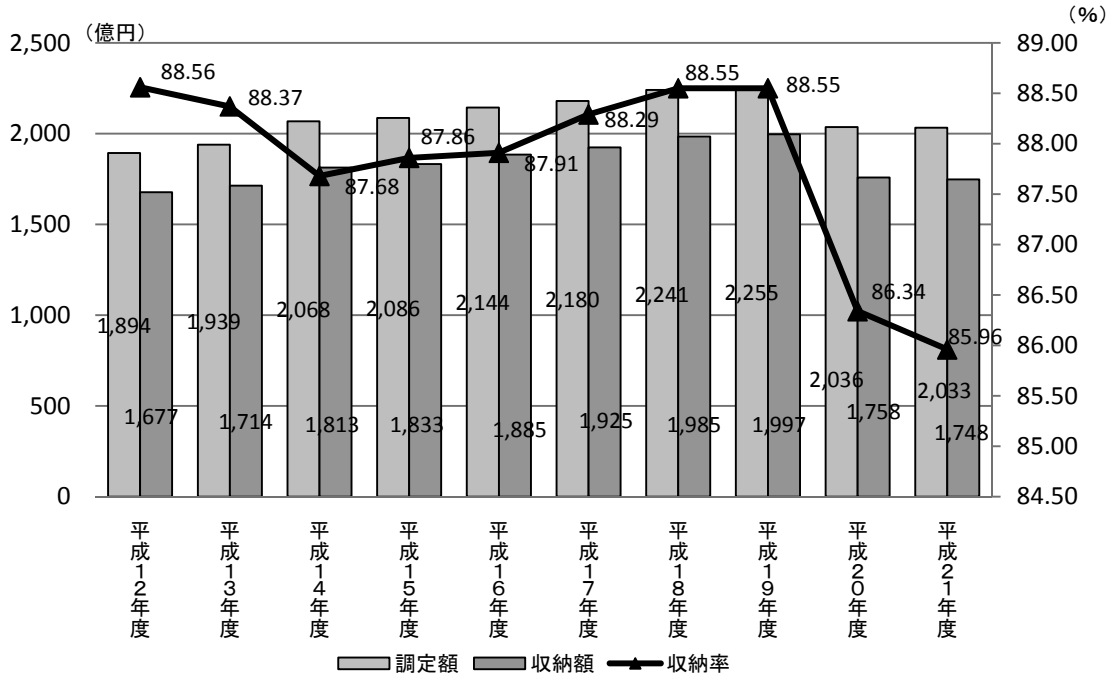


※出典: 埼玉県医療費適正化計画

(3) 保険税

◆ 埼玉県各市町村国保税の調定額、収納額、収納率の推移

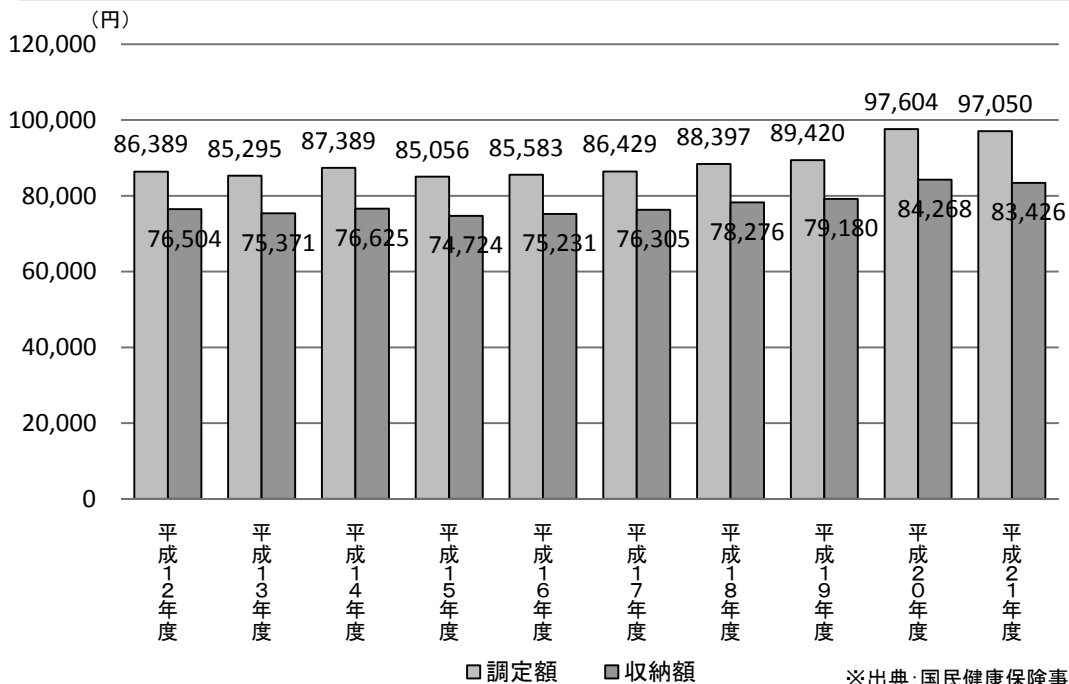
保険税収納率は、16年度以降増加傾向にありましたが、平成20年度以降は、後期高齢者医療制度の導入により、収納額、収納率ともに減少しました。



※出典：国民健康保険事業状況
(平成21年度は速報値)

◆ 埼玉県各市町村国保税の被保険者1人当たり調定額及び収納額の推移

平成16年度以降、1人当たり調定額及び収納額とも増加傾向にあります。



※出典：国民健康保険事業状況
(平成21年度は速報値)

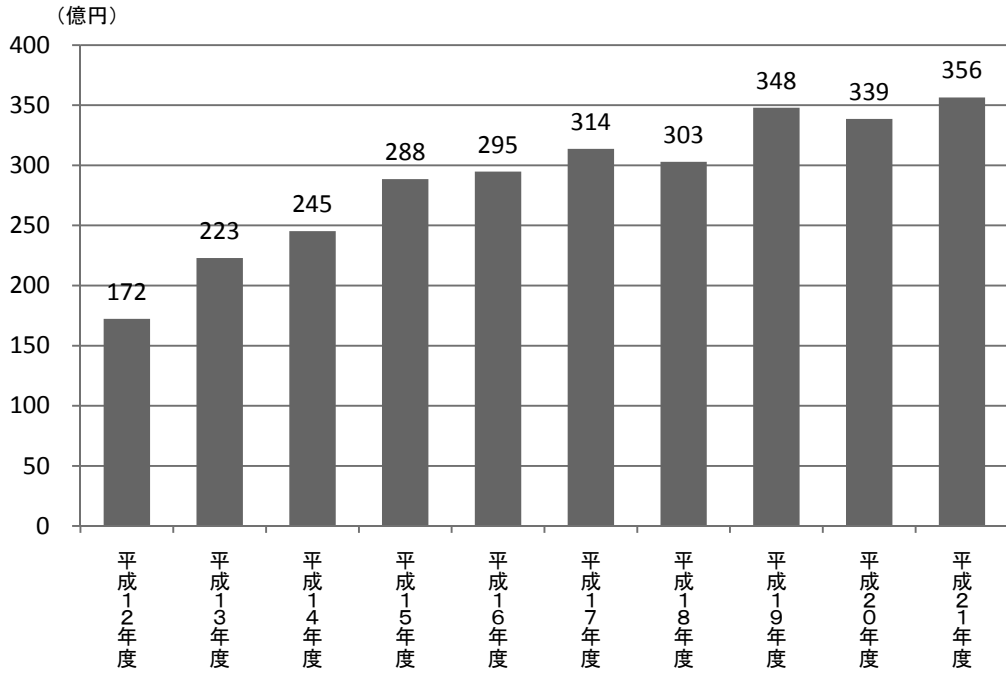
(参考) 保険者規模別の収納状況 (平成20年度)

被保険者数 1万人 未満	被保険者数 1万人以上5万人 未満	被保険者数 5万人以上10万 人未満	被保険者数 10万人 以上
<ul style="list-style-type: none"> ・23保険者 ・平均収納率 91.69% (86.60—97.28%) ・調定総額 約111億円 ・収納総額 約102億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・38保険者 ・平均収納率 87.54% (81.60—93.05%) ・調定総額 約861億円 ・収納総額 約753億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・7保険者 ・平均収納率 86.31% (82.71—89.07%) ・調定総額 約574億円 ・収納総額 約495億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・2保険者 ・平均収納率 83.05% (79.52—84.90%) ・調定総額 約491億円 ・収納総額 約408億円
<p>参 考 (70保険者合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定総額： 約2,036億円 ・収納総額： 約1,758億円 ・収納率： 86.34% (全国43位) 			

(4) 保険者の財政状況

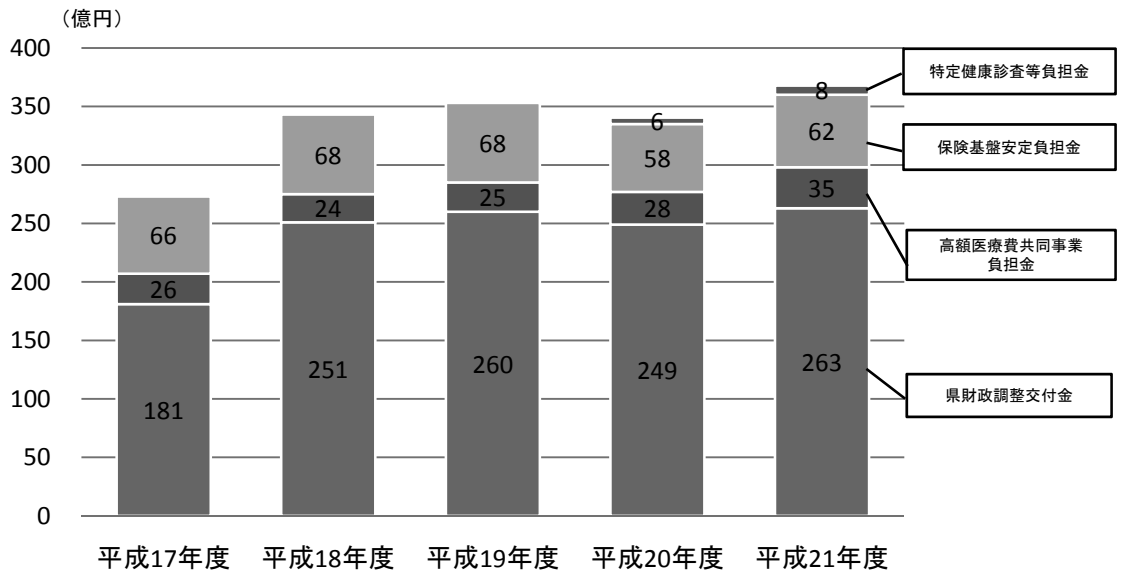
◆ 埼玉県の市町村国保における法定外一般会計繰入金の推移

一般会計からの法定外繰入額は、平成21年度で356億円となっており増加傾向にあります。市町村国保財政は一般会計からの多額の繰入などにより制度を維持しているのが現状です。



※出典：国民健康保険事業状況
(平成21年度は速報値)

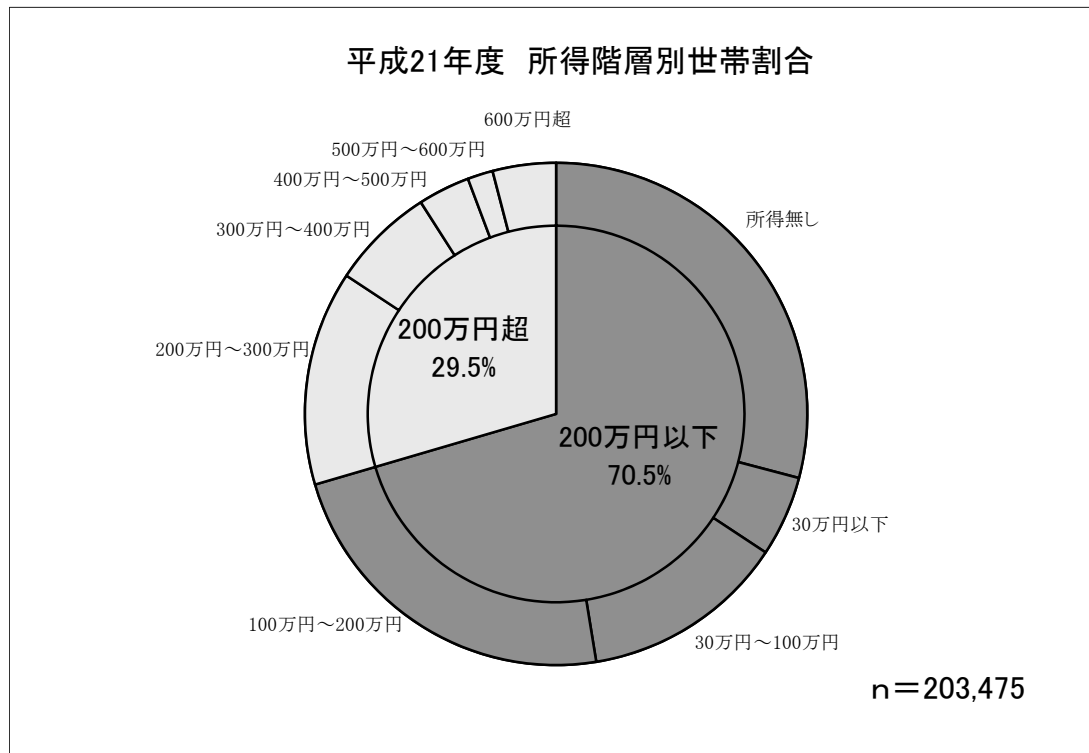
(参考) 埼玉県の支出額の推移



3 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に対し県が果たす役割

- 市町村国保の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に向けて、埼玉県は市町村の協力の下に、この支援方針に基づき支援していきます。
- そこで、国保財政の安定化を図る第一歩として、市町村国保の運営の広域化の早期実現に向け、この支援方針に基づき環境整備を進めることとします。
- その方策として、収納率の向上、医療費適正化、事業運営の効率化と併せて、保険税の標準を設定し、保険財政共同安定化事業の拡充を進めます。保険税確保に当たっては、低所得者層に対する税の軽減に配慮します。
- きめ細かに保健事業を支援し、病気の予防や健康増進に努めていきます。
- 事業運営の広域化の具体的な内容については、引き続き、市町村とともに協議をしていきます。

国民健康保険税 現年分所得階層別世帯数、収納状況(平成21年度)



所得	課税対象世帯数		調定額	収入済額 (還付未済額含む)		収納率
	世帯数	構成比		世帯数	構成比	
所得無し	59,230	29.1%	1,544,186,835	1,152,718,933	4.3%	74.6%
30万円以下	10,551	5.2%	263,227,255	223,866,453	0.8%	85.0%
30万円～100万円	26,757	13.2%	1,818,146,892	1,508,910,803	5.6%	83.0%
100万円～200万円	46,840	23.0%	6,928,402,093	5,763,796,017	21.5%	83.2%
200万円～300万円	28,115	13.8%	6,646,089,617	5,406,089,080	20.2%	81.3%
300万円～400万円	13,564	6.7%	4,578,961,484	3,831,677,004	14.3%	83.7%
400万円～500万円	6,802	3.3%	2,963,974,781	2,558,819,369	9.6%	86.3%
500万円～600万円	3,328	1.6%	1,756,927,996	1,549,272,509	5.8%	88.2%
600万円超	8,288	4.1%	5,081,994,347	4,755,156,609	17.8%	93.6%
合計	203,475	100.0%	31,581,911,300	26,750,306,777	100.0%	84.7%

国民健康保険税 滞納繰越分(平成21年度)

調定額	収納額(還付未済額含む)	収納率 (%)	収入未済額	還付未済額(再掲)	不納欠損額
a	b	c=b/a	d=a-b+e-f	e	f
18,398,408,617	2,100,987,104	11.42%	13,762,080,957	896,600	2,536,237,156

差押状況

	平成20年度		平成21年度	
	世帯数	税額	世帯数	税額
不動産	2	2,819,000	4	6,063,000
電話債権等	0	0	0	0
債権	46	47,673,500	118	79,499,389
参加不動産	0	0	5	1,779,300
その他	1	580,700	0	0
計	49	51,073,200	127	87,341,689

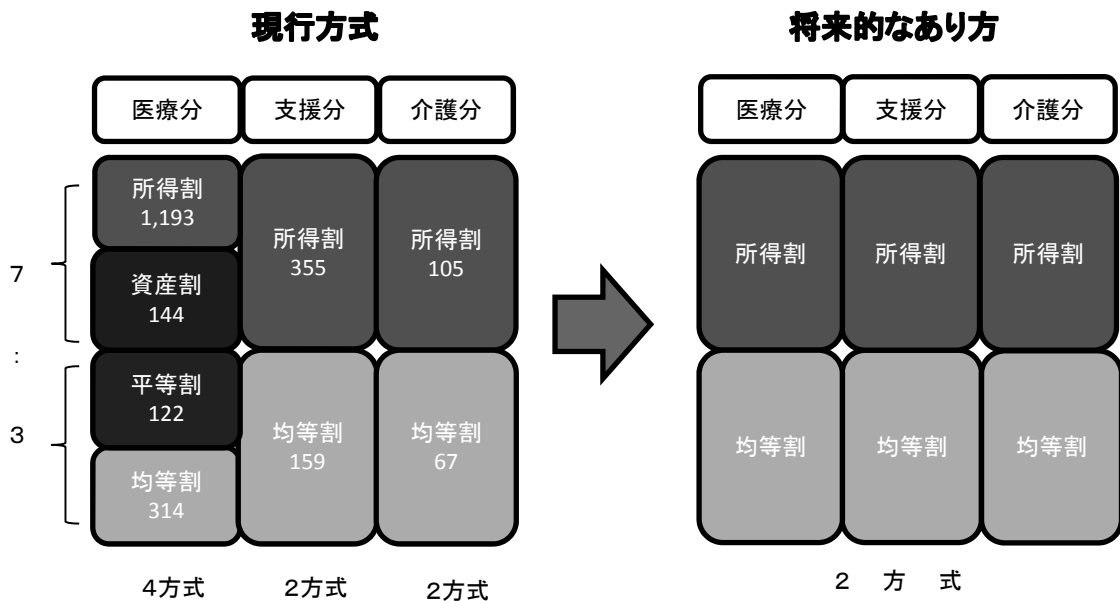
②賦課方式、保険税算定方式及び応能・応益割合

方針のポイント

- 賦課方式の2方式化(応能割＝所得割、応益割＝均等割)を図ります。
- 応能・応益割合は、市町村ごとの保険税賦課方式の状況を踏まえ、当面は現行の7:3を尊重し、地方税法上の標準割合である5:5との間に設定します。
- 応能・応益割合を標準化するために、保険財政共同安定化事業を拡充します。
- 税の算定方式については、高齢者医療制度改革の進捗状況と市町村の自主性を踏まえ、標準化について検討を進めます。

ねらい

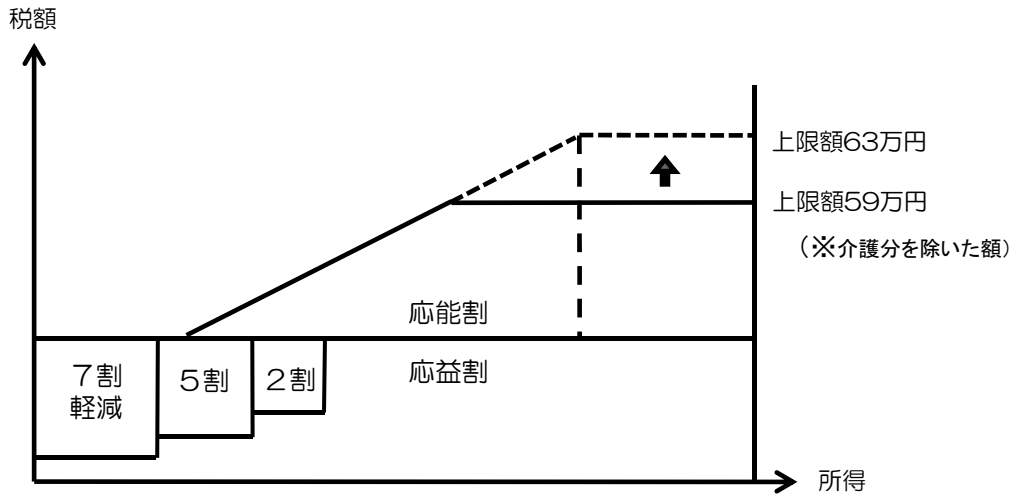
県内どこに住んでいても、「同じ所得なら同じ保険税」となるような賦課方式、保険税算定方式を目指します。



(平成20年度保険税算定額 単位:億円)

③保険税の賦課限度額

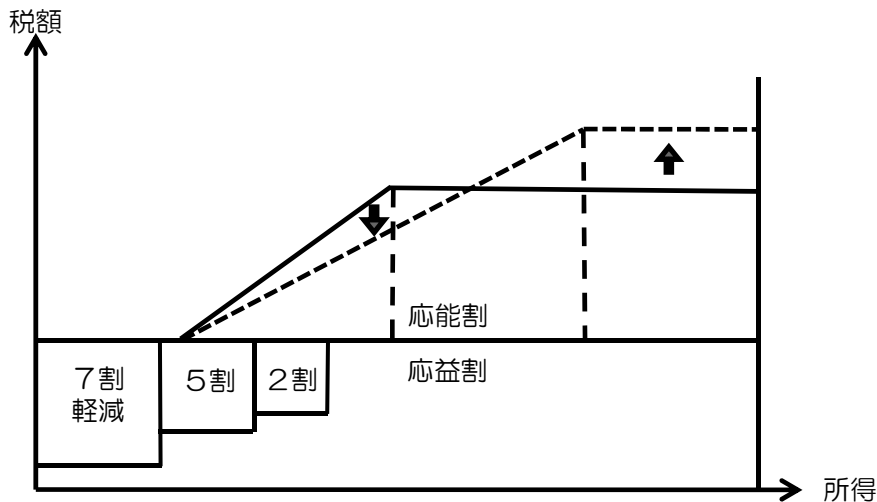
地方税法第703条の4の12項で定める賦課限度額（基礎課税額分50万円、後期高齢者支援金等課税額分13万円、介護納付金課税額分10万円）までの速やかな引き上げを目指します。また、今後も賦課限度額の改定に合わせ、適宜、県内標準化を図ります。



【現行のイメージ】



将来的に、必要な医療給付費と保険税との均衡を踏まえ、賦課限度額までの引き上げと合わせ、中間所得層の負担軽減を目指します。

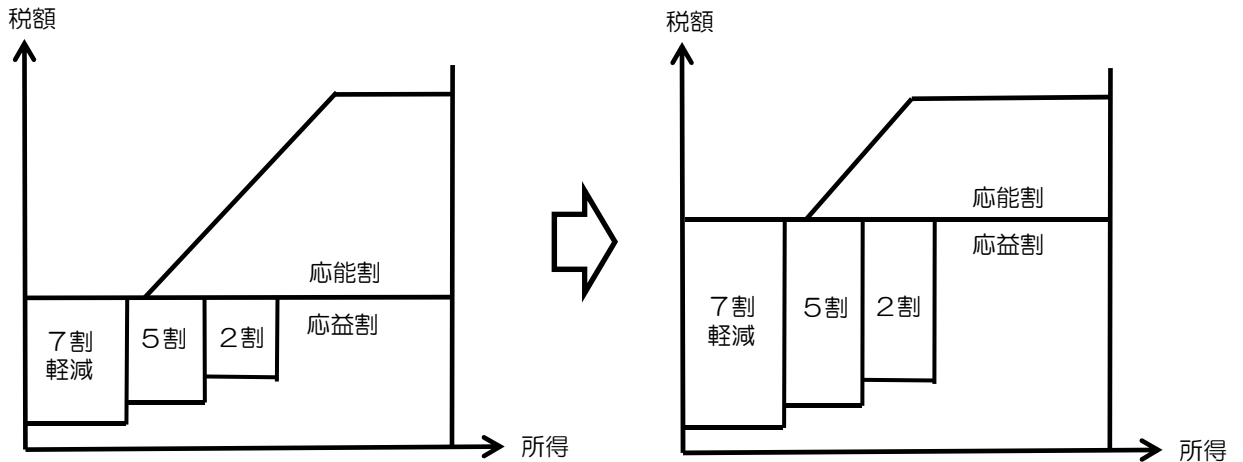


【将来のあり方のイメージ】

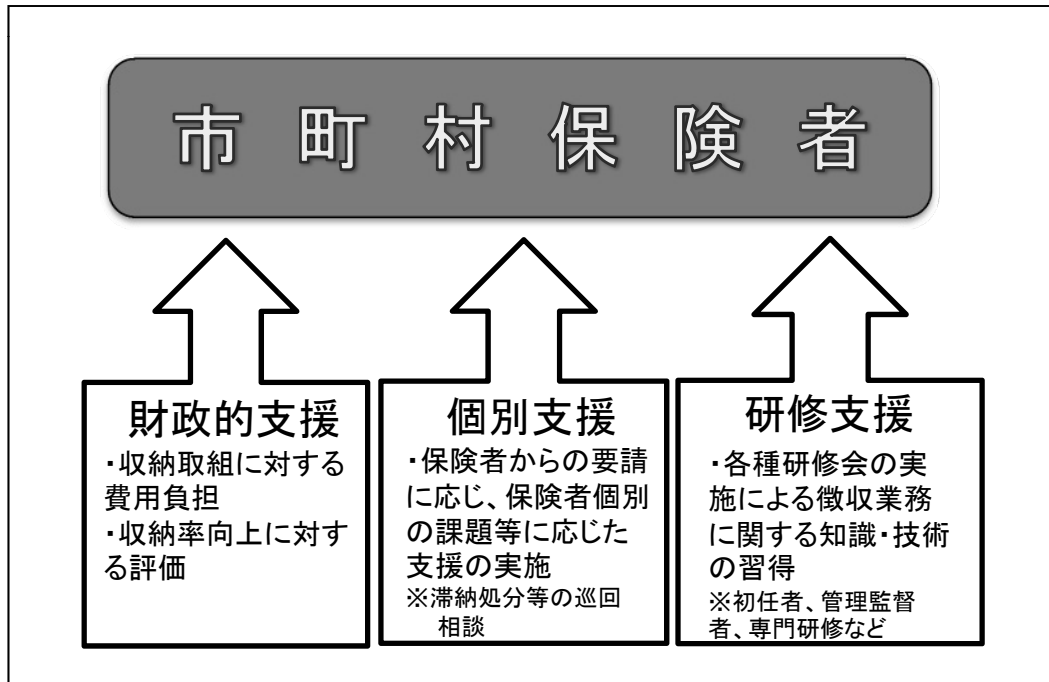
④保険税の軽減割合

平成22年度の制度改正により、保険者の判断で、低所得者に対し7割・5割・2割軽減を柔軟に行うことが可能となったので、軽減対象となる応益割合の変更を踏まえ、軽減割合の統一を図ります。

応益割の増大に伴い軽減額も増大しますが、引き続き、県が法定負担割合の4分の3を負担します。



収納支援対策のイメージ



(2) 財政運営の広域化

① 保険財政共同安定化事業の拡充

◆ 保険財政共同安定化事業
レセプト1件30万円超の医療給付に
関して、県内市町村の拠出金を財源と
して費用負担を調整する仕組み。

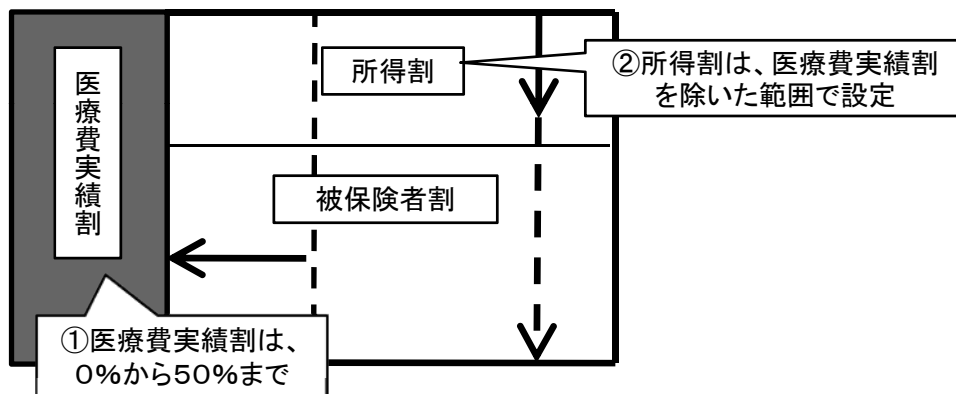
方針のポイント

- 平成24年度から、対象医療費を30万円超から10万円超に引き下げます。また、拠出金の拠出方法に所得割を導入します。
- 当面の拠出割合は、保険者の負担の少ない比率を選定するとともに、激変緩和措置として県調整交付金による補てんの拡充を図ります。
- 平成26年度以降、対象医療費を10万円超から5万円以下に引き下げるとともに、所得割の比率を高めます。



広域化は、市町村の領域を越えて、県内の被保険者が医療費を負担し合うことであることから、賦課方式、保険税算定方式の県単位での平準化に向けた環境整備を目指します。

保険財政共同安定化事業拡充についての国の考え方



拠出割合パターン別シミュレーション

	拠出割合のパターン			現行比、拠出超過額の増加分及び交付超過額の減少分の総額
	実績割	所得割	被保割	
①	4	3	3	約15億円
②	4	4	2	約17億円
③	3	3.5	3.5	約18億円
④	3	4.7	2.3	約21億円
⑤	2	4	4	約22億円
⑥	2	5.3	2.7	約25億円
⑦	1	4.5	4.5	約25億円
⑧	1	6	3	約29億円

レセプト金額別医療費の対総医療費割合

レセプト金額	占める割合	件数	金額
30万円超		1.08 %	36.87 %
25万円超		1.18 %	37.92 %
20万円超		1.32 %	39.60 %
15万円超		1.52 %	41.46 %
10万円超		1.86 %	43.69 %
5万円超		3.38 %	49.09 %

平成21年度実績を基に作成

② 県調整交付金の活用

県調整交付金については、普通調整交付金の割合は現状維持を希望する市町村が半数を超えていることから、現段階では、保険財政共同安定化事業の拠出超過の負担軽減措置として補てんを拡充するなど、特別調整交付金を有効に活用します。

③ 広域化等支援基金の活用

広域化等支援基金については、法改正により、市町村国保の広域化等支援方針の策定等の経費として取り崩すことも可能となったので、広域化を推進するために必要な施策の経費として活用します。

(3) 事業運営の広域化

方針のポイント

- 事業運営の広域化に向けた取組について、市町村、国保連合会等関係団体及び庁内関係課との調整・協議の場を設け調査、検討を進め、着実に実行していきます。

ねらい

保険事業の共同化及び平準化を図ります。

事業運営の広域化の例

- ① 保険者事務の共通化
 - (例) ・ 被保険者証の交付事務の共通化
 - ・ 高額療養費等の算定システムの共通化
- ② 医療費適正化策の(共同)実施
 - (例) ・ レセプト点検の共同実施
 - ・ 医療費通知等の共同実施
 - ・ 不正請求の情報の一元化
- ③ 収納対策の(共同)実施
 - (例) ・ 口座振替の促進を目的としたPRの実施
 - ・ 収納担当職員に対する研修会実施の充実強化
 - ・ 国保に関する徴収アドバイザー等派遣の充実強化
 - ・ 滞納整理事務の処理基準の設定
- ④ 広域的な保健事業の実施
 - (例) ・ 保健担当職員に対する研修会の充実強化
 - ・ 特定健診の受診率向上
 - ・ 健診機関の広域化

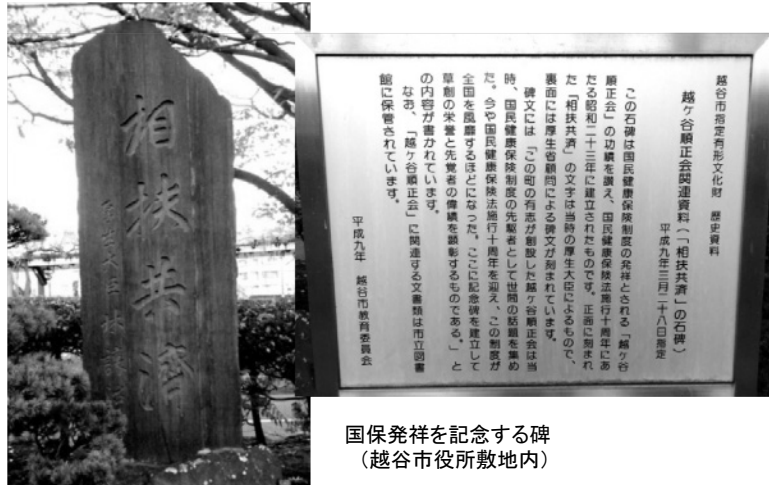
5 市町村相互間の連絡調整

研究会の設置・運営

国保財政の安定化を図るための県内の標準設定についての技術的課題や、前頁に掲げる事業運営など、国保の広域化に向けての諸課題について検討するため、必要に応じ市町村及び関係団体等との検討組織を設け、運営します。

(参考) 市町村国保広域化等支援方針の検討経緯

- 平成22年 6月30日 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」設置
- 平成22年 7月12日 第1回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年 7月21日 第1回 市町村意向調査（市町村国保主管課長あて）
- 平成22年 8月24日 第2回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年 9月 8日 第2回 市町村意向調査（市町村長あて）
- ・平成22年10月14日 第3回 市町村意向調査（市町村国保主管課長あて）
- 平成22年11月 8日 第3回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年11月16日 第4回 市町村意向調査（市町村長あて）



国保発祥を記念する碑
(越谷市役所敷地内)

担当 埼玉県保健医療部 国保医療課
さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3357
FAX 048-830-4785
Eメール a3350-03@pref.saitama.lg.jp

第4章 社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況

総務省自治財政局調整課

社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況

○現地調査（平成23年9月8日・9日）の調査先

〔医療施設〕

施設名：静岡市立静岡病院

所在地：静岡市葵区追手町10-93

病棟数：506床（感染症病床6床含む）

職員数：医師120名 看護師420名 医療技術職員98名
その他47名

〔保健福祉複合施設〕

施設名：精神障害者地域活動支援センター、城東保健福祉センター、
地域リハビリテーション推進センター、地域子育て支援センター、
心身障害者ケアセンター、地域福祉交流プラザ、保健所、
障害者歯科保健センター、急病センター、こどもの社いこいの家

所在地：静岡市葵区城東町24-1

〔保育一元化施設（形式上は幼稚園と保育園の併設）〕

施設名：安東幼保園

所在地：静岡市葵区安東三丁目11-17

定員：短時間保育部門（市立安東幼稚園）：180名

長時間保育部門（市立安東保育園）：60名

〔障害のある子どもの教育施設〕

施設名：静岡市特別支援教育センター

所在地：静岡市葵区一番町50

〔待機児童を専門に預かる施設〕

施設名：静岡市待機児童園おひさま

- ・年度当初は入所がなく、4月以降に生じる待機児童の受け皿
- ・年度末には認定保育園に欠員が出るため退所

所在地：静岡市駿河区三丁目2-29

定員：72名

静岡市役所（保健福祉子ども局等）との意見交換

（静岡市）

酒井保健福祉子ども局長、鈴木福祉部長、竹下子ども青少年部長、小野田保健衛生部長、藤井保健福祉子ども局理事、糟屋参与兼子育て支援課長、平松保育課長、増田保険年金管理課長、村岡参与兼福祉総務課長、財政局（中井局長、大場部長、望月課長他）

（参加委員）

小西委員長、泉田委員、齊藤（由）委員、高端委員

（事務局）

梶補佐（総務省）、服部事務官（総務省）、村上室長（地方自治研究機構）、武村研究員（地方自治研究機構）

〈意見交換の概要〉

○静岡市保健福祉について

小西委員長 「第2次一括法」に係る義務枠の見直し等をどう捉えているか。

国民健康保険事業は補助事業の方がやりやすいのか。

村岡参与 静岡市は地方分権については、前向きに考えている。「静岡市健康福祉基本条例」の策定がその一例。

福祉分野における保育園の取り扱いの自由度が低いと思う。

特養も同様に自由度が低いと思う。

酒井局長 分権改革に見合う財源措置をきちんとしてほしい。

補助は枠が決まっていたが、一括となるとまとめてなので、割り振りが難しい。

大場部長 財源措置がきちんとなされていないところが多い（特に厚労省関係）。それは実際にかかっている経費がきちん捕捉されていないためと考えられる。改善をしてほしい。

泉田委員 人口の社会増減のところ、若年層が減っているのはなぜか。

社会増減のコア層の変化は。

一人あたり医療費が増えている理由は。

糟屋参与 若年層の多くが大学卒業後に就職を機会として、市外へ転出してしまうため。

静岡市は地価が高いため、周辺市町村に住む人が多いため。

市出身者が東京都といった都市部で働き、定年後に市内移り住んでいるため。

都市として、成熟しているからではないか。

泉田委員 止めた事業があるのか。

止める際には事業評価をするのか。

鈴木部長 大きな額のものでは「ことぶき乗車券」。平成18年度をもって終了。

今年度から事業仕分けを開始。

泉田委員 乳幼児医療費助成のユーザーはだれか。（東京都では1世帯あたり3千円）

糟屋参与 診療時にかかる費用としてとらえている。就学前に医療を受けさせようとするインセンティブをはたらかせているものと考えている。

泉田委員 助成による「コンビニ受診」があったりするのか。

小野田部長 ある。子ども医療費の助成の増額を検討しているが、それに関連して医療機関からコンビニ受診をやめさせる取組みが必要という声が上がっている。夜間になると二次救急になるため、非常に困る。

- 泉田委員 医師確保のために、県と連携状況を教えてほしい。
- 小野田部長 県は地域支援センターを設置し、支部として本市も関わっており、連携している。奨学金制度もあり、医師配置には本市医療機関も関わることになっている。
- 高端委員 国が本来責任を持つべきであると考えられる単独事業と市が独自にやっている単独事業との間に意識の違いがあるか。
- 酒井局長 ない。
- 小野田部長 医師の確保等については、国の方で制度整備してほしい。そうでなければ、地方には医師は来ない。市独自の取組みには何らかの手当が必要であると考えている。
- 齊藤委員 待機児童数が平成23年度にかなり増えているが、その理由は待機児童園が開園したことも影響しているのか。
- 平松課長 はっきりとはわからないが、影響していると考えている。くわえて、経済情勢の悪化も影響しているのではないかと考えている。
- 泉田委員 静岡市健康福祉基本条例に「地域のことは地域で解決していく」とあるが、「地域」とはどの程度の広さを想定しているのか。
- 村岡参与 基本的には小学校区を考えている。

○国民健康保険事業の運営状況について

- 小西委員長 繰出金が増えている理由は何か。
- 増田課長 平成21・22年度と一般被保険者給付、高額療養費及び75歳以上高齢者医療の給付が増加しており、これらに対して保険料の増額改定が間に合っていないため。また一般的に言って、被保険者に低所得者や高齢者が多いため。
- 梶 補 佐 保険料改定は。
- 大場部長 毎年増額改定している。増額しても所得が下がっているため、保険料収入が減っている。増額すれば、徴収率が下がってしまう。非常に厳しい状態に陥っている。
- 泉田委員 一般被保険者給付及び75歳以上の高齢者医療の給付における1人あたりの費用が平成21～22年度にかけてそれぞれ18,000円増、22,000円増となっている。これはDPCの導入が原因か。
- 増田課長 はっきりとはわからない。
- 梶 補 佐 診療報酬の改定の影響もあるが、それだけでは説明はできない。

○子ども子育て新システムについて

- 竹下部長 恒久財源の確保が前提となっているが、内容や地方負担が不明確。
- ①工程表を早く示してほしい。
 - ②市町村新システム事業計画の策定指針を早く示してほしい。
 - ③子ども・子育て包括交付金の算定基礎を早く示してほしい。
 - ④新システムの実施体制づくりにあたり、子ども家庭省（仮）の設置をしてほしい。
 - ⑤子ども・子育て支援給付と支援事業とを区分してほしい。
- 泉田委員 人口の減少があるなかで、保育所等の需要予測をしているのか。
- 平松課長 保育園の入所者数（0～2歳児）は平成21年度から増えている。未就学児童数は減っているため、どこかで方向転換する必要があるのではと考えている。

静岡市立静岡病院との意見交換

(静岡市立静岡病院)

島本病院長、看護部長 他3名、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、泉田委員、齊藤(由)委員、高端委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○看護師との意見交換

小西委員長 救急の患者を断らないと説明があったが、どういう考えで病院経営をしているのか。

→ 救急の患者は断らないようにと病院長からの指示があり、当初は断ることもあったが、現在それが定着している。

小西委員長 他の病院からすると無理をしているのではないか。

→ ベッドが空いていない場合には、観察室や処置室で患者を収容している。無理な場合はその他当番病院があるので、そちらで対応するようにしている。近隣市町村にある病院とも連携するようにもしている。

泉田委員 看護師420名中、男性は何人いるのか。

→ 22名である。

泉田委員 看護師420名のなかで、それぞれのキャリアを考えての人事配置をしているのか。他の病院も含めての人事配置をしているのか。

→ 現段階では、他の病院を含めた人事配置はしていない。

泉田委員 他部署での経験を看護師が求めていたりはないのか。

→ ある程度のキャリアを積まないと、他部署へ異動したとしても難しい。

泉田委員 看護師の人材確保は難しい状況にはないのか。

→ 退職理由はキャリアパスのためというより、結婚や出産等が圧倒的に多い。

泉田委員 サポート体制はあるのか。

→ 院内研修等のキャリアアップ体制を整えている。

高端委員 院内保育所の対象者は。

→ 職員対象である。

泉田委員 キャパはあるのか。

→ ある。就学前まで受け入れるようにしている。ただ、市内の託児所に預ける職員も多い。

小西委員長 この病院が対外的に評価されていると思われるところはどこか。

→ 地域医療支援室があり、そこを通して病棟と連携している。

小西委員長 公立病院で特に大事にしなければならないものは何か。

民間病院は収益の上がる診療科目に特化すると言われているが、認識はあるか。

→ そこはよくわからないが、当院はハートセンターを抱えており、市外から患者が来院している。市民だけではなく、受け入れようとしている。

小西委員長 看護師の確保は。

→ 近隣に大きい病院もあるため、かなり厳しい状態。争奪戦になっている。

- 泉田委員 退院調整はどうしているのか。
→ 地域医療支援室で調整している。
- 泉田委員 訪問看護は。
→ 医療保険で実施している。
- 泉田委員 バックアップ病院は目詰まりしていないか。
→ 目詰まりしている場合がある。地域連携パス等を利用して、努力をしている状況。
- 梶 補 佐 県立病院との役割分担はあるのか。
→ 特にない。
- 梶 補 佐 他の公立病院と違いはあるか。
→ 紹介状がなくても受診できるようになっている。
- 泉田委員 10対1看護を7対1看護にするのか。
→ そうしたいが、看護師足りない。ベッド数は減らしていない。
- 泉田委員 離職者率は。
→ 平成22年度で10.4%。

○病院長との意見交換

- 小西委員長 公立病院は経営改善の余地を残していると言われているが。
島本病院長 その通り。例えば、病院の建築費。民間の1.5~2.5倍のコストがかかっていると思われる。医師の給料は民間の方が高い。しかし、看護師と事務職員は民間の方が安い。お金の使い方は予算を使い切らないといけない。黒字を出しても、全部なくなってしまう。黒字分は投資させてほしい。いくら頑張っても、まったく還元されない。公務員制度の最たるもの。
- 小西委員長 公立病院の独立行政法人化をどう思うか。
島本病院長 独立行政法人化しても、病院経営はよくなる。実際、独立行政法人化して成功したところは1つもない。
- 泉田委員 病院の品格とは。
島本病院長 ある病院が小児科を閉鎖するにあたり、他の病院の負荷が増えるため、重症でない場合には診察料を高くしようという提案が公的病院からあった。これはあまりにも品格がない。やってはいけないラインがある。DPCを取るために、労力をかけるのは本末転倒。
- 泉田委員 外来が半分ぐらいキャッシュフローを稼いでいるが、外来は赤字ということに関しては。
島本病院長 診療所であれば黒字になる。これは変えていった方がいいと思う。
- 泉田委員 医師にとって、外来は負担感が大きいのか。
島本病院長 科によって異なると思う。
- 泉田委員 品格のある病院をつくるには。
島本病院長 国は何をしようとしているのかを見えるようにしてほしい。厚労省は医療をどうしようとしているのかをもっと見えるようにした方が現場としては目指すものがはっきりする。

静岡市保健所等との意見交換

(静岡市保健所)

加治所長、小野田保健衛生部長、葵健康支援課長 他5名、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、泉田委員、齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○城東保健福祉エリアについて

小西委員長 保健が大切であり、その後に医療なり福祉が出てきたと思うが、認識はどうか。

加治所長 そのとおり。

小西委員長 医療費抑制の観点から、取り組んでいることはあるか。

加治所長 禁煙治療に取り組んでいる。予防接種も非常に大きな医療費節減効果があると考えている。

沼尾委員 保健師の人数は。

→ 介護保険制度開始に伴い、保健と福祉を統合した先進的な相談支援体制をつくろうとする師長の意向があり、緩やかだが、増員できた。

泉田委員 集まってもらっての指導がいいのか、アウトリーチによる指導がいいのか。

→ それぞれが大事である。しかしながら、育児不安の親御さんをはじめ、更に継続指導が必要な事例が多くあるが、なかなかできていない。

泉田委員 非定型な対象者が増えているのか。

→ 特定保健指導等や地域支援事業(介護予防事業)という新たな施策は対象者が限定されており、このような新しい施策に市としても取り組みをしていく必要があるので、他の対象者への対応が難しい状況。

ただ、特定保健指導や介護予防事業がうまく委託事業となれば、地区への活動に時間を割けるようになる。

齊藤委員 障害者歯科保健センターが平成17年に開設されているが、それ以前はどうしていたのか。

→ 以前は県立こども病院と済生会総合病院で対応していた。

齊藤委員 公設公営としてのメリットは。

→ 近年、発達障害の子どもが増えてきている。また通常の診療部門で受け付けられない子どもがいるため、その子どもたちへの対応できること。

委託できる環境もないため、公設公営でせざるを得ない状況もあるかと。

泉田委員 対象となるべきだが、対象となっていない人はいるか。

→ いる。だが、人手不足という状況もあり、すべてを把握できている訳ではない。

泉田委員 医療機関からのフィードバックはあるか。

→ 地域の医療機関と連携するようにしている。

高端委員 民生委員との連携における課題は何か。

→ 民生委員によって、活動状況が異なるため、地区ごとに連携状況に差がある。

また民生委員へのさまざまな負担(子どもや高齢者の見守り等の行政からの依頼)が増

えている背景もある。

梶 補佐 説明を受けてアウトリーチが本来業務であると感じたが、静岡市特有なものなのか。

→ どの自治体の保健師も、誰もが保健師は地区活動が大切だと考えていると思う。

※補足：地区活動 サービスに出向くという単純なことではなく、地区に出て事後フォロー対象者や各種機関と関係することで、地区の状況や課題の発見をし、新たな施策化をする等の活動。

泉田委員 医療機関が退院支援をする形態がメインなのか。

→ 現在はそれがメイン。今後は病院、保健所、行き先が連携し、保健所がコーディネーター役をする形態にしていく予定。

沼尾委員 複合的なケースには、どのような対応をしているのか。

→ 例えば第1発見者は保健師。保健師が福祉事務所に連絡し、児童相談所や精神保健福祉課等の必要な機関で連携していく。関係者でのケース検討会議も実施している。

安東幼保園との意見交換

(安東幼保園)

川井園長、教育総務課長、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○安東幼保園について

小西委員長 腐心しているところを教えてください。

川井園長 幼保一体化の趣旨は、待機児童の解消と質の高い幼児教育をすること。午前中については、短時間保育も長時間保育も同じ年間計画で取り組んでいる。

小西委員長 長時間保育において、幼稚園と同じような質を保つのは困難なのではないか。

川井園長 長時間保育があるため、各学年の教諭らが相談し、交代で授業準備をするようにしている。

高端委員 保育士が短時間保育に、幼稚園教諭が長時間保育に入ることもあるのか。

川井園長 そもそも保育士と幼稚園教諭という区分けはしておらず、全員が安東幼保園の先生。ほとんどの教員が両方の免許を持っている。

安東幼保園の先生としては変わらないが、保育士は行政職であり、幼稚園教諭は教育職であるため、給与は異なる。時間外手当についても、保育士はあるが、幼稚園教諭にはない。

同じ仕事をしているにもかかわらず、待遇が異なるため、当初はいろいろとあった。予算は一括計上、人事は別々。

高端委員 幼保園としてやっていくことのメリットは。

川井園長 この地区に保育園ができたことにより、利用者にとって便利になった。

小西委員長 幼保園ができて7年目になるが、保護者からの受け止め方は。

川井園長 システムが異なるため、まったく問題がないわけではない。たとえば、PTAの有無や保育料が異なる。PTA活動については、長時間保育の保護者は不満に思っているかもしれない。しかしながら、希望して入園している。

課長 幼保園になる前から園児を通わせていた幼稚園の保護者は不安に思っていたかもしれない。

沼尾委員 幼稚園と保育園とは園児を別々に募集しているのか。また、短時間保育から長時間保育への振替はできるのか。一時的なものも可能か。

川井園長 別々に募集している。短時間保育から長時間保育への振替も弾力的にやっている。一時的な場合にも対応している。

小西委員長 幼保園ができてよかったことが他にもあればあげてほしい。

川井園長 立ち上げ当初、職員たちは困惑していた。しかしながら、時間が経つにつれて、良さ(幼稚園と保育園)もあることを職員が理解するようになってきた。

沼尾委員 どういう分野が突出しているのは。

- 川井園長 幼稚園は環境で育てるという意識があるため、園児が主体的に選べるような環境づくりに気を配っている。保育士は、ギター1本で園児たちの心をつかむ技術をもっている。
- 川井園長 現場での不協和音が出ないように、職員が幼保園に所属し、管轄が一緒になればいい。制度を一本化しないと、職員も一本化しない。
- 小西委員長 財政負担は。
- 課長 幼稚園、保育園がそれぞれに負担している。

特別支援教育センターとの意見交換

(特別支援教育センター)

学校教育課長、学校教育課参事、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○特別支援教育センターについて

沼尾委員 学校の統廃合による跡施設利用で、特別支援教育センターを3～4階を置いた理由は、

→ 地域の声を聞きながら、教育委員会の方針として設置した。

沼尾委員 市の単独事業か。

→ 市の単独事業である。

梶補佐 特別支援教育センターは形式上、番町小学校なのか。

→ 特別支援教育センターは公の施設である。

梶補佐 葵区以外にも、通級指導教室はあるのか。

→ 他の区にもあり、学校内にある。なお、幼児言語教室は葵区のみ。

高端委員 幼児言語教室は定員が100名と言うことだが、ニーズに追いついているのか。

→ 追いついていない状況。20名程度の待ち。

齊藤委員 この施設の紹介はどうしているのか。

→ 園児の場合は、園からの紹介をしている。

沼尾委員 城東保健福祉エリアといった子育て支援の部署との連携はなされているのか。

→ 3歳児検診といった際に、連絡をもらう場合がある。こちらから連絡するといったことはない。

高端委員 予算措置(事業費ベース)は、

→ センターの運営費及び特別支援の推進事業費をあわせて、11千万円程度。

梶補佐 支援員は何の資格を持っているのか。

→ 教員免許等。

梶補佐 任用形態は、

→ 非常勤嘱託員と臨時職員の2形態。

センターオープンにより、支援員を増員をしており、人件費が増加している。

沼尾委員 1学級は何人か。

→ 1年生は35人、2～4年は40人、5～6年生・中学生は35人学級である。

待機児童園「おひさま」との意見交換

(待機児童園「おひさま」)

富田園長、保育課長、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

齊藤委員(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○待機児童園「おひさま」について

梶補佐 この施設は3歳未満の認可保育所として届け出ること可能か。

→ 可能。

齊藤委員 4月から園児はどのくらいずつ増えていくのか。

→ 4月の時点でこの施設には数名配置し、それ以外の職員は市内の公立保育園に配置される。それから順次、子どもが増えるにつれてこちらの方に異動させる(所属は待機児童園扱い)。

異動元の保育園では、クラスを担当しないようにしている。

梶補佐 フリー保育士とは。

富田園長 職員が休みの時に対応する保育士のこと。

沼尾委員 園児増加による正規職員の異動の調整はどうしているのか。

→ 今までは正規職員の異動で対応していたが、現在は臨時職員を募集するようにしている。

梶補佐 静岡市は国の基準よりどれだけ上乗せしているか。

→ 1歳児以外は国の最低基準と同じだが、1歳児は1対4にしている。

高端委員 入所対象者の条件にある「特に緊急度の高い」とはどういう意味か。

→ 保育所に入所する基準を満たした上で、なおかつその中でも優先順位の高いかどうかということ。

沼尾委員 横浜市は地域によって待機児童数に差があるが、静岡市はどうか。

→ 地域によって偏りがある。

沼尾委員 今の枠組みのなかでは点数的に低くなってしまい、入所できない子どもを救う仕組みはあるのか。

→ 聞き取りをした上で、対応するようにしている。実際、年度途中に入所した子どももいる。

梶補佐 夜間のニーズの受け皿は、無認可保育園しかないのか。

→ 現状はそういう状況。

沼尾委員 入所対象年齢が3歳未満とある理由は。

→ 3歳未満に待機児童が多いため。また幼稚園も一時預かりを長くしているところもあるため。

齊藤委員 入所期間が短いことに関しては。

→ 育児休暇明けの人が多いため、まずは預けることが最優先されていると。

高端委員 年度途中から園児数が増えていくため、パートを募集するとのことだが、どのような形

態で雇用するのか。

富田園長 年度末までの期限付きで雇用する（年度更新）。

沼尾委員 運営費は単独事業か。

→ そのとおり。

沼尾委員 定員からするとまだ入所者数に余裕がある。基準を緩くすることはしないのか。

→ それが悩みどころ。基準を緩くしてしまうと、4～5月に定員いっぱいになってしまい、9～10月の受入ができなくなってしまう。一番望ましいのは年度末までに定員いっぱいになるようすること。

高端委員 定員72名の根拠は。

→ 現在の職員数で対応できる人数。施設としての定員はまだ多い。
ただ、これまで入所希望を断ったケースはない（対象者外はのぞく）。

沼尾委員 突発的な対応（一時預かり）はしないのか。

→ 現在はしていない。他の保育園等でもその対応をしているため（入園児以外も対象）。

高端委員 待機児童園を増やす予定は。

→ 市長のマニフェストもあり、増やす予定。

高端委員 待機児童園ばかり増やすのも、ちょっとおかしいのでは。

→ 駿河区のみ予定だった。駿河区は施設が足りなかった。他の区は保育士が確保できれば、対応可能。また、待機児童が増えている状況もある。